

平成28年度
法人電子申告システム (ASP1000R®)
税効果会計システム (eTaxEffect®)
[2016年07月版] ~ [2017年02月版]
システム改訂内容のご案内



目 次

平成28年度ASP1000Rの改訂内容	1
I 税制改正等への対応	1
1. 法人税関係改正への対応	1
(1) 法人税率の引き下げ[2016年07月版]	1
(2) 欠損金の繰越控除制度等の見直し[2016年07月版]	1
(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設[2016年10月版]	3
(4) 雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の整備[2016年07月版]	9
(5) 所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の整備[2016年07月版]	10
(6) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例の創設[2017年02月版]	14
(7) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]	15
(8) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]	15
(9) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]	15
(10) 法人税申告書の様式改正[2016年07月版][2016年10月版][2017年02月版]	16
(11) 会社事業概況書の様式改正[2016年10月版]	17
(12) 適用額明細書の記載要領の改正[2016年07月版]	17
2. 国際課税関係改正への対応	18
(1) 内国法人の外国税額控除の改正(国際課税原則の帰属主義への見直し)[2016年07月版][2017年02月版]	18
(2) 外国子会社益金不算入制度の改正[2016年07月版][2017年02月版]	31
3. 地方税関係改正への対応	39
(1) 外形標準課税の拡大[2016年07月版]	39
(2) 外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置[2016年07月版][2016年10月版]	40
(3) 資本割の特定子会社の株式等に係る控除措置[2016年07月版]	41
(4) 電気供給業の収入割の課税標準から控除される収入金額の特例[2016年07月版]	41
(5) 資本割の課税標準の特例[2016年10月版]	41
(6) 地方税申告書の様式改正[2016年10月版]	42
II 改善要望等に基づくレベルアップ	43
1. 法人税申告書作成機能の改訂	43
(1) 別表6(13)の作成機能の搭載[2017年02月版]	43
(2) 修正申告時の別表1の改訂[2017年02月版]	43
(3) 法人税・地方法人税の中間申告が不要である場合のワーキングシートデータの削除[2017年02月版]	43
(4) [別表6(16)雇用者数増加の特別控除(地方事業所)]ワーキングシートの改訂[2016年07月版]	44
(5) 担当別表確認ボタンの名称変更[2017年02月版]	44
(6) 別表17(3)ワーキングシートのデータ更新の障害修正[2016年07月版A]	44
2. 地方税申告書作成機能の改訂	44
(1) 国内事務所情報のCSV読込機能の改訂[2017年02月版]	44
(2) 第6号様式別表5の7の端数処理の改訂[2016年07月版]	45
(3) 事業税の分割基準「事務所等の数」の計算[2016年10月版]	45
(4) 相互会社の第6号様式・第20号様式の資本金等の額の表示[2016年10月版]	45
(5) 地方税申告書の損金算入所得税額の区分選択の障害修正[2016年11月版]	45
3. 消費税申告書作成機能の改訂	46
(1) [仕入れに係る消費税額の控除]ワーキングシートの金額入力欄の桁数拡張[2017年02月版]	46
(2) 消費税の「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」の計算[2016年07月版]	46

(3) 消費税申告書(一般用・簡易課税用)の様式改訂[2016年07月版]	46
4. 税効果会計機能の改訂	47
(1) 回収可能性適用指針への対応[2017年02月版]	47
(2) 注記「法定実効税率と実際の税負担率との差異比較表」の項目追加[2016年10月版]	47
5. その他の改訂	48
(1) [821. 国税・地方税の電子申告]メニュー起動時のチェック[2016年07月版]	48
(2) 地方税の「電子申告データ作成日時」の表示修正[2016年07月版]	48
(3) 「SkyPDF Pro for TKC」の改訂[2016年10月版]	48
III 国税・地方税の電子申告への対応	49
1. 法人税申告書の電子申告[2016年07月版][2016年10月版][2017年02月版]	49
2. 地方税申告書の電子申告	49
3. 第四世代税理士用電子証明書への対応[2017年02月版]	49
4. 国税添付書類のイメージデータ(PDF)による提出への対応[2016年07月版]	50
IV 利用上のご注意	52
1. 宮城県富谷市に電子申告する場合のご注意	52
2. 税効果会計システム(eTaxEffect)との連動に関するご注意	53
V 動作環境等	53
1. 通信環境の設定機能の改訂	53
2. プログラム・ダウンロードサービスのURLの変更について	54
3. その他の動作環境	54

平成28年度eTaxEffectの改訂内容55

I 税制改正への対応	55
1. 法人実効税率の引下げ [2016年07月版][2016年10月版]	55
2. 欠損金の繰越控除制度の見直し [2016年07月版]	57
3. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設への対応 [2016年07月版]	58
4. 地方拠点強化税制の拡充 [2016年07月版]	61
5. 外国税額控除制度の見直しへの対応 [2016年07月版]	63
6. 「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税の特別控除」制度等の繰越税額控除制度廃止への対応 [2016年07月版]	64
7. 地方法人特別税の廃止時期の変更に伴う改訂 [2016年10月版][2017年02月版]	65
II 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」への対応	66
1. 適用指針の主な内容	66
2. システムの改訂内容 [2016年07月版]	67
III 改善要望等に基づくレベルアップ	68
1. 事業税収入割の税額計算機能 [2017年02月版]	68
2. 前年度のeConsoliTax等の申告時残高を期首残高として読み込む機能の搭載 [2017年02月版]	73
3. 担当会社の一括登録機能の搭載 [2017年02月版]	78
4. 繰延税金負債の評価性引当額を計上する機能の搭載 [2017年02月版]	80
5. レポーティング・パッケージのCSV読込機能の強化 [2017年02月版]	82
6. 「将来課税所得の見積りの設計」機能の改訂 [2017年02月版]	83
7. 会社情報の設定内容を他の法人に複写する機能の搭載 [2017年02月版]	84
8. 繰越税額控除限度超過額に係る「地方法人税分の繰延税金資産」の自動計算への対応 [2017年02月版]	85
9. eConsoliTax等からのデータ読込機能の強化 [2017年02月版]	86
10. 入力データの切出し機能の改訂 [2017年02月版]	86
11. eConsoliTax等の事業税所得割の「特定寄附金税額控除」の連動 [2016年11月版][2017年02月版]	86

12. 「永久差異」の初期項目名の変更 [2017年02月版]	86
13. 「会社情報」の「スケジューリング不能な「その他有価証券評価差額」の扱い」区分の選択項目の名称変更 [2017年02月版]	87
14. 整合性チェックの条件変更 [2017年02月版]	87
15. 6期後以降の将来減算一時差異の回収可能性の判断方法を選択できる機能の搭載[2016年07月版]	88
16. 連結会計システム(eCA-DRIVER)への一時差異等の切り出し機能の搭載 [2016年07月版]	89
17. オンラインQ&Aの利便性向上 [2016年07月版]	90
18. 法人税額が0の場合における、直接入力した特別控除額の計算の見直し [2016年07月版]	90
19. 「注記：法定実効税率と実際の税負担率との差異」の税率差異項目の計算式の見直し [2016年07月版]	90
20. マネジメントレポート設計ツールの関数の修正 [2016年07月版]	90
21. その他の修正 [2017年02月版]	90
IV 利用上のご注意	91
1. 「参照のみ可能とする」の区分変更について	91
2. 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の「当期の税額計算」は、平成28年度eTaxEffectで行ってください。	91
3. 平成27年度版から平成28年度eTaxEffectへの「年度更新」や「複写」を行う場合のご注意	91
4. 連結納税システム(eConsoliTax)等で作成した連動データの読込について	91
V 動作環境	91
今後の平成28年度ASP1000Rの提供予定	92

平成28年度ASP1000Rの改訂内容

I 税制改正等への対応

1. 法人税関係改正への対応

(1) 法人税率の引き下げ [2016年07月版]

① 改正の概要

普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等に対する法人税の税率が23.9%から23.2% (平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度については23.4%)に引き下げられました。

当改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(法法66、平成28年改正法附則26)。

法人の区分			改正前	改正後	
			27.4.1以後開始	28.4.1以後開始	30.4.1以後開始
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	15%	19% (15%)	19%
		年800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.2%
	中小法人以外の法人		23.9%	23.4%	23.2%
一般社団法人等及び公益法人等とみなされているもの	年800万円以下の部分	15%	19% (15%)	19%	
	年800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.2%	
人格のない社団等	年800万円以下の部分	15%	19% (15%)	19%	
	年800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.2%	

(注)表中、かっこ内の税率は、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

② システムの対応

別表1(1)次葉の計算処理を、事業年度に応じた税率を適用して法人税額を計算するように改訂しました。

(2) 欠損金の繰越控除制度等の見直し [2016年07月版]

① 改正の概要

1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等以外の法人の各事業年度(一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。)の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除前所得の金額に対する控除限度割合の段階的な引下げ措置について、次のとおり改正されました(法法57①、58①、平成27年改正法附則27②)。

改正前		改正後	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
27.4.1~29.3.31	100分の65	27.4.1~28.3.31	100分の65
		28.4.1~29.3.31	100分の60
29.4.1~	100分の50	29.4.1~30.3.31	100分の55
		30.4.1~	100分の50

2) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間等の延長時期の見直し

欠損金額の繰越期間を9年から10年に延長する措置について、平成30年4月1日以後に開始する事業年度(改正前：平成29年4月1日以後に開始する事業年度)において生ずる欠損金額から適用することとされました(法法57①、58①、平成27年改正法附則27①)。

② システムの対応

[別表1・3 法人税額の計算基礎]ワーキングシート(メニュー332-1)の[繰越欠損金の所得金額控除限度額]区分の選択肢(所得金額の一定割合に制限する場合の項目名)を、事業年度に応じて次のように切り替えるようにしました。

1. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 「所得金額の65%」
2. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 「所得金額の60%」
3. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 「所得金額の55%」
4. 平成30年4月1日以後に開始する事業年度 「所得金額の50%」

[別表1・3 法人税額の計算基礎]ワーキングシートの[法人税額の計算基礎]タブ

別表1・3: 法人税額の計算基礎(必須) (H28)

001: 改訂内容のご案内 事業年度: 平成28年4月1日～平成29年3月31日

法人税額の計算基礎 | 欠損金繰戻還付・修正申告 | 添付書類 | 留保金課税計算基礎 | 留保金課税不適用付表

1. 法人税額・地方法人税額の計算基礎を入力してください。

作成申告書 別表一 (-)

税務署処理事項 所管 業種目 概況書 要否 別表等 売上金額 解説 百万

申告区分 確定申告 翌年以降送付要否 税理士法第30条の書面提出

事業年度 第 期 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 税理士法第33条の2の書面提出

法人の種類 株式会社

資本金の額等が5億円以上の親法人 解説 有り 無し 資本金の額等 1,000,000,000 留保金課税不適用特例 解説

税法上の中小法人等 解説 該当しない 指法42の4の中小企業者等 解説

繰越欠損金の所得金額控除限度額 解説 所得金額(100%) 所得金額の60%

連年納税取消の既に控除された額 リース特別控除取戻税額(別表8(24)) 5 (自動転記)

上記以外の加算額

土地譲渡 課税土地譲渡利益金額 6

同上に対する税額 22

使途秘匿金の支出額 10

仮装経理の控除税額 法人税分 11

地方法人税分 39

当期に控除できる外国税額 法人税分 17 (自動転記)

地方法人税分 解説 38 (自動転記)

残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日

決算確定の日 平成 年 月 日

▲ 1. 配当等は「留保金課税計算基礎」で入力します。
2. 修正申告の場合、「欠損金繰戻還付・修正申告」タブを入力・確認します。

前項目 入力終了 右タブ

別表7(1)及び第6号様式別表9の「所得金額控除限度額」は、当区分の選択に応じて計算します。

(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 [2016年10月版]

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度を導入します。

※地方交付税の不交付団体であって、東京圏・近畿圏中心部・中部圏中心部にある団体は上記枠組みの対象となりません。

※主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象となりません。

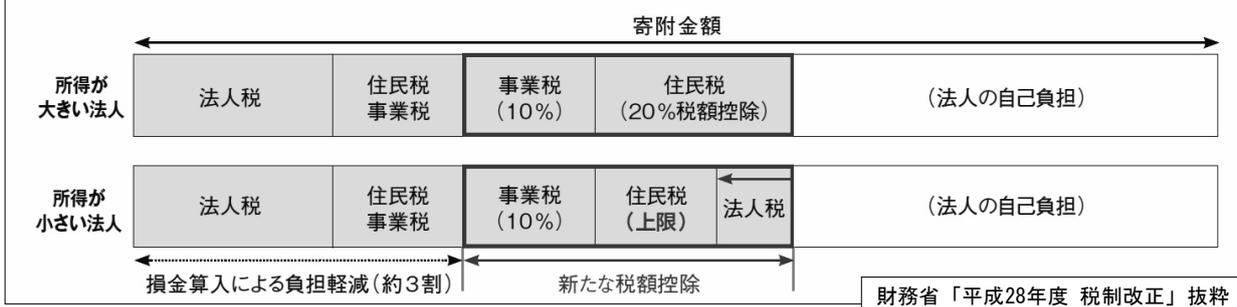
※地域再生法の一部改正法施行日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附について適用されます。

従前の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、

①法人事業税:寄附金額×10%の税額控除(税額の20%(平成29年度以降は15%)を上限)

②法人住民税:寄附金額×20%の税額控除(税額の20%を上限)

③法人税 : ②で控除しきれなかった金額と寄附金額×10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除(税額の5%を上限)



① 制度の概要

改正地域再生法の施行の日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金(特定寄附金)を支出した場合には、次のとおり、地方税は事業税において寄附額の10%、住民税において寄附額の20%を税額控除することとされ、住民税の税額上限に達し、寄附額の20%が控除できない場合に、控除できなかった部分を法人税において、寄附額の10%を上限に税額控除することとされました。

1) 事業税

事業税額から、特定寄附金の額の合計額(分割法人にあつては、当該合計額を事業税の課税標準の分割基準によりあん分して計算した金額)の10%相当額(上限:事業税額の20%)を税額控除(地法附則9の2の2、地方法人特別税等に関する暫定措置法2②)

2) 住民税

法人税割額から、特定寄附金の額の合計額(分割法人にあつては、当該合計額を法人税割の課税標準の分割基準である従業者数によりあん分して計算した金額)の次の割合に相当する金額(上限:法人税割額の20%)を税額控除(地法附則8の2の2)

1. 道府県民税: 5%
2. 都民税:(特別区分)20%、(市町村分)5%
3. 市町村民税: 15%

3) 法人税

調整前法人税額から、次の算式により計算した金額のうちいずれか少ない金額(上限:調整前法人税額の5%)を税額控除(措法42の12の2①)

A: 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 20% - その特定寄附金の支出について法人住民税から控除される一定の金額(注2)

B: 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 10%

(注1)その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限り、

(注2)「(調整前法人税額 + 加算調整額 - 税額控除額) × 1.4%又は2.58%」により計算した金額(措令27の12の2①、平成28年改正措令附則15①)

これに伴い、地方税については、都道府県提出用の**第7号の3様式**及び市町村提出用の**第20号の5様式**「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」が新設されました。
 法人税については、**別表6(17)**「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書」が新設されました。

② システムの対応

1) 申告書別表の作成

[別表14(2)等 寄附金の損金算入・特定寄附金の特別控除]ワーキングシートに[特定寄附金(企業版ふるさと納税)]タブを追加して、特定寄附金の明細を入力できるようにしました。

入力された明細に基づき、別表6(17)、第7号の3様式及び第20号の5様式を作成して、各税額控除額を自動計算します(6・7頁参照)。

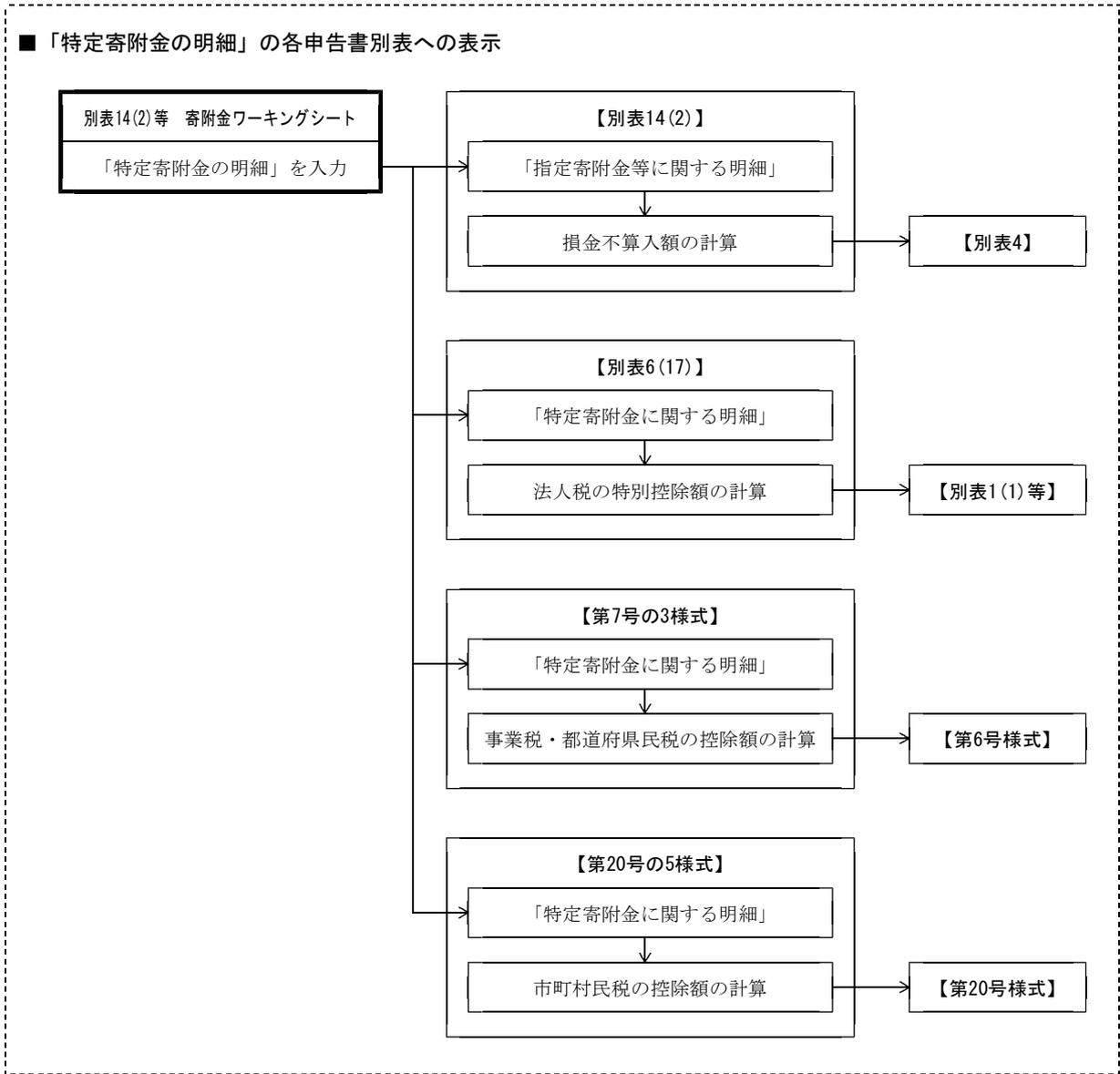
また、特定寄附金は地方公共団体に対する寄附金であることから、当該明細を、別表14(2)「指定寄附金等に関する明細」の各欄に表示します。

[別表14(2)等 寄附金の損金算入・特定寄附金の特別控除]ワーキングシートの[特定寄附金(企業版ふるさと納税)]タブ

2) 検討表の追加

地方税の控除額の計算内容を、申告先別に一覧で確認できる申告検討表として、「都道府県税(事業税・都道府県民税)の特定寄附金の控除額の一覧確認表」及び「市町村民税の特定寄附金の控除額の一覧確認表」を[335. 申告検討表の印刷]メニューで印刷できるようにしました(8頁参照)。

■ 「特定寄附金の明細」の各申告書別表への表示



認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内
------	-------------------	-----	----------

別表六(十七) 平二十八・四・二十以後終了事業年度分

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	100,000,000	円 住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額の計算 調整基礎減算額 の 計 算	調整前法人税額 (6)	11	23,201,100	
税額控除基準額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2	20,000,000		法人税額調整加算額 ((別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(二十四)「31」)	12		
差引税額控除基準額残額 (2)-(18)	3	19,401,412		中小企業者等以外の法人 ((別表六(九)「15」+「20」)+(別表六(十)「14」+「20」+「25」)+(別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+(別表六(十八)「14」+「19」)+(別表六(二十一)「20」+「25」)+別表六(二十二)「10」)	13		0
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4	10,000,000		中小企業者等 ((別表六(六)「13」+「22」)+(別表六(七)「20」+(別表六(九)「15」+「20」)+(別表六(十)「14」+「20」+「25」)+(別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+(別表六(十五)「22」+(別表六(十六)「14」+「22」+「32」)+(別表六(十八)「14」+「19」)+(別表六(十九)「13」+別表六(二十)「19」+(別表六(二十一)「20」+「25」)+別表六(二十二)「10」)	14		
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5	10,000,000					
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	23,201,100					
当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	1,160,055		仮計 (11)+(12)-((13)又は(14))	15		23,201,100
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	1,160,055		控除対象個別帰属調整額等	16		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)	9			住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)-(16) ((12)>((15)-(16))の場合は(12))	17		23,201,100
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	1,160,055		住民税額控除額 $(17) \times \frac{2.58}{100}$ 又は(14)	18		598,588
特 定 寄 附 金 に 関 する 明 細							
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容			特定寄附金の額		
					19		
平 29・2・1	〇〇県〇〇町	(サンプル事例のため省略)			100,000,000		
計						100,000,000	

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで	法人名	改訂内容のご案内
------------------	--------------------------------	-----	----------

第七号の三様式

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①	29・2・1	〇〇県〇〇町	(サンプル事例のため省略)	100,000,000 ^円
計				② 100,000,000

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	① 従業者数 2. 固定資産の価額	③ 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数
--------------	----------------------	--------------------------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位=) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位= 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		49,999,999 ^円	100	66,666,666 ^円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥			150	

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	49,999,999 ^円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	66,666,666 ^円
控除額 ⑦×10/100	⑧	4,999,999	控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰	⑬	3,333,333
控除対象事業税額 第6号様式④⑤-第6号様式④⑥	⑨	3,405,500	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩	681,100	控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪	681,100	市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			控除額 ⑯×5/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式⑦-第6号の2様式③	⑱	618,680
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	123,736
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	123,736

（東京都の場合）

(4) 雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の整備[2016年07月版]

① 改正の概要

1) 雇用促進税制の見直し

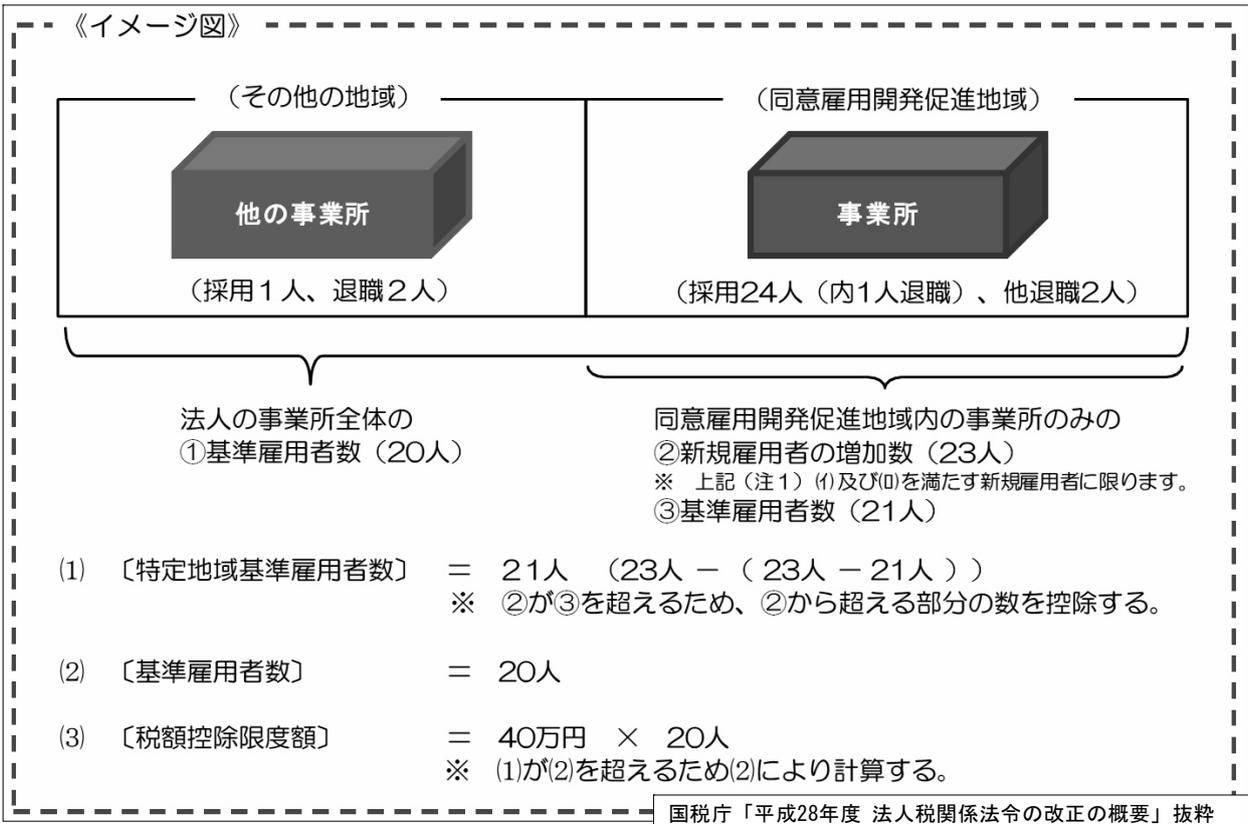
基準雇用者数に係る措置について、税額控除限度額の計算の基礎となる基準雇用者数が「特定地域基準雇用者数」に変更された上で、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法42の12①)。

税額控除限度額は、次の算式により計算しますが、特定地域基準雇用者数が適用年度の基準雇用者数(注1)を超える場合には、その基準雇用者数とされます。

$$\text{税額控除限度額} = 40\text{万円} \times \text{特定地域基準雇用者数}$$

特定地域基準雇用者数とは、適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所(注2)においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数(その数とその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。)として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12⑤五)。

1. その法人との間で労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること(無期雇用)
 2. 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でないこと(フルタイム)
- (注1) その適用年度において地方事業所基準雇用者数に係る措置(措法42の12②)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除します。
- (注2) その適用年度において地方事業所基準雇用者数に係る措置(措法42の12②)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。



2) 所得拡大促進税制との重複適用措置の整備

所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の4))と重複して適用することができることとされました。詳細は、次の(5)を参照してください。

② 適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(平成28年改正法附則85)。

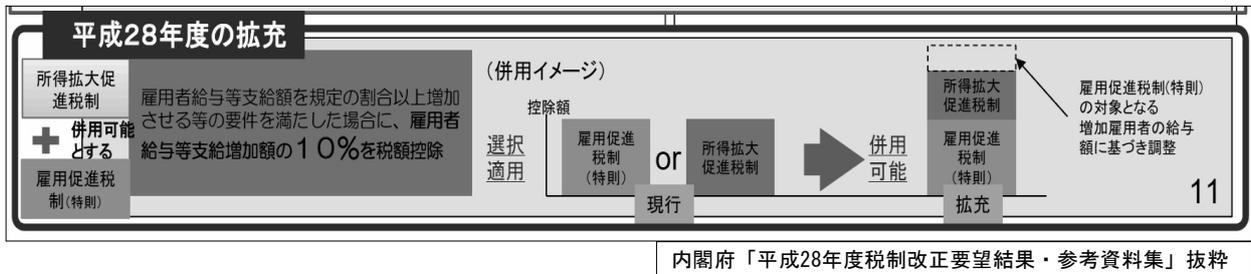
③ システムの対応

[別表6(16) 雇用者数増加の特別控除]及び[別表6(16) 雇用者数増加の特別控除(地方事業所)]の各ワーキングシートを改訂して、改正後の別表6(16)及び別表6(16)付表を作成できるようにしました。

[別表6(16) 雇用者数増加の特別控除]ワーキングシート

(5) 所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の整備[2016年07月版]

① 改正の概要



雇用促進税制(措法42の12)と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合には、所得拡大促進税制における税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、雇用促進税制における税額控除限度額の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として次の算式により計算した金額を控除した金額とされました(措法42の12の4①、措令27の12の4①)。

$$\text{雇用者給与等支給増加額から控除する金額} = (A + B) \times 30\%$$

A : 適用年度に係る次の金額
 雇用者1人当たりの給与等支給額(注1) × (特定地域基準雇用者数+地方事業所基準雇用者数)

(注1) Aにおける雇用者1人当たりの給与等支給額とは、適用年度の雇用者給与等支給額をその適用年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます(措令27の12の4①ー)。

B：適用年度前各事業年度(注2)に係る次の金額の合計額(注3)

雇用者1人当たりの給与等支給額(注4) × 地方事業所基準雇用者数(注5)

(注2)適用年度前各事業年度とは、その適用年度開始の日前に開始した各事業年度をいいます。

(注3)次の場合のいずれにも該当する場合に計算します(措令27の12の4①二)。

1. 適用年度において雇用促進税制の地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(措法42の12③)の適用を受ける場合
 2. 適用年度前各事業年度において雇用促進税制の地方事業所基準雇用者数に係る措置(措法42の12②)の適用を受けた場合
- (注4)Bにおける雇用者1人当たりの給与等支給額とは、適用年度開始の日前に開始した事業年度で雇用促進税制の地方事業所基準雇用者数に係る措置(措法42の12②)の適用を受けた事業年度の雇用者給与等支給額をその事業年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます(措令27の12の4①二)。

なお、その事業年度において所得拡大促進税制の適用を受けなかった場合には、適用年度に係る比較雇用者給与等支給額を雇用者給与等支給額として計算することができます(措令27の12の4③)。

(注5)適用年度における雇用促進税制の地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(措法42の12③)の適用に係るその移転型計画の特定業務施設のみを特定業務施設とした場合における適用年度前各事業年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します(措令27の12の4②)。

これに伴い、雇用者給与等支給増加額から控除する金額を計算するための書式として、**別表6(19)付表「雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書」**が新設されました。

② 適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(平成28年改正法附則85)。

③ システムの対応

[別表6(19)等 給与等支給額増加の特別控除]ワーキングシートに[雇用促進税制との重複適用]区分と[重複基準額]タブを追加して、重複適用する場合には別表6(16)、別表6(16)付表、別表6(19)及び別表6(19)付表を同時に作成できるようにしました。

[別表6(19)等 給与等支給額増加の特別控除]ワーキングシートの[重複基準額]タブ

別表6(16)と別表6(19)を両方作成する場合は[する]を選択(初期値：別表6(16)WSを入力済みの場合に[する])

雇用促進税制との重複適用 解説 する

適用年度の給与等 | 前年度の給与等 | 基準年度の給与等 | **重複基準額** | 事業税の控除に係る調整 | 更正の場合の控除上限額

7. 過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算基礎を入力してください。(別表6(19)付表)

事業年度又は連結事業年度	調整年度		
	前々々期	前々期	前期
8	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 27年 4月 1日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 28年 3月 31日
措令27の12の4③の適用 <input type="checkbox"/> 解説	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
調整年度の別表6(19)[1]			
雇用者給与等支給額			689,000,000
調整年度終了の日における雇用者数 <input type="checkbox"/> 解説			130 人
控除対象地方事業所基準雇用者数 <input type="checkbox"/> 解説			5 人
地方事業所基準雇用者数(移転型計画のみで計算) <input type="checkbox"/> 解説			5 人

[重複基準額]タブは、次の条件にすべて該当する場合に入力(措令27の12の4①二)

1. 当期に雇用促進税制と所得拡大促進税制を重複適用
2. 当期に雇用促進税制の地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(措法42の12③)を適用
3. 過年度に雇用促進税制の地方事業所基準雇用者数に係る措置(移転型)(措法42の12②)を適用

別表6(19)付表(13頁参照)は、[雇用促進税制との重複適用]区分が[する]の場合に作成します。

「**当期雇用者給与等支給増加重複基準額(5)**」(上記①Aの金額)は、自動計算しますので、計算基礎の入力はありません。「**過年度雇用者給与等支給増加重複基準額(6)**」(上記①Bの金額)は、[重複基準額]タブの入力に基づき計算します。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内（所得拡大促進税制）
------	-------------------	-----	--------------------

別表六(十九) 平成二十八・四・一以後終了事業年度分

調整前雇用者給与等支給額の計算	雇用者給与等支給額	1	756,000,000	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 (9) × $\frac{10}{100}$ (1) < (5) の場合又は (6) ≤ (7) の場合は 0	10	23,185,000
	基準雇用者給与等支給額 (19)	2	500,000,000		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	11	2,340,000,000
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3	256,000,000		当期税額基準額 (11) × $\frac{10}{100}$	12	234,000,000
	増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4	0.512		当期税額控除可能額 (10) と (12) のうち少ない金額	13	23,185,000
	比較雇用者給与等支給額 (23)	5	689,000,000		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)	14	
	平均給与等支給額 (29の①)	6	450,000		法人税額の特別控除額 (13) - (14)	15	23,185,000
	比較平均給与等支給額 (29の②)	7	441,666				
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(十九)付表「7」)	8	24,150,000				
	雇用者給与等支給増加額 (3) - (8) (マイナスの場合は 0)	9	231,850,000				
基準雇用者給与等支給額の計算							
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (16)の基準事業年度又は基準連結事業年度の月数	基準雇用者給与等支給額 (17) × (18)				
16	17	18	19				
平 24・4・1 平 25・3・31	500,000,000	12 12	500,000,000				
比較雇用者給与等支給額の計算							
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (20)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (21) × (22)				
20	21	22	23				
平 27・4・1 平 28・3・31	689,000,000	12 12	689,000,000				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算							
		平均給与等支給額の計算 適用年度	比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度				
		①	②				
雇用者給与等支給額	24	756,000,000	689,000,000				
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	25	756,000,000	689,000,000				
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	26	0	0				
継続雇用者給与等支給額 (25) - (26)	27	756,000,000	689,000,000				
月別支給対象者の合計数	28	1,680	1,560				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(27)}{(28)}$	29	450,000	441,666				

(6) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例の創設[2017年02月版]

① 制度の概要

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の特定事業を実施する一定の法人に該当するもの(注1)が、その各事業年度(注2)において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額として一定の金額を有する場合には、その金額の20%相当額の所得控除ができることとされました。なお、次の規定の適用を受ける事業年度においては、本制度は適用されません。

1. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除(措法42の10①②)
2. 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11①②)
3. 沖縄の認定法人の所得の特別控除(措法60)

(注1)改正国家戦略特別区域法の施行の日(平成28年9月1日)から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域法の指定を受けたものに限ります。

(注2)その内国法人の設立の日から同日以後5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度等に限ります。

これに伴い、所得の特別控除額を計算するための書式として、**別表10(2)**「国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書」が新設されました。

② システムの対応

[別表10(2) 国家戦略特別区域の所得の特別控除]ワーキングシートを追加して、別表10(2)を作成できるようにしました。

[別表10(2) 国家戦略特別区域の所得の特別控除]ワーキングシート

(7) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]

① 改正の概要

次の適用期限をもって廃止されました(平成28年旧措法42の12の5、平成28年改正法附則91)。

1. 税額控除率の上乗せ措置 平成28年3月31日

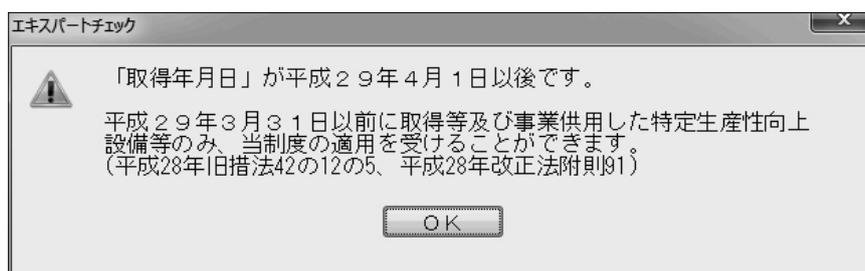
平成28年4月1日前に取得等をして、かつ、事業供用をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。

2. 上記以外の措置 平成29年3月31日

平成29年4月1日前に取得等をして、かつ、事業供用をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。

② システムの対応

[別表6(20) 生産性向上設備等の特別控除]ワーキングシートにおいて、[取得年月日]又は[事業の用に供した年月日]欄に平成29年4月1日以後の日付が入力された場合には、エキスパートチェックを表示するようにしました。



(8) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]

① 改正の概要

税額控除率が次のとおり引き下げられました(震災特例法17の2②、④二)。

区分	改正前	改正後	
		28.4.1～31.3.31に取得等	31.4.1～33.3.31に取得等
機械装置	15%	15%	10%(注)
建物等及び構築物	8%	8%	6%(注)

(注)福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したのものについては、引き続き、15%又は8%の税額控除率が適用されます。

② 適用時期

平成28年4月1日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます(平成28年改正法附則137)。

③ システムの対応

[別表6(21) 復興産業集積区域等における機械等の特別控除]ワーキングシートに[福島県の区域内での事業供用]区分を追加しました。平成31年4月1日以後に終了する事業年度の場合には、当該区分と取得年月日に基づき税額控除率を判定して税額控除限度額を計算します。

(9) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除[2016年07月版]

① 改正の概要

平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率が7%(改正前10%)に引き下げられました。

(注)福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人がその認定に係る復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額については、引き続き、10%の税額控除率が適用されます。

② システムの対応

[別表6(22) 復興産業集積区域等における雇用の特別控除]ワーキングシートを改訂して、10%の税額控除率を

適用する給与等と7%の税額控除率を適用する給与等を、それぞれ入力できるようにしました。平成31年4月1日以後に終了する事業年度の場合には、各入力金額ごとに税額控除率を適用して税額控除限度額を計算します。

(10) 法人税申告書の様式改正 [2016年07月版] [2016年10月版] [2017年02月版]

「法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成28年財務省令第41号)」及び「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年財務省令第62号)」で様式が新設又は改正された次の申告書別表に対応しました。

行	別表番号	別表名
1	1(1)	各事業年度の所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分
2	1(2)	各事業年度の所得に係る申告書－公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同組合等の分
3	1(3)	各事業年度の所得に係る申告書－特定の医療法人の分
4	3(1)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書
5	4	所得の金額の計算に関する明細書
6	6(2)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書
7	6(2)付表1※	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書
8	6(2)付表2※	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書
9	6(2)付表3※	国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書
10	6(2)付表4※	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書
11	6(2)の2)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書
12	6(3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書
13	6(3)付表1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書
14	6(4)の2)※	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書
15	6(5)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書
16	6(5)の2)※	外国税額の控除に関する明細書
17	6(6)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
18	6(7)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
19	6(8)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書
20	6(9)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
21	6(10)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
22	6(13)	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
23	6(15)	地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
24	6(16)	雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
25	6(16)付表	基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書
26	6(17)※	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
27	6(18)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
28	6(19)	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
29	6(19)付表※	雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書
30	6(20)	生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
31	6(21)	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進

		区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
32	6(22)	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
33	6(23)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
34	6(23)付表	前期繰越分に係る調整前法人税額超過構成額に関する明細書
35	6(24)	リース特別控除取戻税額に関する明細書
36	6(25)	リース資産の使用状況等に関する明細書
37	7(1)	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書
38	7(3)	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書
39	8(1)	受取配当等の益金不算入に関する明細書
40	8(2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書
41	9(1)	保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書
42	10(2)※	国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書
43	10(6)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書
44	11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
45	11(1)の2)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
46	13(9)	平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書
47	14(2)	寄附金の損金算入に関する明細書
48	14(4)	新株予約権に関する明細書
49	14(5)	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書
50	14(6)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書
51	14(6)付表1	支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書
52	14(7)	リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書
53	17(3)の3)	特定外国子会社等の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細書
54	17(3)の4)	特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書
55	17(3)の5)	間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の計算に関する明細書

※新設された別表

(11) 会社事業概況書の様式改正 [2016年10月版]

『平成28年6月28日 課法7-24「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)』で様式が改正された会社事業概況書に対応しました。

(注)平成28年度ASP1000Rで「会社事業概況書(外国法人)」の作成機能は削除しました。

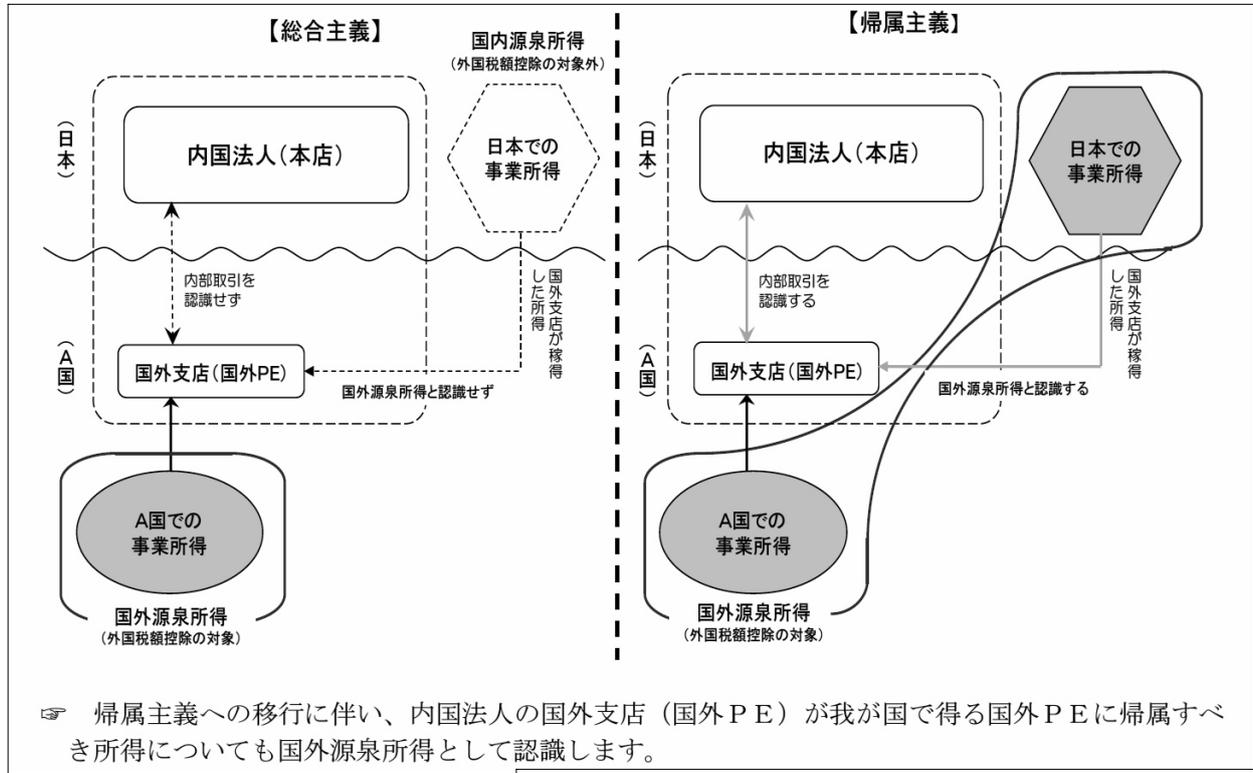
(12) 適用額明細書の記載要領の改正 [2016年07月版]

適用額明細書の作成機能について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年財務省令第43号)」で改正された適用額明細書に記載すべき「租税特別措置法の条項」と「区分番号」に対応しました。

2. 国際課税関係改正への対応

(1) 内国法人の外国税額控除の改正（国際課税原則の帰属主義への見直し）[2016年07月版][2017年02月版]

平成26年度税制改正により、国際課税原則の帰属主義への見直しが行われ、内国法人の外国税額控除制度について、その控除限度額の計算に当たって、国外PEに帰属すべき所得(国外PE帰属所得)が国外源泉所得とされました。国外PE帰属所得については、内部取引を認識し、内部取引に係る移転価格税制を適用して、その所得金額を計算します。



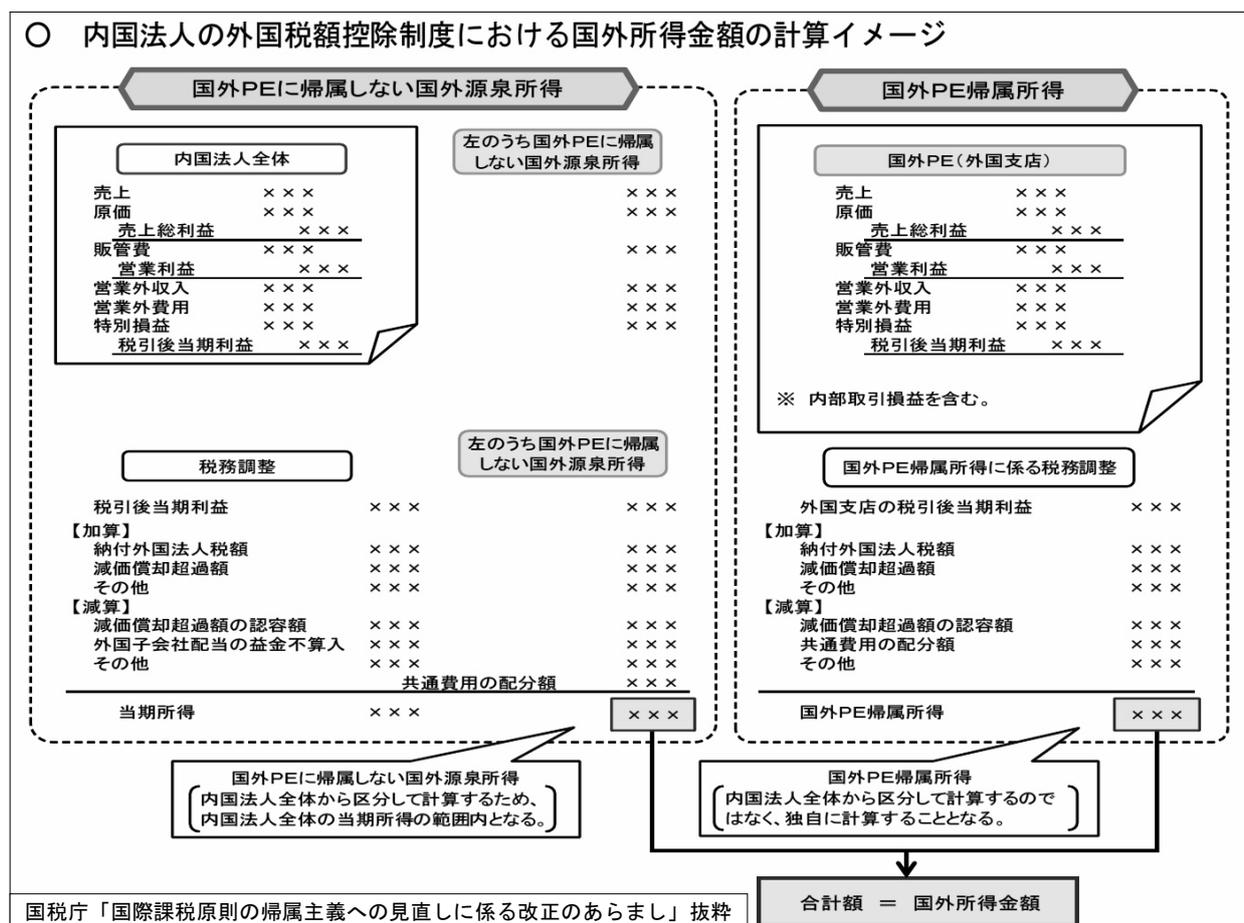
国税庁「国際課税原則の帰属主義への見直しに係る改正のあらまし」抜粋

① 国外所得金額の計算

外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額は、「法第69条第4項第1号に掲げる国外源泉所得（**国外事業所等帰属所得**）に係る所得の金額」と「法第69条第4項第2号から第16号までに掲げる国外源泉所得（**その他の国外源泉所得**）に係る所得の金額」の合計額とされました（法令141の2）。

これに伴い、**別表6(2)**「内国法人の外国税額の控除に関する明細書」の書式が、国外所得金額を「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」と「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」の合計額により計算するように改正されました。改正後の別表6(2)は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。なお、平成28年4月1日以前に開始する事業年度においては、**別表6(5の2)**「外国税額の控除に関する明細書」（改正前(従来)の別表6(2)と同じ内容の書式)を適用します。

○ 内国法人の外国税額控除制度における国外所得金額の計算イメージ



② 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算

国外事業所等帰属所得は、内国法人が国外事業所等を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき所得とされています(法法69④一)。

内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額は、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る益金の額から損金の額を控除した金額とされています(法令141の3①)。「国外事業所等を通じて行う事業に係る益金の額」及び「国外事業所等を通じて行う事業に係る損金の額」は、別段の定めがあるものを除いて、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算することとされています(法令141の3②)。

(注)1. 国外事業所等とは、国外にある恒久的施設に相当する一定のものをいいます。

2. 内国法人の本店等とは、内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずる一定のものでその国外事業所等以外のものをいいます。

3. 内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められる一定のものをいいます。

上記の「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」を計算するための書式として、**別表6(2)付表1**「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書」が新設されました。

③ 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算の別段の定め

1) 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の加算調整

内国法人の国外事業所等に係る自己資本の額がその国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない場合には、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子のうちその国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない金額に対応する部分の金額を、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、加算調整する

こととされています(法令141の4)。

2) 銀行等の資本に係る負債の利子の減算調整

銀行等である内国法人の有する資本に相当するものに係る負債につき当該事業年度において支払う負債の利子の額のうち、その内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本の額に対応する部分の金額は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、減算調整することとされています(法令141の5)。

上記1) 及び2) の調整額を計算するための書式として、**別表6(2)付表2**「国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書」が新設されました。

3) 国外事業所等に帰せられるべき資本の額(国外事業所等帰属資本相当額)

上記1) 及び2) にある「国外事業所等に帰せられるべき資本の額」は、「資本配賦法」又は「同業法人比準法」のいずれかの方法により計算します。

資本配賦法	内国法人の自己資本の額に、内国法人の資産の額に対する国外事業所等に帰せられるべき資産の額の割合を乗じて、その国外事業所等に帰せられるべき資本の額を計算する方法	銀行等以外	資本配賦原則法(法令141の4③一イ) 資本配賦簡便法(法令141の4⑥一)
		銀行等	規制資本配賦法(法令141の4③一ロ)
同業法人比準法	国外事業所等に帰せられる資産の額に、国外事業所等所在地国で事業を行う同業他社の自己資本比率を乗じて、その国外事業所等に帰せられるべき資本の額を計算する方法	銀行等以外	リスク資産資本比率比準法(法令141の4③二イ) 簿価資産資本比率比準法(法令141の4⑥二)
		銀行等	リスク資産規制資本比率比準法(法令141の4③二ロ)

国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算は各国外事業所等ごとに行い、計算方法についても、各国外事業所等ごとに、資本配賦法と同業法人比準法のいずれかを選択することになります。ただし、いったん選択した方法は、特段の事情がない限り、継続適用する必要があります(法令141の4⑦)。

なお、銀行等以外の法人の各事業年度の資本配賦原則法と資本配賦簡便法の選択には、特に制限はありません。リスク資産資本比率比準法と簿価資産資本比率比準法の選択についても同じです。

上記3) の資本の額を計算するための書式として、**別表6(2)付表3**「国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書」が新設されました。

4) 保険会社の国外事業所等に帰せられるべき投資資産に係る収益の額の減算調整

保険会社である内国法人の国外事業所等に係る投資資産の額がその国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額を上回る場合には、その上回る部分に相当する金額(投資資産超過額)に係る収益の額を、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、減算調整することとされています(法令141の6)。

上記4) の調整額を計算するための書式として、**別表6(2)付表4**「保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書」が新設されました。

④ その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算

その他の国外源泉所得は、法第69条第4項第2号から第16号までに掲げる国外源泉所得とされています。ただし、第2号から第13号まで、第15号及び16号に掲げる国外源泉所得にあっては国外事業所等帰属所得に該当するものは除くこととされています(法令141の2二)。

1. 国外にある資産の運用・保有所得(2号)
2. 国外にある資産の譲渡所得(3号)
3. 国外において行う人的役務提供事業の対価(4号)
4. 国外にある不動産等の貸付けによる対価(5号)

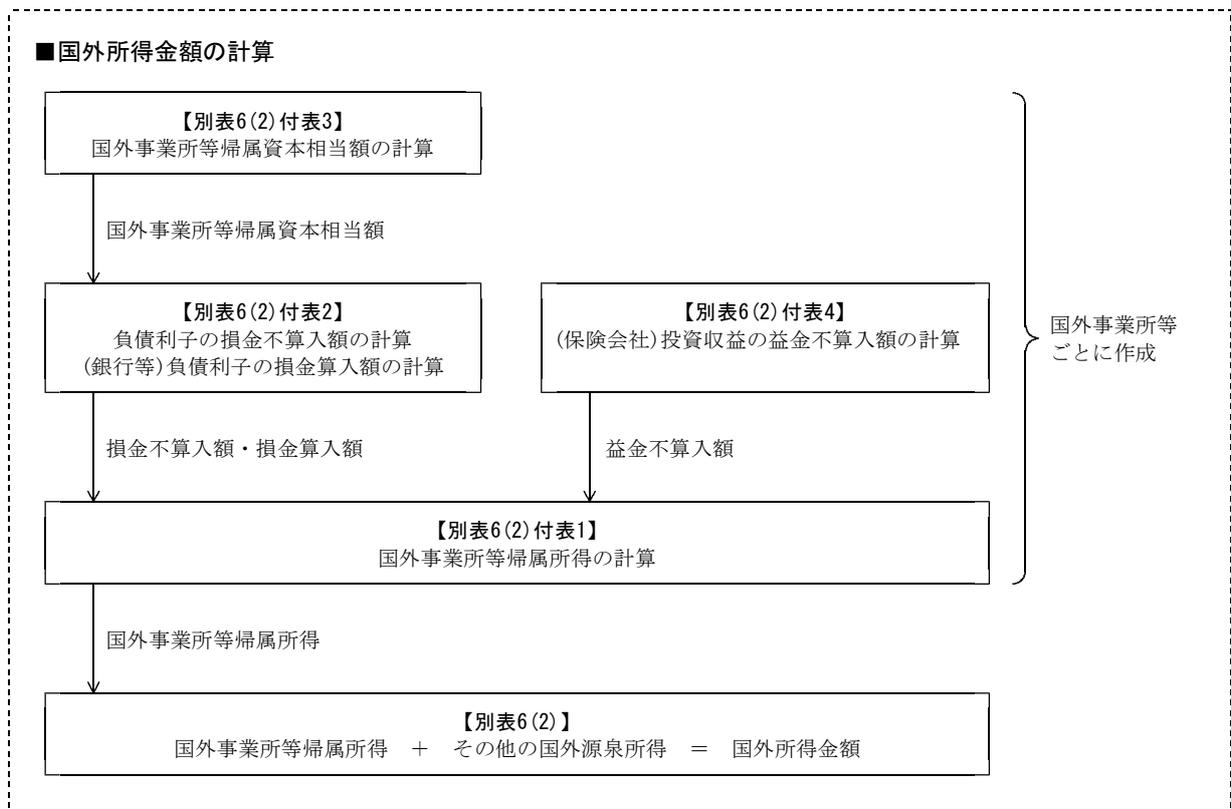
5. 外国法人の発行する債券の利子等(6号)
6. 外国法人から受ける配当等(7号)
7. 国外業務に係る貸付金利子(8号)
8. 国外業務に係る使用料(9号)
9. 国外事業の広告宣伝のための賞金(10号)
10. 国外にある営業所を通じて締結した年金契約に基づいて受ける年金(11号)
11. 国外営業所が受け入れた定期積金に係る給付補. 金等(12号)
12. 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約に類する契約に基づいて受ける利益の分配(13号)
13. 国外業務に係る国際運輸業所得(14号)
14. 租税条約の規定により外国において課税することができる所得(15号)
15. その他国外に源泉がある所得(16号)

その他の国外源泉所得に係る所得の金額は、その国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額とされています(法令141の8①)。

これに伴い、別表6(2)に「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」の計算欄が追加されました。

⑤ 適用関係

内国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(平成26年改正法附則28、平成27年改正法令附則9)。



⑥ システムの対応

1) システムの対応(概要)

国際課税原則の帰属主義への見直しに伴い様式が改正・新設された内国法人の外国税額控除関連の別表への対応状況は、次のとおりです。

別表		対応(版数)
別表6(2)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書	○(2016年07月版)
別表6(2)付表1	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書	○(2016年07月版)
別表6(2)付表2	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書	○(2017年02月版)
別表6(2)付表3	国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書	○(2017年02月版)
別表6(2)付表4	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書	○(2017年02月版)
別表6(5の2)	外国税額の控除に関する明細書	○(2016年07月版)

2) [別表6(2)等 外国税額の控除(H28.4.1以後開始)]ワーキングシートの改訂

別表6(2)ワーキングシートを改訂して、改正後の別表6(2)と別表6(2)付表1～4(26～30頁参照)を作成できるようにしました。当ワーキングシートは、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合に選択できます。

国外所得金額の基礎となる「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」は[その他の国外源泉所得(6(2))]タブ、「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」は[国外事業所等帰属所得(6(2)付表1～4)]タブで計算基礎を入力します。

[その他の国外源泉所得(6(2))]タブ

区分	国外所得対応分	左のうち非課税分
当期のその他の国外源泉所得に係る		
加		
その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	21	970,000
納付した控除対象外国法人税額	22	100,000
交際費等の損金不算入額	23	
貸倒引当金の戻入額	24	
特定外国子会社等に係る課税対象金額等の益金算入額	25	
貸倒引当金の繰入額	33	
外国法人税額の減額による損金算入額		

(注) 国外事業所等がある場合には、従前のように、別表6(2)又は別表6(2)付表1の「納付した控除対象外国法人税額」欄への自動転記は行っていません。「特定外国子会社等に係る課税対象金額等の益金算入額」や「外国法人税額の減額による損金算入額」についても同じです。これらの金額は、[その他の国外源泉所得(6(2))]又は[国外事業所等帰属所得(付表1)]タブで直接入力が必要ですので、入力もれにご注意ください。

[国外事業所等帰属所得(6(2)付表1～付表4)]タブ

別表6(2)等：外国税額の控除(H28.4.1以後開始) (H28)

003：改訂内容のご案内 (国外PE) 事業年度：平

国外事業所等の有無 有 無

納付した控除対象外国法人税額等の自動転記(別表6(2)の2、別表17(3)等より) 解説 自動転記する 自動転記しない

銀行等への該当 該当 非該当

その他の国外源泉所得(6(2)) 国外事業所等帰属所得(6(2)付表1～付表4) 更正の場合の除外上乗算

[国外事業所一覧]

行	国外事業所等の名称	国名又は地域名
0	(全社共通)	
1	国外事業所A	A国

別表6(2)付表1～4を作成する場合は、[有]を選択(初期値：[無])

別表6(2)付表2で銀行等の負債利子の損金算入額を計算する場合は、[該当]を選択(初期値：[非該当])

国外事業所等を200明細まで登録可 (CSV読み込みあり)

確認・修正する明細を行番号で選択してください。(新規登録：[F1])

F1新規登録 F2前頁 F3次頁 F4入力終了 F5区分編集 F7左タブ F8右タブ F10処理メニュー

国外事業所等ごとに、別表6(2)付表1～4の計算基礎を入力

[国外事業所等帰属所得(付表1)]タブ

別表6(2)等：外国税額の控除(H28.4.1以後開始) (H28)

003：改訂内容のご案内 (国外PE) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

4. 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算基礎を入力してください。 1/200明細

名 称	1	所在地	3
国外事業所等	国外事業所A		〇〇〇〇
国名又は地域名	A国	主たる事業	4 〇〇卸売業

別表6(2)付表2及び付表4から別表6(2)付表1への自動転記 自動転記する 自動転記しない

国外事業所等帰属所得(付表1) 負債利子損金不算入(付表2) 国外事業所等帰属資本(付表3) 投資収益益金不算入(付表4)

区 分		国外所得対応分	左のうち非課税分
加	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5 10,000,000	
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6 4,000,000	
	納付した控除対象外国法人税額	7 1,500,000	
	交際費等の損金不算入額	8	
	貸倒引当金の戻入額	9	
算	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額	10 (自動転記)	(自動転記)
		11	
		12	
		13	
	貸倒引当金の繰入額		

別表6(2)付表1で計算した「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」は、別表6(2)へ自動転記

F3次明細 F4入力終了 F5区分編集 F8右タブ

[負債利子損金不算入(付表2)]タブ

別表6(2)等：外国税額の控除(H28.4.1以後開始)(H28)

WS一覧 本日：平成29年 1月 6日(金)

003：改訂内容のご案内(国外PE) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

4. 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算基礎を入力してください。 1/2000明細

国外事業所等	名	国外事業所A	3	〇〇〇〇〇
	国名		4	〇〇卸売業

別表6(2)付表2、及び付表4から別表6(2)付表1への自動転記 自動転記する 自動転記しない

国外事業所等帰属所得(付表1)	負債利子損金不算入(付表2)	国外事業所等帰属資本(付表3)	投資収益益金不算入(付表4)
-----------------	----------------	-----------------	----------------

負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額	5	1,000,000	損金不算入額	国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高	14	200,000,000
	(5)のうち国外事業所等から本店等に対する内部支払利子の額	6			「損金不算入額[16]」の別表6(2)付表1の「非課税所得分」への転記	<input type="radio"/> 転記する <input checked="" type="radio"/> 転記しない	
	(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額	7			銀行等	負債利子損金算入額	17
自己資本額	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高	11	1,200,000,000	銀行等の資本に係る	規制上の自己資本の額(付表3で入力)	17	
	国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高	12	700,000,000		(17)に係る負債につき銀行等が支払う負債の利子の額	18	

「損金算入額[20]」の別表6(2)付表1の「非課税所得分」への転記 転記する 転記しない

別表6(2)付表2で計算した損金不算入額と損金算入額は、別表6(2)付表1へ自動転記(直接入力も可)

F3 次明細 F4入力終了 F7 左タブ F8 右タブ

[国外事業所等帰属資本(付表3)]タブ

別表6(2)等：外国税額の控除(H28.4.1以後開始)(H28)

WS一覧 本日：平成29年 1月 6日(金)

003：改訂内容のご案内(国外PE) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

4. 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算基礎を入力してください。 1/2000明細

国外事業所等	名称	1	国外事業所A	所在地	3	〇〇〇〇〇
	国名又は地域名	2	A国			

別表6(2)付表2、及び付表4から別表6(2)付表1への自動転記 自動転記する 自動転記しない

国外事業所等帰属所得(付表1)	負債利子損金不算入(付表2)	国外事業所等帰属資本(付表3)	投資収益益金不算入(付表4)
-----------------	----------------	-----------------	----------------

国外事業所等帰属資本相当額の計算方法	<input checked="" type="radio"/> 資本配賦法 <input type="radio"/> 同業法人比率法
資本配賦法の計算方法	<input type="radio"/> 資本配賦原則法 <input checked="" type="radio"/> 資本配賦簡便法
全社共通項目の入力場所	<input checked="" type="radio"/> 全社共通 <input type="radio"/> 全社共通で入力 <input type="radio"/> 個別に入力

計算方法を選択

総資産の帳簿価額の平均残高	10	50,000,000,000
総負債の帳簿価額の平均残高	11	30,000,000,000
事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	12	1,500,000,000
事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	13	52,000,000,000

別表6(2)付表3で計算した国外事業所等帰属資本相当額は、別表6(2)付表2へ自動転記

F3 次明細 F4入力終了 F7 左タブ F8 右タブ

[投資収益益金不算入(付表4)]タブ

別表6(2)等：外国税額の控除(H28.4.1以後開始) (H28)

A10 WS一覧 本日：平成29年 1月 6日(金)

003：改訂内容のご案内 (国外PE) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

4. 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算基礎を入力してください。 1/200明細

国外事業所等

名称	1	国外事業所 A
国名又は地域名	2	A国

別表6(2)付表2、及び付表4から別表6(2)付表1への自動転記 自動転記する 自動転記しない

国外事業所等帰属所得(付表1) | 負債利子損金不算入(付表2) | 国外事業所等帰属資本(付表3) | **投資収益益金不算入(付表4)**

全社共通項目の入力場所 全社共通 全社共通で入力 個別に入力

種類	総額		投資資産から生じた収益の額	
	①	②		
有価証券	5		有価証券の収益の額	18
不動産	6		不動産の収益の額	19
金銭債権	7		金銭債権の収益の額	20
その他の投資資産	8		その他の投資資産の収益の額	21
合計	9		合計	22
責任準備金の額(相当額)	11	13	投資資産の額の平均残高	23
支払備金の額(相当額)	12	14	「益金不算入額[29]」の別表6(2)付表1の「非課税所得分」への転記	<input type="radio"/> 転記する <input checked="" type="radio"/> 転記しない

別表6(2)付表4で計算した益金不算入額は、別表6(2)付表1へ自動転記(直接入力も可)

3) [別表6(5)の2) 外国税額の控除(H28. 3. 31以前開始)]ワーキングシートの新設

[別表6(5)の2) 外国税額の控除(H28. 3. 31以前開始)]ワーキングシートを新設して、別表6(5)の2)を作成できるようにしました。内容は、従来(平成27年度版)の別表6(2)ワーキングシートと同じです。当ワーキングシートは、平成28年4月1日前に開始する事業年度の場合に選択できます。

■ 外国法人(平成28年4月1日以後開始事業年度)の法人税申告書の作成について

国際課税原則の帰属主義への見直しにより、外国法人の国内に有する恒久的施設(PE)に帰属すべき所得が、国内源泉所得の一つとして位置付けられました。PEを有する外国法人は、国内源泉所得をPE帰属所得とPEに帰属しない国内源泉所得に区分して法人税額を計算します。また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除することになります。

これに伴い、外国法人が作成する法人税申告書として、別表1の3「各事業年度の所得に係る申告書—外国法人の分」等の書式が新設されています。

ASP1000Rでは、当面の間、外国法人の法人税申告書の作成機能の搭載は見送ります。

外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の申告につきましては、別途、法人税申告書等を作成いただきますようお願いいたします。

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内 (国外PE)
-------	-------------------	-----	-----------------

別表六(二)

平成二十八・四・一以後開始事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円 1,600,000	区 分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分	
				①	②	
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	23,400,000	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	21	円 970,000	
当期の所得法人税額の控除限度額 の計算	当期の金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3	100,000,000	納付した控除対象外国法人税額	22	
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	23	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻入額	24	
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			25	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			26	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	100,000,000		27	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	100,000,000		28	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	100,000,000		29	
当期の控除限度額の計算	9	10,384,615	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)			
当期の控除限度額の計算	10	1,000,000	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)			
当期の控除限度額の計算	11	11,384,615	(9) + (10) (マイナスの場合は0)	小 計	32	100,000
当期の控除限度額の計算	12	0	非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	貸倒引当金の繰入額	33	
当期の控除限度額の計算	13	11,384,615	(11) - (12) (マイナスの場合は0)	共通費用の配分額	34	50,000
当期の控除限度額の計算	14	90,000,000	(8) × 90%	共通利子の配分額	35	20,000
当期の控除限度額の計算	15	11,384,615	調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額		36	
当期の控除限度額の計算	16	2,663,999	法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(15)}{(8)}$		37	
当期に控除できる金額の計算	17	1,600,000	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額		38	
当期に控除できる金額の計算	18		法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)		39	
当期に控除できる金額の計算	19	0	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)		40	
当期に控除できる金額の計算	20	1,600,000	当期に控除できる金額 (17) + (18) + (19)	小 計	42	70,000
			計 (21) + (32) - (42)	43	1,000,000	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円 1,600,000	課税標準法人税額 (2)	47	円 23,400,000
法人税の控除限度額 (16)	45	2,663,999	地方法人税額 (47)×4.4%	48	1,029,600
差引控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46	0	地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{(15)}{(8)}$	49	117,215
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額	50	0

**国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算
に関する明細書**

事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内 (国外PE) ()
----------------------	-------------------	-----	------------------------

別表六(二)付表一 平二十八・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称等	名 称	1	国外事業所A		
	国 名 又 は 地 域 名	2	A国		
	所 在 地	3	〇〇〇〇〇		
	主 たる 事 業	4	〇〇卸売業		
区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分
			①	②	③
国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額		5	10,000,000 円		
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額		6	4,000,000		
加 算	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7	1,500,000		
	交際費等の損金不算入額	8			
	貸倒引当金の戻入額	9			
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10	384,615		
		11			
		12			
		13			
		14			
	小 計	15	1,884,615		
	減 算	貸倒引当金の繰入額	16		
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)		17			
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)		18			
共通費用の配分額		19	500,000		
共通利子の配分額		20	1,000,000		
		21			
		22			
小 計	23	1,500,000			
仮 計 (5)+(15)-(23)	24	10,384,615			
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①)+(24の③)				25	10,384,615 円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②)+(24の④)				26	

国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内 (国外PE) ()
----------------------	-------------------	-----	------------------------

別表六(二)付表二 平二十八・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

I 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書						
国外事業所等の名称等	名称	1	国外事業所A	国外事業所等帰属資本相当額 (別表六(二)付表三「9」、「14」、「24」、「34」、「38」、「44」又は「54」)	10	576,923,076
	国名又は地域名	2	A国			
	所在地	3	〇〇〇〇〇	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高	11	1,200,000,000
	主たる事業	4	〇〇卸売業	国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高	12	700,000,000
負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額	5	1,000,000	国外事業所等に係る自己資本の額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	500,000,000
	(5)のうち国外事業所等から本店等に対する内部支払利子の額	6		損金	14	200,000,000
	(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額	7		国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高		
	(5)のうち銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (20)	8		不 算	15	76,923,076
	計 (5)-(8)	9	1,000,000	((10)-(13)と(14)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0))		
額			入 額	16	384,615	
				損金不算入額 (9) × $\frac{(15)}{(14)}$		

II 銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

規制上の自己資本の額 (別表六(二)付表三「35」)	17		国外事業所等帰属資本相当額 (別表六(二)付表三「38」、「44」又は「54」)	19	
(17)に係る負債につき銀行等が支払う負債の利子の額	18		損金算入額 (18) × $\frac{(19)}{(17)}$	20	

国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内(国外PE) ()
----------------------	-------------------	-----	-----------------------

別表六(二)付表三

平二十八・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

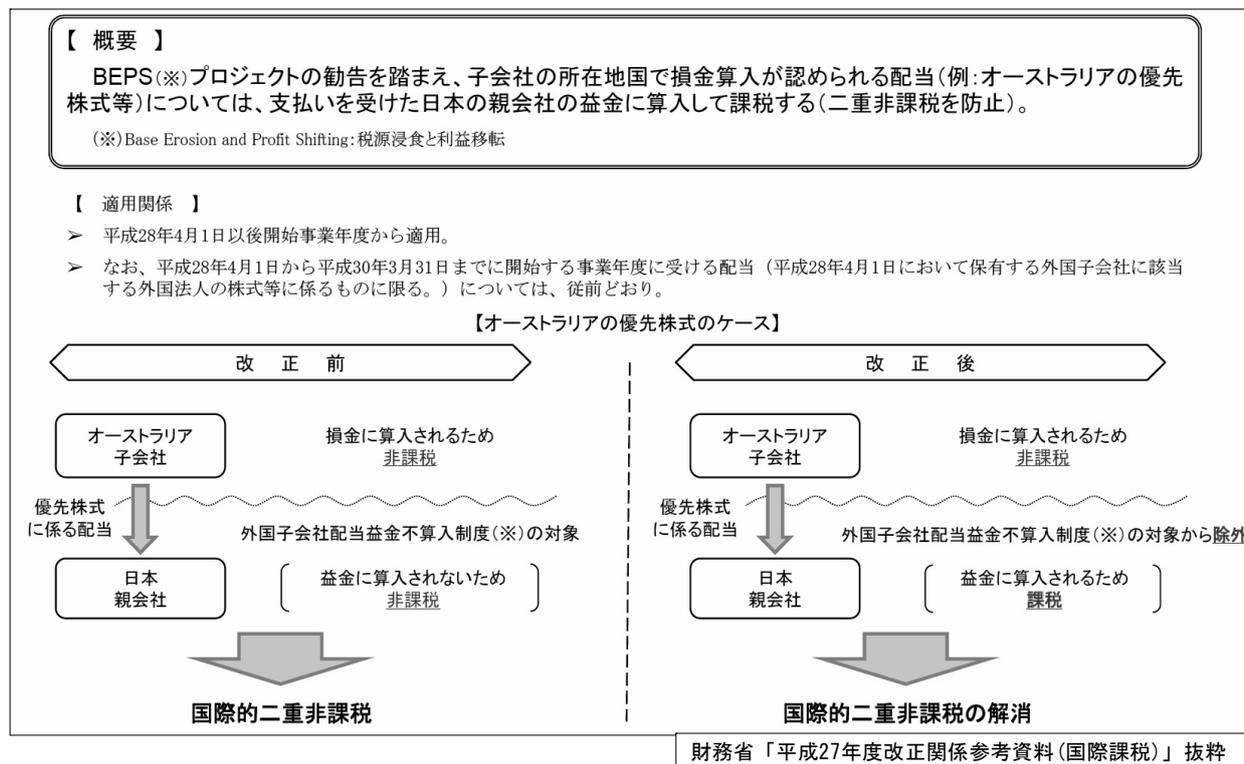
国外事業所等の名称	1	国外事業所A	所在地	3	〇〇〇〇〇			
国名又は地域名	2	A国	主たる事業	4	〇〇卸売業			
銀行等以外の内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細								
資本配賦原則法	総資産の帳簿価額の平均残高	5	円	リスク比較対象資本比率状況	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	15	円	
					名称	16		
	総負債の帳簿価額の平均残高	6	円	リスク比較対象資本比率状況	本店又は主務所在	17		
					国名又は地域名	18		
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	7	円	リスク比較対象資本比率状況	主たる事業	19		
					比較対象事業年度	20	: :	
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	8	円	リスク比較対象資本比率状況	比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額	21	円	
					比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	22		
	国外事業所等帰属資本相当額 $((5)-(6)) \times \frac{(7)}{(8)}$ (マイナスの場合は0)	9	円	リスク比較対象資本比率状況	リスク資産資本比率 $\frac{(21)}{(22)}$	23	%	
					国外事業所等帰属資本相当額 $(15) \times (23)$	24	円	
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高	10	50,000,000,000	簿価資産資本比率状況	国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額の平均残高	25	円	
					名称	26		
	総負債の帳簿価額の平均残高	11	30,000,000,000	簿価資産資本比率状況	本店又は主務所在	27		
					国名又は地域名	28		
	事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	12	1,500,000,000	簿価資産資本比率状況	主たる事業	29		
					比較対象事業年度	30	: :	
	事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	13	52,000,000,000	簿価資産資本比率状況	比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額	31	円	
					比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額	32		
	国外事業所等帰属資本相当額 $((10)-(11)) \times \frac{(12)}{(13)}$ (マイナスの場合は0)	14	576,923,076	簿価資産資本比率状況	簿価資産資本比率 $\frac{(31)}{(32)}$	33	%	
					国外事業所等帰属資本相当額 $(25) \times (33)$	34	円	
銀行等である内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細								
規制資本配賦法	規制上の自己資本の額	35	円	リスク比較対象資本比率状況	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	45	円	
					名称	46		
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	36	円	リスク比較対象資本比率状況	本店又は主務所在	47		
					国名又は地域名	48		
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	37	円	リスク比較対象資本比率状況	主たる事業	49		
					比較対象事業年度	50	: :	
	国外事業所等帰属資本相当額 $(35) \times \frac{(36)}{(37)}$	38	円	リスク比較対象資本比率状況	比較対象事業年度終了の時の規制上の自己資本の額	51	円	
					比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	52		
	場合の信用リスク額	39	(39)のうち貸出債権リスク額	%	リスク比較対象資本比率状況	リスク資産規制資本比率 $\frac{(51)}{(52)}$	53	%
						国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額	43	
国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額	40	(41)>80%かつ(42)>50%である場合 $\frac{(43)}{(40)}$	円	リスク比較対象資本比率状況	国外事業所等帰属資本相当額 $(45) \times (53)$	54	円	
					国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額	44		

保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	法人名	()		
国外事業所等の名称等	名称	1		投資資産から生じた収益の額の	投資資産	円		
	国名又は地域名	2					有価証券から生じた収益の額	18
	所在地	3					不動産から生じた収益の額	19
	主たる事業	4						
投資資産の額の計算	種類	総額	国外事業所等に係るもの	収益の額の計算	投資収益率	円		
		①	②					
	有価証券	5					金銭債権から生じた収益の額	20
	不動産	6					その他の投資資産から生じた収益の額	21
	金銭債権	7					合計	22
	その他の投資資産	8					投資資産の額の平均残高	23
	合計	9					投資収益率	24
	投資資産の額 (9の①)	10					投資資産超過額の国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額に対する割合	25
	責任準備金の額	11					国外事業所等に係る投資資産の額の投資資産の額に対する割合	26
支払準備金の額	12		定額基準	27				
国外事業所等に係る責任準備金相当額	13		判	28				
国外事業所等に係る支払準備金相当額	14		定	29				
$\frac{(13)+(14)}{(11)+(12)}$	15		益金不算入額					
国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額 (10)×(15)	16							
投資資産超過額 (9の②)－(16) (マイナスの場合は0)	17							

別表六(二)付表四 平二十八・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

(2) 外国子会社益金不算入制度の改正 [2016年07月版] [2017年02月版]

平成27年度税制改正により、外国の法令により外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入される配当(損金算入配当)は、外国子会社配当益金不算入制度の対象から除外されました。



① 益金不算入の対象から除外される剰余金の配当等の額

1) 原則法

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店所在地の法令においてその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額は、益金不算入の対象外とされました(法23の2②一)。

2) 実額法

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、上記1)にかかわらず、その受ける剰余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額(損金算入対応受取配当等の額)をもって、益金不算入の対象外とされる金額とすることができることとされています(法23の2③)。

損金算入対応受取配当等の額は、次の算式により計算した金額その他合理的な方法により計算した金額とされています(法22の4④)。

$$\begin{array}{l}
 \text{外国子会社から} \\
 \text{受けた剰余金の} \\
 \text{配当等の額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{分母の剰余金の配当等の額のうち} \\
 \text{その外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{外国子会社から受けた剰余金の配当等の額の元本である株式又は出資の総数又は総額につき} \\
 \text{その外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額}
 \end{array}
 }$$

これに伴い、別表8(2)に「益金不算入の対象とならない損金算入配当」の計算欄が追加されました。

② 外国子会社から受ける剰余金の配当等に係る外国源泉税等の損金不算入等

1) 剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の損金不算入

外国子会社から受ける損金算入配当が益金不算入の対象から除外されたことに伴い、益金不算入の対象から除外される配当に係る部分の外国源泉税等が損金不算入の対象外とされました(法39の2)。

2) 外国源泉税等の額の外国税額控除制度

外国子会社から受ける損金算入配当が益金不算入の対象から除外されたことに伴い、益金不算入の対象から除外される剰余金の配当等の額に係る部分の外国源泉税等が外国税額控除の対象とされました(法69、法142の2⑦三)。

(注)外国税額控除の適用を受ける場合には、その外国源泉税等の額は損金不算入とされます(法41)。

上記2)に係る控除対象外国法人税額を計算するための書式として、**別表6(4の2)**「外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書」が新設されました。

③ 外国子会社配当益金不算入制度の改正に伴う外国子会社合算税制の改正

1) 基準所得金額の計算

特定外国子会社等が持株割合25%以上等の要件を満たす子会社から受ける配当等の額は、特定外国子会社等の基準所得金額の計算上控除することとされていますが、損金算入配当等の額については、基準所得金額の計算上控除する配当等の額から除外することとされました(措令39の15④四)。

2) 控除対象配当等の額

特定外国子会社等が他の特定外国子会社等(持株割合25%以上等の要件を満たす子会社に該当するものに限ります。)から受ける損金算入配当等の額のうち、当該他の特定外国子会社等の合算対象とされた金額から充てられた部分の金額は、その特定外国子会社等に係る基準所得金額の計算上控除することとされました(措令39の15③三・四)。

3) 特定課税対象金額等を有する内国法人が受ける剰余金の配当等の額の益金不算入

内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額で、法第23条の2第2項の規定により益金不算入の対象とならない部分の金額がある場合には、その剰余金の配当等の額のうちその外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました(措法66の8③)。間接特定課税対象金額を有する内国法人が受ける剰余金の配当等の額の益金不算入措置についても同様の改正が行われています(措法66の8⑩)。

上記3)の改正に伴い、**別表8(2)及び別表17(3の4)**に「損金算入配当に該当する場合の益金不算入額」の計算欄が追加されました。

④ 適用関係

上記①及び②の改正は、内国法人が平成28年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用されます。ただし、内国法人の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において受ける剰余金の配当等の額(平成28年4月1日において保有する外国子会社に該当する外国法人の株式等に係るものに限ります。)に係る本制度の適用については従前どおりとされています(平成27年改正法附則24)。

上記③1)及び2)の改正は、特定外国子会社等の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額の計算について適用されます(平成27年改正措令附則35②)。

上記③3)の改正は、内国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用されます(平成27年改正法附則83③)。

⑤ システムの対応

1) システムの対応(概要)

上記の損金算入配当の取扱いの見直しに伴い様式が改正・新設された別表への対応状況は、次のとおりです。

別表		作成方法(注)	対応(版数)
別表6(4)の2)	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	計算基礎入力分	○(2016年07月版)
		全項目の直接入力分	○(2017年02月版)
別表8(2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書	計算基礎入力分	○(2016年07月版)
別表17(3)の4)	特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書	計算基礎入力分	○(2017年02月版)
		全項目の直接入力分	○(2016年07月版)

(注) 計算基礎入力分ワーキングシートは、計算に必要な項目のみを入力することで、それ以外の項目は自動計算する作成方法です。全項目の直接入力分ワーキングシートは、別表上の項目をすべて直接入力する作成方法です。

2) [別表8(2) 外国子会社配当の益金不算入]ワーキングシートの改訂

別表8(2)ワーキングシートを改訂して、改正後の別表8(2)(36頁参照)を作成できるようにしました。損金算入配当に関する入力欄は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合に入力できます。

[別表8(2) 外国子会社配当の益金不算入]ワーキングシート

The screenshot shows a software interface for entering data for '別表8(2) 外国子会社配当の益金不算入 (H28)'. The window title is '別表8(2) : 外国子会社配当の益金不算入 (H28)'. The main area is divided into sections for company information and tax calculations. Key fields include:

- 外国子会社の名称: 外国子会社B
- 国名又は地域名: B国
- 所在地: ○○○○
- 主たる事業: ○○○小売業
- 発行済株式等の保有割合: 30.0000%
- 発行済株式等の連結保有割合: %
- 支払義務確定日: 平成 28年 12月 31日
- 支払義務確定日までの保有期間: 6月
- 剰余金の配当等の額: 1,000,000円
- ⑩の元本である株式等の総数につき支払われた配当等の額: 円換算前の額
- (13)のうち外国子会社の損金の額に算入された金額: 円換算前の額
- (15)及び(17)の計算方法: 自動計算 / 直接入力
- 損金算入対応受取配当等の額: 円
- 「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額(16)」に対応する外国源泉税等の額: (自動計算)
- 円換算前の額: (自動計算)
- 措法66の8②前段、③前段により益金不算入とされる剰余金の配当等: 解説
- (16)のうち措法66の8③、④により益金不算入とされる損金算入配当等: 解説
- (23)のうち措法66の8②後段、③後段により損金不算入対象外とされる外国源泉税等の額: 解説
- 法23の2②一の配当等の該当の有無: 解説
- 法23の2③、④の適用の有無: 解説

 Annotations with callouts point to:

- 「損金算入配当に関する入力欄」: Points to fields 13, 14, 15, 17, and 18.
- 「特定課税対象金額を有する場合の入力欄」: Points to fields 20, 21, and 24.
- 「実額法で益金不算入対象外の金額を計算する場合は[有]を選択(初期値:[無])」: Points to field 11.

(注) 上記画面の[(15)及び(17)の計算方法]区分※は、[2016年07月版]では[直接入力]のみ選択できるようにしていましたが([自動計算]に未対応)、[2017年02月版]では[自動計算]も選択できるようにしました。

※[(15)及び(17)の計算方法]区分は、益金不算入の対象外となる金額を「実額法」により計算する場合に、別表8(2)の「損金算入対応受取配当等の額(15)」欄と「(16)に対応する外国源泉税等の額(17)」欄を自動計算するか直接入力するかを選択する区分です。

3) 別表6(4の2)ワーキングシートの新設

別表6(4の2)の「計算基礎入力分」と「全項目の直接入力分」ワーキングシートを新設して、別表6(4の2)(37頁参照)を作成できるようにしました。当ワーキングシートは、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合に選択できます。

[別表6(4の2) 損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額(計算基礎入力分)]ワーキングシート

外国子会社の名称等	名称	1	外国子会社B
	国名又は地域名	2	B国
	所在地	3	〇〇〇〇
剰余の外国配当等税に額	税種目	4	源泉所得税
	納付確定日又は納付日	5	平成 28 年 1 月 31 日
	課税標準	6	US\$ 10,000.00
	税率	7	5.0000 %
納される外国法人税額	税額	8	US\$ 500.00
	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	9	
(9)の適用がないものとした場合の外国法人税額	税率	10	() %
	税額		US\$

別表6(4の2)で計算した控除対象外国法人税額は、別表6(2の2)へ自動転記

別表8(2)ワーキングシートで入力済みの損金算入配当から「名称」等を複写可

F3 次明細 F4 入力終了 F6 8(2)複写

4) 別表17(3の4)ワーキングシートの改訂

別表17(3の4)の「計算基礎入力分」と「全項目の直接入力分」ワーキングシートを改訂して、改正後の別表17(3の4)(38頁参照)を作成できるようにしました。

なお、[2017年02月版]では、「計算基礎入力分」ワーキングシートでの配当の入力方法を、次のとおり、変更しています。

改訂前：1画面で配当を入力する方法(表形式の一覧入力)

改訂後：配当ごとに登録ボタンをクリックして、専用の入力画面で配当を入力する方法(次頁参照)

[別表17(3)の4) 特定課税対象金額に係る配当 (計算基礎入力分)]ワーキングシートの[外国法人から受ける配当等]タブ

別表17(3)の4)：特定課税対象金額に係る配当 (計算基礎入力分) (H28)

外国子会社変更 WS一覧 本日：平成29年 1月13日(金)

004：改訂内容のご案内 (損金算入配当) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

特定課税対象金額の明細 外国法人から受ける配当等 (1/100)

2. 特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額の計算基礎を入力してください。

外国法人の名称 1 特定外国子会社C 措法第80条の8第1項から第3項までと同 第1項～第3項を先に適用
 案第3項から第10項までの適用順 解説

円換算の方法 直接入力

【配当等の明細】

行	支払義務確定日	保有期間	保有割合	剰余金の配当等の額	通貨単位	外国源泉税等の額	通貨単位
1	平成28年12月31日	12月	30%	10,000.00	US\$	1,000.00	US\$
				入力済みの配当			
計				10,000.00	US\$	1,000.00	US\$

▲ 新たな配当等の登録は、「F1 配当登録」から行います。

配当の登録 配当の削除等

F1 配当登録 F3 次明細 F4 入力終了 F5 行編集 F6 明細編集 F7 左タブ F10 処理メニュー

別表17(3)の4)：特定課税対象金額に係る配当 (計算基礎入力分) (H28)

外国子会社変更 WS一覧 本日：平成29年 1月13日(金)

004：改訂内容のご案内 (損金算入配当) 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

【配当等の益金不算入額の計算基礎】 1/4明細

外国法人の名称	1	特定外国子会社C
支払義務確定日	5	平成 28 年 12 月 31 日
支払義務確定日までの保有期間	6	12 月
発行済株式等の保有割合	7	30.0000 %
発行済株式等の連結保有割合	8	%
外国子会社配当への該当		<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当
剰余金の配当等の額	9	US\$ 10,000.00
(9)に係る外国源泉税等の額	10	US\$ 1,000.00
円換算額		100,000 円
(9)のうち外国子会社配当益金不算入対象外の損金算入配当等の額	11	US\$
日本円への換算レート		円
損金算入以外の外国子会社配当	23	50,000 円
円換算額		円
損入 (14)+(19)	24	円
金配 (16)×5%+(21)×5%	25	円
算当 益金不算入額	26	円
額 上記以外の配当	27	円

配当ごとに専用の入力画面で登録

F3 次明細 F4 入力終了

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内 (損金算入配当)
			()

別表八(二)

外国子会社 の 名称 等	名 称	1	外国子会社B					
	本店又は その 主たる 所在	国 名 又 は 地 域 名	2	B国				
		所 在 地	3	〇〇〇〇				
	主 たる 事 業	4	〇〇〇小売業					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	30 %	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	6	%	%	%	%	%	
益 金 不 算 入 の 額 等 の 計 算	支 払 義 務 確 定 日	7	28・12・31	・	・	・	・	
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8	6月					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	(US\$ 10,000) 1,000,000	()	()	()	()	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	(US\$ 500) 50,000	()	()	()	()	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益損 金金	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無	
	不 算 入 配 当 受 取 算 の 額 な い 算	損配 金当 算等 入の 対額 の受 取算	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき 外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	()	()	()	()
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	()	()	()	()	
		損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	()	()	()	()	
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	(US\$ 10,000) 1,000,000	()	()	()	()	
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$	17	(US\$ 500) 50,000	()	()	()	()	
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 当 額 (9) - (16) × 5 %	18	0					
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19	0					
措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項 前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当 等の額 (別表十七(三の四)「23」+「25」)	20							
(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項 若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当 等の額 (別表十七(三の四)「24」)	21							
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22	0						
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	23	0						
(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の 92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外と される外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	24							
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25	0						
益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 (22)欄の合計	26	0						
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 (25)欄の合計	27	0						

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

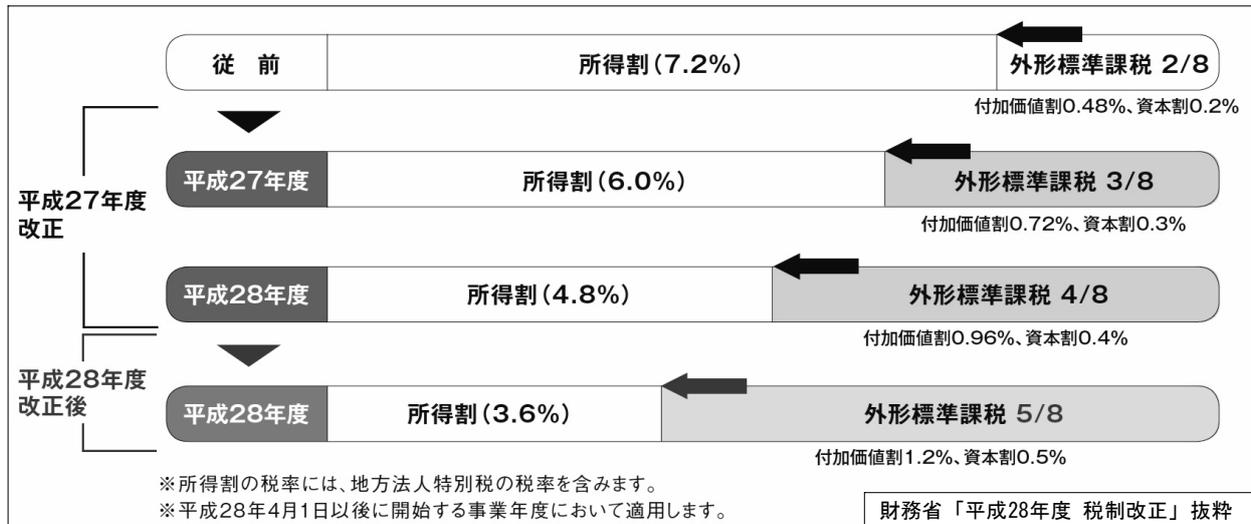
外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	改訂内容のご案内 (損金算入配当)		
		()					
外国子会社 の名称等	名 称	1	外国子会社B				
	本店又は主たる 所在地	2	B国				
	所在地	3	〇〇〇〇				
剰余金の 配当等に係る 外国法人税額	税 種	4	源泉所得税				
	納付確定日又は納付日	5	平 29・ 1・ 31	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	課 税 標 準	6	US\$ 10,000				
	税 率 (%)	7	5				
	税 額 (6) × (7)	8	US\$ 500				
納付したものとみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	9					
	(9)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (6) × 税率	10	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額 (10) - (8)	11					
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (8) + (11)	12	US\$ 500				
	(12)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する金額	13	US\$ 500				
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (6)×35%と(13)のうち少ない金額	14	US\$ 500				
	納付分 (14) × $\frac{(8)}{(12)}$	15	(50,000円) US\$ 500	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分 (14) - (15)	16	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((15)欄の合計)	17					円 50,000
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((16)欄の合計)	18						

別表六(四) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

3. 地方税関係改正への対応

(1) 外形標準課税の拡大 [2016年07月版]

① 改正の概要



平成27年度改正において法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を平成28年度に1/2に拡大することとされていましたが、平成28年度改正において更に5/8まで拡大することとされました。

これに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用する外形標準課税対象法人に対する事業税の税率(標準税率)と地方法人特別税の税率が次のとおり改正されました(地法72の24の7①一、③一、地方法人特別税等に関する暫定措置法2、9)。

区分		改正前	改正後		
事業税	軽減税率適用法人	付加価値割	0.72%	1.20%	
		資本割	0.30%	0.50%	
		所得割	年400万円以下	1.60%	0.30%
			年400万円超800万円以下	2.30%	0.50%
	年800万円超		3.10%	0.70%	
	軽減税率不適用法人	付加価値割	0.72%	1.20%	
		資本割	0.30%	0.50%	
所得割		3.10%	0.70%		
地方法人特別税		93.50%	414.20%		

② システムの対応

1) 地方税率マスターの更新

すべての都道府県について、地方税率マスターに「平成28年4月1日以後開始事業年度分」の「外形標準課税適用法人の事業税の税率」を登録しました。

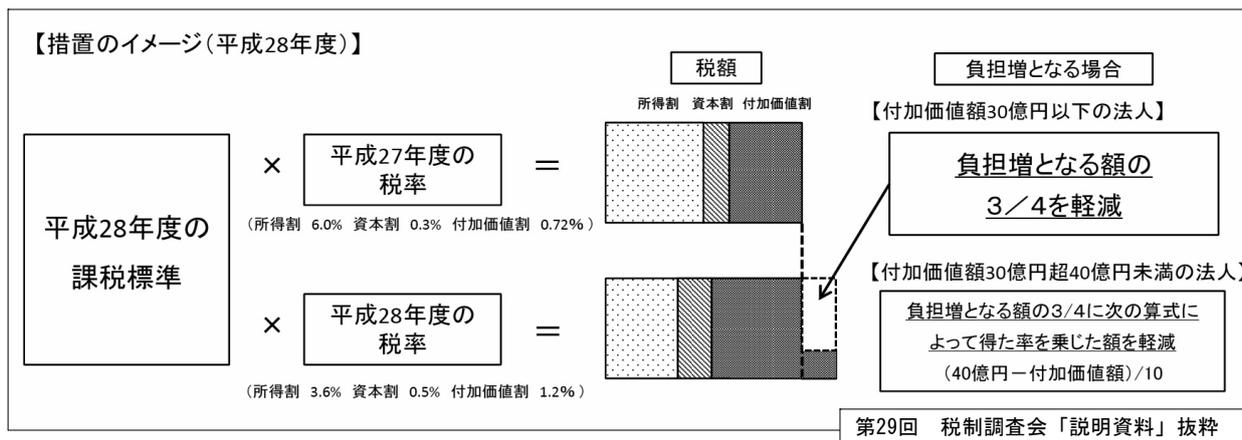
(注)適用税率を直接入力する(地方税率マスターを利用しない)場合は、税率の誤りにご注意ください。

2) 地方法人特別税の計算の改訂

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合には、外形標準課税適用法人の地方法人特別税を改正後の税率により計算するようになりました。

(2) 外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置 [2016年07月版] [2016年10月版]

① 改正の概要



資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に3/4の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて3/4から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除することとされました(平成28年地法改正法附則5)。

平成29年度及び平成30年度においても同様の措置が講じられています。

② システムの対応

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合には、第6号様式別表5の7「平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書」の「旧税率」欄に連動する税率を、地方税率マスターの「平成27年4月1日以後開始事業年度分」の外形標準課税適用法人の事業税率としました。

[第6号様式 事業税の税額計算基礎]ワーキングシート

(H28)6号：事業税の税額計算基礎

001：改訂内容のご案内 事業年度：平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

入力番号 1 事務所の種類 本社・本店 都道府県名 09 栃木県 知事

1. 事業税の計算基礎資料を入力してください。

事業税の分割基準 (主たる事業)		租税条約実施に係る控除額	所得・付加価値・資本割 収入割
地方税率マスターとの税率連動区分	連動する		49
所得割		見込納付額	55
付加価値割		所得割	
資本割		付加価値割	
収入割		資本割	
		収入割	
H27改正法附則8又はH28改正法附則5の控除額	旧税率	<input checked="" type="radio"/> 自動連動 <input type="radio"/> 直接入力	
旧税率			
収入割			
当期分の事業税額			
	所得割		
	付加価値割		
	資本割		
	収入割		

第6号様式別表5の7の「旧税率」は、事業税のワーキングシートで設定 (初期値：[自動連動])

「地方税率マスター」ボタンを押すと、所得割の地方税率マスターの確認(修正)が行えます。

F1 前項目 F4 入力終了 F10 処理メニュー

(3) 資本割の特定子会社の株式等に係る控除措置[2016年07月版]

① 改正の概要

資本割の課税標準の計算における特定子会社の株式等に係る控除措置(地法72の21⑥)の算定で用いる「総資産の帳簿価額」について、その他有価証券に係る評価損益等相当額の調整計算が不要とされました(地令20の2の21)。

当改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の事業税について適用されます(平成28年地令改正令附則4)。

② システムの対応

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合には、[第6号様式別表5の2の4 特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書]ワーキングシートの[総資産の帳簿価額]タブから、「その他有価証券に係る評価損益等相当額」の入力欄([地令第20の2の19第4号、第6号]欄)を削除しました。

(4) 電気供給業の収入割の課税標準から控除される収入金額の特例[2016年07月版]

① 改正の概要

電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該対象特定実用発電用原子炉設置者が同法の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとされました(地法附則9⑩)。

② システムの対応

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の場合には、[第6号様式別表6～8 収入割の課税標準額等]ワーキングシートの[電気供給業]タブで、第6号様式別表6「収入金額に関する計算書」の「法附則第9条第19項の規定による控除額」欄を入力できるようにしました。

(5) 資本割の課税標準の特例[2016年10月版]

① 改正の概要

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社を除外することとされました(地法附則9⑪)。

なお、経過措置として、次に掲げる事業年度における九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額については、それぞれ次に定める金額を控除することとされています(平成28年地法改正法附則5⑭)。

1. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
資本準備金の額から資本金の額を控除した金額
2. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金の額と資本準備金の額との合計額に3/4を乗じて得た金額
3. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金の額と資本準備金の額との合計額に1/2を乗じて得た金額

② システムの対応

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合には、[第6号様式別表5の2の3 資本金等の額に関する計算書]ワーキングシートで、第6号様式別表5の2の3「資本金等の額に関する計算書」の「平成28年改正法附則第5条第14項に係る額」欄を入力できるようにしました。

(6) 地方税申告書の様式改正[2016年10月版]

「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第69号)」で様式が新設又は改正された次の申告書別表に対応しました。

行	様式番号	様式名
1	第6号様式	道府県民税・事業税・地方法人特別税の申告書
2	第6号様式別表1	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書
3	第6号様式別表2	控除対象個別帰属調整額の控除明細書
4	第6号様式別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書
5	第6号様式別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書
6	第6号様式別表5の7	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書
7	第6号様式別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
8	第6号様式別表11	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書
9	第7号様式	道府県民税・事業税・地方法人特別税の予定申告書
10	第7号の2様式	外国の法人税等の額の控除に関する明細書
11	第7号の3様式※	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書
12	第7号の2様式別表1	控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書
13	第10号様式	課税標準の分割に関する明細書
14	第20号様式	市町村民税の申告書
15	第20号様式別表1	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書
16	第20号様式別表2	控除対象個別帰属調整額の控除明細書
17	第20号の3様式	市町村民税の予定申告書
18	第20号の4様式	外国の法人税等の額の控除に関する明細書
19	第20号の4様式別表1	控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書
20	第20号の5様式※	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書
21	第22号の2様式	課税標準の分割に関する明細書

※新設された申告書

II 改善要望等に基づくレベルアップ

1. 法人税申告書作成機能の改訂

(1) 別表6(13)の作成機能の搭載[2017年02月版]

[別表6(13) 国家戦略特別区域の機械等の特別控除]ワーキングシートを新たに追加して、別表6(13)「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を作成できるようにしました。

[別表6(13) 国家戦略特別区域の機械等の特別控除]ワーキングシート

別表6(13) 国家戦略特別区域の機械等の特別控除 (H28)

ファイル(E) ツール(T) プログラム(G) ヘルプ(H)

A10 WS一覧 本日:平成29年 1月 5日(木)

001:改訂内容のご案内 事業年度:平成28年 4月 1日~平成29年 3月31日

1. 特定機械装置等の特別控除の計算基礎を入力してください。 解説 1明細目(全1,000明細)

国家戦略特別区域の名称	1	
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第1号(機械及び装置並びに器具) <small>◆該当号により、税額控除割合を以下のとおりに判定します。</small>
特定事業の内容	3	1 第1号(機械及び装置並びに器具及び備品) <small>機及び装置並びに器具及び備品の場合 : 15%</small>
		2 第2号(建物及びその附属設備並びに構築物) <small>物及びその附属設備並びに構築物の場合 : 8%</small>
種類	4	
資産区分	5	構造、設備の種類又は区分
	6	細目
	7	取得年月日 平成 年 月 日
	8	特定事業の用に供した年月日 平成 年 月 日
取得価額	9	取得価額又は製作価額
	10	圧縮積立金計上額
	11	差引改定取得価額([9]-[10])

該当号区分に基づき税額控除割合(1号:15%、2号:8%)を適用して税額控除限度額を計算

♥選択してください。

前項目 次明細 入力終了 処理メニュー

(2) 修正申告時の別表1の改訂[2017年02月版]

修正申告の場合において、地方法人税額が前回申告時から変動がないとき(別表1の「この申告により納付すべき地方法人税額」が「0」のとき)には、地方法人税の修正申告は行わないものとして、別表1の「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を取消線で抹消するようにしました。

また、この場合は、電子申告においても地方法人税は修正申告でないものとして送信するようにしました。

平成 28 年 4 月 1 日	事業年度分の法人税修正確定申告書	翌年以降 送付要否	(要) (否)	適用額明細書 提出の有無	(有)
平成 29 年 3 月 31 日	課税事業年度分の地方法人税 申告書 (中間申告の場合 平成 年 月 日 の計算期間 平成 年 月 日) この申告書による法人税額の計算	税理士法第30条 の書面提出有	(有)	税理士法第33条 の2の書面提出有	

(3) 法人税・地方法人税の中間申告が不要である場合のワーキングシートデータの削除[2017年02月版]

予定申告の場合において、法人税の予定申告税額が10万円以下となるため法人税及び地方法人税の中間申告が不要であるときには、法人税ワーキングシートの入力メニューを終了する時に次のご注意を表示して、予定申告書(別表18)の入力データ(前年度から年度更新されたデータ)をすべて削除できるようにしました。

ご注意

法人税の予定申告税額が10万円以下であるため、法人税・地方法人税の中間申告義務はありません。
当ワーキングシートの入力データを削除しますか?

はい(Y) いいえ(N)

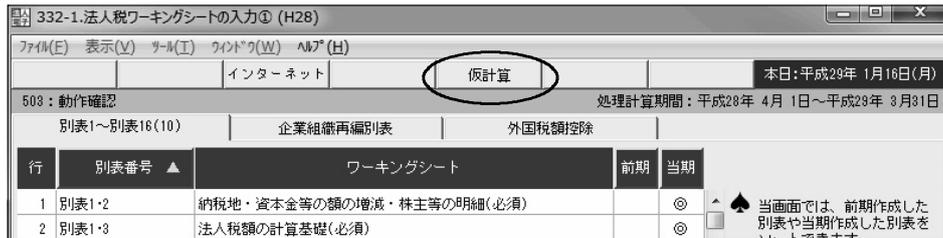
(4) [別表6(16) 雇用者数増加の特別控除(地方事業所)]ワーキングシートの改訂[2016年07月版]

[計画の区分]の選択で[拡充型]と[移転型]を同時に選択できるようにしました。これに伴い、入力できる明細数を1明細に変更しました。

(5) 担当別表確認ボタンの名称変更[2017年02月版]

法人税と地方税の各ワーキングシート一覧画面の上部にある[担当別表確認]ボタンの名称を[仮計算]ボタンに変更しました(機能自体の変更はありません。)

(注)[仮計算]ボタンをクリックすると、計算処理が行われ、印刷指定画面で申告書別表を印刷又はプレビューできます。ワーキングシート入力後すぐに計算結果を確認する場合に利用できます。(担当別表の範囲が設定されているユーザは、その担当別表のみ確認できます。)



(6) 別表17(3)ワーキングシートのデータ更新の障害修正[2016年07月版A]

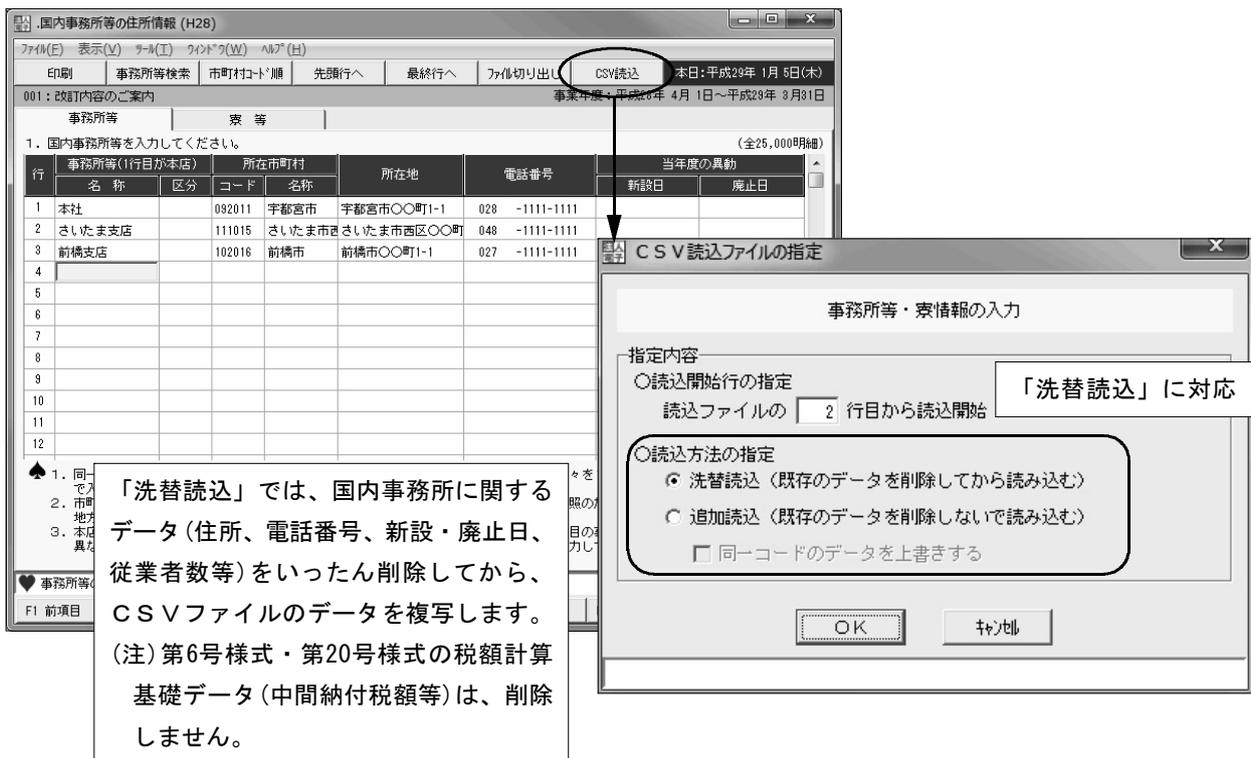
平成28年7月7日にメールでご案内した「別表17(3)(特定外国子会社等)の入力データが誤って更新されてしまう障害」を修正しました。

2. 地方税申告書作成機能の改訂

(1) 国内事務所情報のCSV読込機能の改訂[2017年02月版]

地方税の[国内事務所等の住所情報]ワーキングシート(メニュー332-2)では、従業者数等を含む国内事務所に関するデータをCSVファイルから読み込みできますが、従来は、読込方法として「追加読込」のみ対応していました。そのため、国内事務所をCSVファイルの内容にすべて置き換える場合には、いったん登録済みの国内事務所をすべて削除してから、CSVファイルを読み込む必要がありました。

[2017年02月版]では、読込方法として「洗替読込」(国内事務所をCSVファイルの内容にすべて置き換え)を選択できるようにして、事前に国内事務所を削除する作業を不要にしました。



(2) 第6号様式別表5の7の端数処理の改訂 [2016年07月版]

第6号様式別表5の7「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書」の「控除額」の計算において円未満の端数が生じた場合の端数処理を、次のとおり改訂しました。

改訂前：円未満の端数金額を一旦切り捨てた後、百円未満の端数金額を切り上げ

(例) 端数処理前の計算結果が「100.1円」の場合は、「100円」

改訂後：円未満の端数金額を切り捨てる前に、百円未満の端数金額を切り上げ

(例) 端数処理前の計算結果が「100.1円」の場合は、「200円」

(3) 事業税の分割基準「事務所等の数」の計算 [2016年10月版]

事業税の分割基準である「事務所等の数」について、「事業年度中に月の末日が到来しない場合」の計算に対応しました。事業年度中に月の末日が到来しない場合(例：平成28年4月1日に開始して平成28年4月20日に終了する事業年度の場合)には、当該事業年度終了の日現在における事務所等の数を分割基準とします。

(注) 事業税の分割基準である「事務所等の数」は、「事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値」とされていますが、「事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値」とされています(地法72の48④二)。

(4) 相互会社の第6号様式・第20号様式の資本金等の額の表示 [2016年10月版]

[無償増減資等による資本金等の額の調整]ワーキングシート(メニュー332-2)の[資本金等の額の計算方法]区分で[純資産価額の直接入力(相互会社の場合)]が選択されている場合には、同ワーキングシートで直接入力された均等割の税率適用基準となる金額(純資産額)を、第6号様式・第20号様式の「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」欄に表示するようにしました。

(注) 「法人の道府県民税・事業税申告の手引」(一般財団法人 地方財務協会)では、相互会社は第6号様式等の「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」欄に「純資産額」を記載することとされています。

(5) 地方税申告書の損金算入所得税額の区分選択の障害修正 [2016年11月版]

平成28年10月27日にメールでご案内した『中間申告(仮決算)を行う場合、「地方税申告書の損金算入所得税額の自動計算」を選択できない(実額入力のみとなる)障害』を修正しました。

3. 消費税申告書作成機能の改訂

(1) [仕入れに係る消費税額の控除]ワーキングシートの金額入力欄の桁数拡張 [2017年02月版]

消費税の[仕入れに係る消費税額の控除]ワーキングシート(メニュー242)の金額欄に入力できる桁数を14桁(従来:11桁又は12桁)に拡張しました。

[仕入れに係る消費税額の控除]ワーキングシート

基準期間の有無	有	
基準期間の課税売上高	50,000,000,000円	
仕入税額の控除方式	本則課税	
課税売上高6億円超又は課税売上割合35%未満の場合	個別対応方式	
標準する割合	標準する割合の分子	8,900,000,000,000
	標準する割合の分母	10,000,000,000,000
	課税売上割合に標準する割合	89.0%
	6.3%分	円
	4%分	円
2以上の課税売上割合に標準する割合を使用する時の仕入税額	3%分	円
	計	円
簡易	最も有利なみなし仕入率の自動判定	<input type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
簡易	みなし仕入率の計算方法	

1. 仕入税計算方式(注)1と2を選択し、標準する割合を入力する。
2. 「標準する割合」についても14桁まで拡張。

♥ 基準期間の有無を選択してください。

F4入力終了

(2) 消費税の「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」の計算 [2016年07月版]

消費税の「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」(消法60④)について、平成27年度ASP1000R [2016年04月版]で国税庁ホームページに掲載されている「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」に準拠した計算に対応したことから、従来からあった「配賦割合」による計算を廃止しました。

(3) 消費税申告書(一般用・簡易課税用)の様式改訂 [2016年07月版]

消費税申告書の「一般用」と「簡易課税用」について、「法人用」への様式改訂(※)に対応しました。

(※)「名称又は屋号」欄が「法人名」欄に、「個人番号又は法人番号」欄が「法人番号」欄に変更されるなど「法人用」への改訂が行われています。なお、計算式に変更はありません。

4. 税効果会計機能の改訂

(1) 回収可能性適用指針への対応[2017年02月版]

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に合わせて、用語を「例示区分」から「分類」に変更しました。

また、[414. 回収可能性の判断指針の選択]メニューに、回収可能性適用指針第28項(分類4の要件を満たす企業が分類2に該当するものとする取扱い)に対応する区分として[分類要件4 分類2]、第29項(分類4の要件を満たす企業が分類3に該当するものとする取扱い)に対応する区分として[分類要件4 分類3]を追加しました。

[分類要件4 分類2]が選択された場合には[分類2]、[分類要件4 分類3]が選択された場合には[分類3]に該当するものとして回収可能性の判断を行います。

[414. 回収可能性の判断指針の選択]メニュー



(2) 注記「法定実効税率と実際の税負担率との差異比較表」の項目追加[2016年10月版]

税効果会計に関する注記「法定実効税率と実際の税負担率との差異比較表」(メニュー417)に、差異の原因となる次の項目を新たに追加して、影響額を計算するようにしました。

1. 法人税の特別控除による住民税の減少額
2. 特定寄附金税額控除額

5. その他の改訂

(1) [821. 国税・地方税の電子申告]メニュー起動時のチェック [2016年07月版]

[821. 国税・地方税の電子申告]メニューの起動時に、納税地や代表者名等の情報が登録済みかチェックするようになりました。

(2) 地方税の「電子申告データ作成日時」の表示修正 [2016年07月版]

[821. 国税・地方税の電子申告]メニューで地方税の「電子申告データ作成日時」や「申告受付日時」が表示されない場合があったのを、正しく表示するよう修正しました。

(3) 「SkyPDF Pro for TKC」の改訂 [2016年10月版]

Windows Updateの影響により「SkyPDF Pro for TKC」に次の現象が発生していましたが、これらの現象が発生しないように修正しました。

① 現象1：TKCシステムが正常に終了できない現象

8月3日から配信されている「Windows10用 大規模アップデート(Anniversaryアップデート)」により、以下の現象が発生する場合があります。

1. 帳表を印刷する際に、プリンターの一覧から「SkyPDF Pro Driver」を選択して実行すると、システムが正常に終了できない。
2. 印刷画面で[SkyPDF]ボタンをクリックして実行すると、システムが正常に終了できない。

② 現象2：「SkyPDF Pro Driver」が正常に登録できない現象

7月13日から配信されているWindows Updateを適用したパソコンにおいて、「SkyPDF Pro for TKC」をインストールしてもプリンターの一覧に「SkyPDF Pro Driver」が表示されない場合があります。

Ⅲ 国税・地方税の電子申告への対応

1. 法人税申告書の電子申告 [2016年07月版] [2016年10月版] [2017年02月版]

平成28年度の法人税申告書の様式改正に対応した国税e-Taxソフト仕様に準拠して電子申告できるようにしました。

(注)別表10(2) (平成28年9月1日以後終了事業年度分)及び「経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」は、仕様未公開のため別途送付(郵送等)となります。当該書類はPDF添付で提出できない書類とされていますのでご注意ください。

2. 地方税申告書の電子申告

(1) 様式改正への対応 [2016年10月版] [2017年02月版]

平成28年度の地方税申告書の様式改正に対応した地方税eLTAX仕様に準拠して電子申告できるようにしました。

(2) 利用届出内容の変更手続きにおける「法人番号」追加 [2016年10月版]

地方税ポータルシステムに登録済みの利用届出内容を変更する手続きで、入力項目に「法人番号」が追加されました。そのため、[821 国税・地方税の電子申告]メニューの[追加・更新・変更]タブの[7. 利用届出の変更]で「法人番号」を入力できるようにしました。

(3) 宮城県富谷市への電子申告 [2016年10月版]

平成28年10月10日以降、新コードの「宮城県富谷市(市町村コード：04216)」で電子申告できるようにしました。

3. 第四世代税理士用電子証明書への対応 [2017年02月版]

[2. 税理士の電子署名] (メニュー821) で、平成29年1月から発行が開始された「第四世代税理士用電子証明書」を使用して、電子申告データに電子署名できるようにしました。

[2. 税理士の電子署名] (メニュー821)

4. 国税添付書類のイメージデータ(PDF)による提出への対応[2016年07月版]

① 制度の概要

平成28年4月1日から、法人税、消費税等の電子申告において、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出できるようになりました。

1) 対象となる添付書類

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書など指定されたものに限られます。

「法人税申告書別表」、「勘定科目内訳明細書」、「特別償却の付表」、「財務諸表」など、国税の電子申告において電子申告データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能とされている書類については、イメージデータで提出することができません。これらの書類でASP1000Rで作成(電子申告)できない書類については、従来どおり、別途送付(郵送等)により提出する必要があります。

イメージデータで提出可能な添付書類は、「国税e-Taxホームページ > e-Taxで利用可能な手続 > (3)イメージデータにより提出可能な添付書類」で確認できます。

イメージデータで提出可能な添付書類 (法人税確定申告等)

イメージデータ(PDF形式)による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成28年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「法人税申告書別表」、「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続(法人税確定申告等)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類(例：収用証明書、登記事項証明書など)について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から5年間(移転価格税制に係る法人税等は6年間、法人税の純損失等の金額がある場合は9年間)これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

(注)イメージデータによる提出の対象外の書類をイメージデータで提出した場合、その提出は効力を有しないこととされています。そのため、改めて電子申告又は書面による提出が必要であり、その再送信等の日が文書收受日になるとされています。

2) 添付できるファイルの形式

添付できるのは「PDF形式」のみです。ファイルサイズは、「1ファイル当たり1MBまで、かつ、ファイル合計で1.5MBまで」です。ファイル数は、1回の送信につき「16ファイルまで」です。

(注)イメージデータの作成に当たっての留意事項として、「白黒で解像度は200dpiを推奨」、「目視により内容の確認ができること」、「パスワードを設定していないこと」とされています。

② システムの対応

1) ファイルの添付

[812.電子申告データの作成(完成)]メニューの[法人税・地方法人税]及び[消費税]の各タブで、電子申告データに添付するイメージデータ(PDF)を選択できるようにしました。

IV 利用上のご注意

1. 宮城県富谷市に電子申告する場合のご注意

平成28年10月10日から、市制施行により、「宮城県黒川郡富谷町」は「宮城県富谷市」になりました。

住所等が変更され、市町村コードは「富谷市(04216)」に変更されました。これに伴い、地方税電子申告も新コード(04216)での受付となり、平成28年10月10日以降は、旧コード「富谷町(04423)」での電子申告ができません。富谷市に電子申告する場合は、次の手順で処理を行います。

1. 住所の変更

ASP1000Rに登録済みの富谷市にある事業所等の住所を、新しい住所に変更します。

2. 地方税ポータルシステムに登録済みの「利用届出(住所)」の変更

市制施行に伴い、地方税ポータルシステムに登録済みの法人の所在地、代表者の住所が変更になった場合は、以下の手順で、地方税ポータルシステムに登録済みの住所を変更します。

- 1) [821. 国税・地方税の電子申告]メニューの[追加・変更・更新]タブの[7. 利用届出の変更]で、地方税ポータルシステムへログインします。
- 2) ログイン後、地方税ポータルシステムに登録されている「利用届出内容」が表示されます。[法人名称・所在地等]タブの[(*)所在地]欄と[代表者氏名・住所等]タブの[(*)住所]欄で、新しい住所を入力します。
- 3) 新しい住所の入力後、[電子署名(省略可)/eLTAX地方税ポータルシステムへ送信]ボタンをクリックします。
- 4) 「電子署名しますか?」が表示されますので、[いいえ(N)]ボタンをクリックします。地方税ポータルシステムに「利用届出」(変更内容)が送信されます。

3. 市町村コードの変更

地方税ワーキングシートの入力で、旧富谷町の市町村コードを「富谷市(04216)」に変更します。

(注)市町村コードを変更した場合、旧富谷町の税額計算基礎データは、富谷市に引き継がれません。再度、富谷市の税額計算基礎データを入力して、計算処理を行ってください。

4. 富谷市の提出先税務事務所の登録

[811-1. 電子申告基本情報の確認]メニューの[国税・地方税の申告先の確認]タブで、富谷市の[提出先税務事務所]欄を選択します。

5. 電子申告データの作成

[812. 電子申告データの作成(完成)]メニューで電子申告データを作成します。

6. 地方税ポータルシステムでの利用届出自動変換処理の確認

地方税ポータルシステムでは、旧富谷町に利用届出されている納税者を対象に、申告書提出先を富谷市に変更する利用届出自動変換処理が行われます。次の手順で変換結果を確認します。

- 1) 電子申告データの作成完了後、[821. 国税・地方税の電子申告]メニューを選択します。
- 2) 続いて[地方税電子申告の税目・申告先の追加・削除]画面が表示されます。[税目・申告先の追加・削除へ]ボタンをクリックして、地方税ポータルシステムへログインします。
- 3) [eLTAXに登録済みの申告書提出先の確認]画面に「富谷市」が表示されることを確認します。

7. 電子署名・送信・送信結果/受付通知の確認

[821. 国税・地方税の電子申告]メニューで、電子署名、データ送信、送信結果/受付通知の確認を行います。

2. 税効果会計システム(eTaxEffect)との連動に関するご注意

平成28年度ASP1000Rで作成した「一時差異データ」(eTaxEffectへの連動データ)は、平成28年度eTaxEffectの以下の版数で読み込みできます。

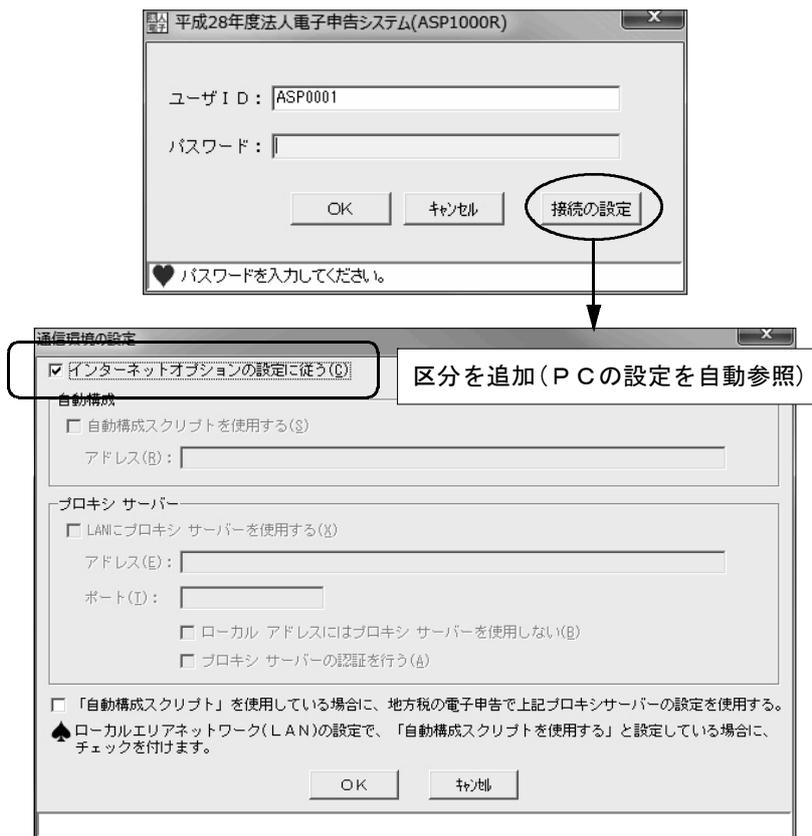
行	連動データを作成した 平成28年度ASP1000Rの版数	連動データを読み込む 平成28年度eTaxEffectの版数	
		[2016年07月版]～ [2016年11月版]	[2017年02月版]
1	[2016年07月版]～[2016年11月版]	○	○
2	[2017年02月版]	×	○

V 動作環境等

1. 通信環境の設定機能の改訂

インターネットへのアクセスにプロキシサーバーをご利用の場合には、ASP1000Rの「通信環境の設定」画面でプロキシサーバーの情報(アドレス、ポート等)を登録する必要があります。

[2017年02月版]では、「通信環境の設定」画面に「インターネットオプションの設定に従う」区分を追加して、当区分がチェックされている場合には、ASP1000Rでのプロキシサーバーの設定を不要にしました。



- (注)1. ASP1000Rの通信環境をインターネットエクスプローラでインターネットにアクセスする場合の設定とは異なる設定にする場合には、従来通り、ASP1000Rで個別にプロキシサーバーの情報を登録する必要があります。
2. パソコンに初めてASP1000Rをインストールした場合の初期値は、「インターネットオプションの設定に従う」区分にチェックが付いています。
3. 既にASP1000Rでプロキシサーバーの情報を登録している場合には、[2017年02月版]に更新しても、設定は変更されません。

当改訂に伴い、ご利用のパソコンのウィルス対策ソフトやファイアウォール・ソフトで通信制限を行っている場合には、以下のプログラムに通信許可を行ってください。

(?): ¥Program Files (x86)¥TKC¥ASP1000¥AKCTEexport.exe

(注)1. (?)は、ASP1000Rをインストールしたドライブです。

2. 32ビットOSの場合“Program Files (x86)”は“Program Files”となります。

3. 既に「ASP1000」フォルダ内の全てのプログラムに通信許可を行っている場合には、改めて設定する必要はありません。

2. プログラム・ダウンロードサービスのURLの変更について

平成28年10月20日から、プログラム・ダウンロードサービスのURLを、次のとおり変更しました。プログラム・ダウンロードサービスをご利用の場合で、パソコンのウィルス対策ソフトやネットワーク上のファイアウォール機器等で通信制限を行っている場合には、「変更後」の通信宛先及びポートへの通信許可を行ってください。

日程	通信宛先	ポート
【変更前】10月19日(水)まで	http://tkcpgdownload.tkc.co.jp	80
【変更後】10月20日(木)以降	http://ctsdwnld.tkc.co.jp	80

3. その他の動作環境

上記以外の動作環境の変更はありません。動作環境は、ASP1000RのプログラムDVDに格納している「セットアップ手順書」の「I ASP1000Rインストール時の注意点」の「7. ASP1000Rの動作環境」をご確認ください。または、次のTKCホームページでご確認ください。

http://www.tkc.jp/consolidate/asp1000r/spec/
(TKCグループ > 上場企業の皆様へ > ソリューション > 法人電子申告システム ASP1000R > 動作環境)

動作環境等についてご不明な点がある場合は、株式会社TKCの担当者までお問い合わせください。

平成28年度eTaxEffectの改訂内容

システムの利用形態(メニュー101で設定)に応じて、タイトルの末尾に以下のマークを付しています。

- ① 「税額計算と税効果計算を行う場合」の解説：**税額・税効果**
- ② 「税効果計算のみ行う場合」の解説：**税効果のみ**
- ③ 「税額計算と税効果計算を行う場合」、「税効果計算のみ行う場合」に共通する解説：**共通**

I 税制改正への対応

1. 法人実効税率の引下げ [2016年07月版][2016年10月版]

(1) 改正の概要

- ① 法人税や地方税の税率が、以下のとおり段階的に引き下げることとされました(法法66等)。

なお、平成28年11月28日付官報で「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、「地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元」と「法人住民税法人税割の税率改正」の実施時期が延期されています(平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用)。

【法人税・地方税の税率】

以下の表は、**3月決算法人**を前提に作成しています。

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
法人税 ※中小法人以外の普通法人	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%
地方法人税	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	10.3%
道府県民税法人税割	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	1.0%
市町村民税法人税割	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	6.0%
事業税(所得割)	3.1%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	3.6%
事業税(付加価値割)	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
事業税(資本割)	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
地方法人特別税	93.5%	414.2%	414.2%	414.2%	414.2%	—
法定実効税率	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%	29.74%	29.74%

(注)地方税は、標準税率を記載しています(事業税所得割は軽減税率不適用法人の税率を記載)。

(2) システムの改訂内容

- ① [税額計算用の税率・法定実効税率]画面の改訂(メニュー104、メニュー203) **共通**

1) [2016年07月版]では平成29年4月1日以後に開始する事業年度の[事業税(所得割)の標準税率]、[地方法人特別税]の[税率]欄を入力不可としていましたが、[2016年10月版]では、これらの入力欄を入力可能としました(地方法人特別税の課税事業年度でない場合は、0%を入力してください)。

2) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の[復興特別法人税]の[税率]欄を入力不可としました。

[104. 税額計算用の税率・法定実効税率]メニューの[税額計算に使用する税率]タブ

(H28)税額計算用の税率・法定実効税率

1:千代田製造

平成28年度確定決算

会社コード 1 H28秋の臨時国会による税率(PDF)

会社名 千代田製造株式会社

税額計算に使用する税率 | 繰延税金資産・負債に適用する実効税率 | 法定実効税率(注記用)

税目	解説	翌期 (H30. 3期) 分		2期後 (H31. 3期) 分	
		所得区分(円)	税率	所得区分(円)	税率
法人税	<input type="checkbox"/> 軽減税率適用				
復興特別法人税			29.4000%		29.2000%
地方法人税			4.4000%		10.0000%
住民税(法人税割)			16.3000%		
事業税(所得割)	<input type="checkbox"/> 軽減税率適用				
			0.8800%		3.7800%
			標(0.7000%)		標(0.0000%)
事業税(付加価値割)			1.2600%		1.2600%
事業税(資本割)			0.5250%		0.5250%
地方法人特別税(所得割)			414.2000%		0.0000%
住民税(外雇税割増除税額割計割)			16.3000%		10.4000%
事業税(収入割)			0.9650%		0.9650%
			標(0.9000%)		標(0.9000%)
地方法人特別税(収入割)			43.2000%		43.2000%

入力不可

保存 キャンセル

前項目 前年復写 タブ切替

2. 欠損金の繰越控除制度の見直し [2016年07月版]

(1) 改正の概要

- ① 平成27年度税制改正において講じられた「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度」等を改め、繰越欠損金の控除限度額及び繰越期間が、以下のとおり改正されました(平成28年改正法附則27、30)。

		事業年度の開始日			
		H27. 4. 1～H28. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H29. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31
改正前	控除限度額	所得金額の65%	所得金額の65%	所得金額の50%	所得金額の50%
	繰越期間	9年間	9年間	10年間	10年間
改正後	控除限度額	所得金額の65%	所得金額の60%	所得金額の55%	所得金額の50%
	繰越期間	9年間	9年間	9年間	10年間

(注) 上記に記載している控除限度額は、中小法人等以外の法人に係る控除限度額です。

(2) システムの改訂内容 **共通**

① [101. 企業グループ情報]メニューの改訂

平成30年4月1日以後に開始する事業年度における[事業年度]タブの[欠損金繰越期間]の初期値を「10年」としました。

② [102. 会社情報]メニューの改訂

新規で会社を登録する場合は、[税額計算]タブの[繰越欠損金の控除限度]欄には、改正後の「控除限度割合」を初期表示するように改訂しました。

[102. 会社情報]メニューの[税額計算]タブ

事業年度	繰越欠損金の控除限度 (所得金額に対する割合)
当期(H29. 3期)	80%
翌期(H30. 3期)	55%
2期後(H31. 3期)	50%
3期後(H32. 3期)	50%
4期後(H33. 3期)	50%
5期後(H34. 3期)	50%
6期後(H35. 3期)以降	50%

(ご注意)

- 平成28年度のデータを新規作成した場合(年度更新又はデータの複写により作成した場合を除きます。)に限り、[102. 会社情報]メニューの初期値として、改正後の「控除限度割合」を初期表示します。
- 年度更新又はデータの複写により作成した平成28年度のデータや既に作成済みの平成27年度のデータは、改正後の「控除限度割合」に変更しません。必要に応じて、[102. 会社情報]メニューで「控除限度割合」を修正してください(会社ごとに修正が必要です。)
※「控除限度割合」の設定内容を他の法人に複写することができます(84頁参照)。
- 中小法人等に該当する場合は、割合を「100%」に変更してください。

3. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設への対応 [2016年07月版]

(1) 改正の概要

青色申告法人が、地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合に、当該寄附金を支出した日を含む事業年度の事業税、住民税及び法人税から次の金額を控除する措置が創設されました。(措法42の12の2、措法68の15の3、地法附則8の2の2、地法附則9の2の2関係)

① 事業税

寄附金額×10%(事業税額の20%※が上限)

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度は15%

② 住民税

寄附金額×20%(※)(住民税法人税割額の20%が上限)

※「道府県民税分(5%)」と「市町村民税分(15%)」の合計(平成29年4月1日以後に開始する事業年度は、「道府県民税分(2.9%)」と「市町村民税分(17.1%)」の合計)

③ 法人税

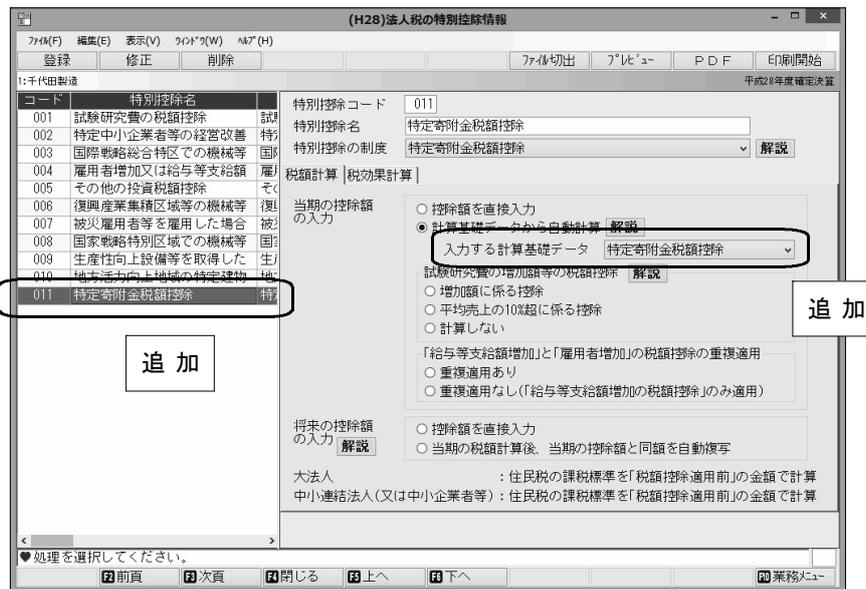
「②で控除しきれなかった金額」と「寄附金額×10%」とのうちいずれか少ない金額(法人税額の5%が上限)

(2) システムの改訂内容

① [103-3. 法人税の特別控除情報]の改訂 **共通**

- 1) [特別控除の制度]の選択肢に、[特定寄附金税額控除]を追加しました。
- 2) 平成28年度版のデータには、[特定寄附金税額控除]を追加します。

[103-3. 法人税の特別控除情報]メニューの[税額計算]タブ



② [その他の入力項目]RP(メニュー203)の改訂

1) eTaxEffectで「税額計算」を行う場合 **税額・税効果**

[その他の入力項目]RP(メニュー203)に[特定寄附金税額控除]タブを新たに設けて、税額控除額を計算するための「特定寄附金の額の合計額」等を入力できるようにしました。

※上記①で、[入力する計算基礎データ]区分が[特定寄附金税額控除]と登録されている場合に、[特定寄附金税額控除]タブでの入力が可能です。

[その他の入力項目] R Pの[特定寄附金税額控除]タブ(メニュー203)

2) eTaxEffectで「税効果計算のみ」を行う場合 **税効果のみ**

[その他の入力項目] R P(メニュー203)に[特定寄附金税額控除]タブを新たに設けて、事業税と住民税から控除する特定寄附金税額控除額を直接入力できるようにしました。

[その他の入力項目] R Pの[特定寄附金税額控除]タブ(メニュー203)

③ 当期の税額計算機能の改訂 **税額・税効果**

上記②1)で入力したデータをもとに、特定寄附金税額控除額を計算するようにしました。

[302. 当期の税額計算結果確認(会社ごと)]の[特定寄附金税額控除]タブ

行	項目名	金額
1	【特定寄附金税額控除】(法人税)	
2	特定寄附金の額の合計額	10,000,000
3	税額控除基準額(行2×0.2)	2,000,000
4	【住民税額控除額の計算】	
5	調整前法人税額	702,000,000
6	課税土地譲渡利益に対する法人税額	0
7	試験研究費の税額控除	0
8	雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	0
9	その他の法人税額調整減算額	0
10	法人税額調整減算額合計(行7+8+9)	0
11	仮計(行5+6-10)	702,000,000
12	控除対象個別帰属調整額等	0
13	計算基礎となる法人税額(行11-12、行6<行11-12)は行6)	702,000,000
14	住民税額控除額(行13×0.0258)	18,111,600
15	【当期控除額の計算】	
16	差引税額控除基準額残額(行3-行14)	0
17	特定寄附金基準額(行2×0.1)	1,000,000
18	税額控除限度額(行16と行17のうち少ない額)	0
19	当期税額基準額(行5×0.05)	35,100,000
20	当期控除額(行18と行19のうち少ない額)	0
21		
22	【特定寄附金税額控除】(住民税)	
23	控除額(行2×0.2)	2,000,000
24	控除対象法人税割額	90,558,000
25	税額控除上限額(行24×0.2)	18,111,600
26	当期控除額(行23と行25のうち少ない額)	2,000,000
27		
28	【特定寄附金税額控除】(事業税)	
29	控除額(行2×0.1)	1,000,000
30	控除対象事業税額	14,250,000
31	税額控除上限額(行30×0.2)	2,850,000
32	当期控除額(行29と行31のうち少ない額)	1,000,000

④ 「当期の特定寄附金の税額控除額の確認表」の搭載(メニュー306・408) **税額・税効果**

特定寄附金税額控除額の計算過程を確認できる帳表として、「当期の特定寄附金の税額控除額の確認表」を追加しました。

[306. 計算結果確認表の印刷]メニュー

行	項目名	金額
1	【特定寄附金税額控除】(法人税)	
2	特定寄附金の額の合計額	10,000,000
3	税額控除基準額(行2×0.2)	2,000,000
4	【住民税額控除額の計算】	
5	調整前法人税額	702,000,000
6	課税土地譲渡利益に対する法人税額	0
7	試験研究費の税額控除	0
8	雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	0
9	その他の法人税額調整減算額	0
10	法人税額調整減算額合計(行7+8+9)	0
11	仮計(行5+6-10)	702,000,000
12	控除対象個別帰属調整額等	0
13	計算基礎となる法人税額(行11-12、行6<行11-12)は行6)	702,000,000
14	住民税額控除額(行13×0.0258)	18,111,600
15	【当期控除額の計算】	
16	差引税額控除基準額残額(行3-行14)	0
17	特定寄附金基準額(行2×0.1)	1,000,000
18	税額控除限度額(行16と行17のうち少ない額)	0
19	当期税額基準額(行5×0.05)	35,100,000
20	当期控除額(行18と行19のうち少ない額)	0
21		
22	【特定寄附金税額控除】(住民税)	
23	控除額(行2×0.2)	2,000,000
24	控除対象法人税割額	90,558,000
25	税額控除上限額(行24×0.2)	18,111,600
26	当期控除額(行23と行25のうち少ない額)	2,000,000
27		
28	【特定寄附金税額控除】(事業税)	
29	控除額(行2×0.1)	1,000,000

特定寄附金税額控除額の計算過程を確認

⑤ 「505. 税効果会計に係る注記の確認」の改訂 **共通**

- 「注記：法定実効税率と実際の税負担率との差異」に、「特定寄附金税額控除等」を追加しました。
- 「注記：法定実効税率と実際の税負担率との差異」の税率差異項目「法人税の特別控除による地方法人税の減少額」の内訳を表示するようにしました。

4. 地方拠点強化税制の拡充 [2016年07月版]

(1) 改正の概要

「雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度」（以下、「所得拡大促進税制」といいます）について、「雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度」との重複適用ができることとされました。

この場合、「所得拡大促進税制」の対象となる雇用者給与等支給増加額から特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除することとされました。（措法42の12の4、措法68の15の5関係）

(2) システムの改訂内容 **税額・税効果**

① [103-3. 法人税の特別控除情報]メニューの改訂

1) [給与等支給額増加の税額控除の経過措置の適用]区分を[「給与等支給額増加」と「雇用者増加」の税額控除の重複適用]区分に変更し、重複適用の有無を設定できるようにしました。

[103-3. 法人税の特別控除情報]メニューの[税額計算]タブ

「給与等支給額増加」と「雇用者増加」の税額控除の重複適用

- 重複適用あり
- 重複適用なし（「給与等支給額増加の税額控除」のみ適用）

「重複適用あり」を選択した場合に、下記②の入力が可能

2) 重複適用がある場合は、下記②を入力できるようにしました。

② [法人税の特別控除(給与等支給額増加の税額控除)]RP(メニュー203)の改訂

[重複基準額の計算]タブを新たに設けて、雇用者給与等支給増加額から控除する「雇用者給与等支給増加重複基準額」（以下、重複基準額といいます）を計算するための雇用者数等を入力できるようにしました。

[法人税の特別控除(給与等支給額増加の税額控除)]RPの[重複基準額の計算]タブ(メニュー203)

入力データに基づいて重複基準額を自動計算

項目名	平成27年 3月期(2期前)	平成28年 3月期(前期)	計
指令39の46④又は指令27の12の4④の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
雇用者給与等支給額	0		
調整年度終了の日における雇用者数	0		
平均給与等支給額	0		
控除対象地方事業所基準雇用者数	0		
地方事業所基準雇用者数(移転型計画に係る特定業務施設)	0		
過年度重複控除基準雇用者数	0		
過年度雇用者給与等支給増加重複基準額	0	0	0

入力が必要なケースは、次頁の解説を参照

なお、「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、以下の3つの条件をすべて満たす場合に入力します。

- ①当期に「雇用促進税制」と「所得拡大税制」を重複適用する。
- ②当期に雇用促進税制の地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(措法68の15の2③)を適用する。
- ③過年度に雇用促進税制の地方事業所基準雇用者数に係る措置(移転型)(措法68の15の2②)を適用している。

「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に入力したデータに基づいて、重複基準額の計算要素となる「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額」を自動計算します。

③ 当期の税額計算機能の改訂

上記②をもとに、雇用者給与等支給増加額から控除する額を計算するようにしました

[302. 当期の税額計算結果確認(会社ごと)]メニューの[給与等支給額増加税額控除]タブ

行	項目名	金額
27	平均給与等支給額(行13) > 比較平均給与等支給額(行20)	○
28	【当期の税額控除額】	
29	税額控除限度額(行23×0.1)	2,001,190,344
30	法人税額	702,000,000
31	当期税額基準額(行30×0.1)	70,200,000
32	当期控除額(行29,30,31のうち少ない額)	70,200,000
33	【当期雇用者給与等支給増加重複基準額の計算】	
34	雇用者給与等支給額(行2)	20,124,000,000
35	当期の終了の日における雇用者数	3,770
36	基準雇用者数	3,700
37	特定地域基準雇用者数	50
38	地方事業所基準雇用者数	20
39	控除対象地方事業所基準雇用者数(行36と行38のうち少ない数)	20
40	調整基準雇用者数(行36 - 行39)	3,680
41	控除対象特定地域基準雇用者数(行37と行40のうち少ない数)	50
42	当期重複基準額((行34 + 行35) × (行39 + 行41))	373,655,170
43	【過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算】	
44	過年度重複基準額(2期前)	0
45	過年度重複基準額(前期)	0
46	計(行44 + 行45)	0
47	【雇用者給与等支給増加重複控除額の計算】	
48	雇用者給与等支給増加重複控除額((行42 + 行46) × 0.3)	112,096,551

重複基準額の計算過程を確認

5. 外国税額控除制度の見直しへの対応 [2016年07月版]

(1) 改正の概要

内国法人の外国税額控除制度について、その控除限度額の計算に当たって、国外に帰属すべき所得(国外事業所等帰属所得)が国外源泉所得とされました。国外事業所等帰属所得については、内部取引に係る移転価格税制を適用して、その所得金額を計算することとされました。

(2) システムの改訂内容

① [その他の入力項目]RP (メニュー203)の改訂 **共通**

[外国税額]タブの項目名等を改訂しました。

[その他の入力項目]RPの[外国税額]タブ(メニュー203)

改正後の別表の項目名と別表番号に変更

② [外国税額控除の予測データ]RPの改訂 **共通**

項目名等を改訂しました。

[外国税額控除の予測データ]RP(メニュー203)

行	項目名	当期実績	翌期(H30.3)連	2期後(H31.3)連	3期後(H32.3)連
1	調整国外所得金額	0	0	0	0
2	納付した個別控除対象外国法人税額計	0	0	0	0
3	個別控除対象外国法人税額(みなし納付分)	0	0	0	0
4	納付分に係る減額分	0	0	0	0
5	特定外国子会社等に係る減額分	0	0	0	0
6	みなし納付分に係る減額分	0	0	0	0
7	納付した個別控除対象外国法人税額(行[2-4-5])	0	0	0	0
8	個別控除対象外国法人税額(行[2+3-4-5-6])	0	0	0	0
9	所得金額の加減算額(控除限度額計算)	0	0	0	0

◆ 1. 外国税額控除の控除限度額の計算では、所得金額に以下の金額を加減算することとされています。
 (1) 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算の規定により
 益金の額又は損金の額に算入される金額(税法64の4①～③)
 (2) 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の規定により
 益金の額又は損金の額に算入される金額(指法59の2①及び⑥、83の62①及び⑥)
 (3) 被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の繰上算入額(別表6の2(2)[4]又は別表6(2)[5]等)
 (4) 繰上算入額等の繰上算入額(別表6の2(2)[5]又は別表6(2)[6]等)
 (5) 繰上算入超過合計額の繰上算入額(別表6の2(2)[6]又は別表6(2)[7]等)
 2. 「行9 所得金額の加減算額(控除限度額計算)」に金額を入力すると、控除限度額の計算において、
 所得金額に算入します。
 所得金額から減算する場合は、マイナス金額として入力してください。

③ 当期及び将来の税額計算機能の改訂

「法人税の控除限度額」等の計算処理を改訂しました。

6. 「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税の特別控除」制度等の繰越税額控除制度廃止への対応 [2016年07月版]

(1) 改正の概要

「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税の特別控除」、「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税の特別控除」に係る繰越税額控除制度が廃止されました。(措法42の10、42の11、68の14、68の14の2、改正法附則85)

(2) システムの改訂内容 **共通**

① [103-3. 法人税の特別控除情報]メニューの改訂

「国家戦略特別区域での機械等取得の税額控除」、「国際戦略総合特区での機械等取得の税額控除」の[繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産を計上する]区分の初期値を「チェックなし(=計上しない)」に改訂しました。

[103-3. 法人税の特別控除情報]メニューの[税効果計算]タブ

コード	特別控除名	特別控除コード	特別控除名
001	試験研究費の税額控除	008	国家戦略特別区域での機械等取得の税額控除
002	特定中小企業者等の経営改善		特別控除の制度
003	国際戦略総合特区での機械等		国家戦略特別区域での機械等取得の税額控除
004	雇用者増加又は給与等支給額		
005	その他の投資税額控除		
006	復興産業集積区域等の機械等		
007	被災雇用者等を雇用了した場合		
008	国家戦略特別区域での機械等		
009	生産性向上設備等を取得した		
010	地方活方向上地域の特定建物		
012	特定寄付金		
011	特定寄付金税額控除		

初期値を「チェックなし」に変更

(ご注意)

「国家戦略特別区域での機械等取得の税額控除」「国際戦略総合特区での機械等取得の税額控除」を適用している会社で、繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産を計上しない場合は、[103-3. 法人税の特別控除情報]の設定を変更してください。

平成28年3月31日までに開始する事業年度に生じた税額控除限度超過額について、繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産を計上しない場合は、以下の手順で設定を変更してください。

- ①[103-3. 法人税の特別控除情報]で、特別控除の制度を[国家戦略特別区域での機械等取得の税額控除]、[国際戦略総合特区での機械等取得の税額控除]と設定している特別控除を選択します。
- ②[税効果計算]タブの[繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産を計上する]区分のチェックを外してください。

※上記で設定を変更した特別控除項目は、以下のように取り扱います。

- ・[繰越税額控除限度超過額の回収可能性の判断] R P に表示しません。
- ・繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産を計上しません。
- ・[システムの利用形態]を[税効果計算のみ行う]と設定している場合のみ eConsoliTax等から「繰越税額控除限度超過額」(翌期繰越額)が連動しません。

7. 地方法人特別税の廃止時期の変更に伴う改訂 [2016年10月版][2017年02月版]

平成28年11月28日付官報で、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等が公布されました。これにより、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止することとされました。また、平成31年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る事業税額の予定申告税額は、以下の算式で計算することとされました。

$$\text{前事業年度の事業税額} \times \frac{8.6}{12}$$

(1) 整合性チェックの改訂 **共通**

平成31年10月1日以後に開始する事業年度に「地方法人特別税率」が入力されている場合等に、整合性チェックで警告メッセージを表示するようにしました。

(2) [事業税]RP(メニュー203)の改訂 **税額・税効果**

地方法人特別税の廃止時期の変更に伴い、事業税負担変動の軽減措置の計算において地方法人特別税率が不要となりました。そのため、[事業税RP]の[軽減措置]タブの[地方法人特別税率]欄を削除しました。

(3) 将来の事業税の損金算入額の計算式の改訂 **共通**

地方法人特別税率が「0%」と入力されている最初の事業年度の予定申告税額について、上記記載の計算式で計算するように改訂しました。

II 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」への対応

1. 適用指針の主な内容

行	内容	監査委員会 報告第66号	適用指針	システム 対応状況
1	(分類1)から(分類5)の分類ごとの要件を定め、各分類の要件に該当しない場合の取扱い	記載なし	各分類に示された要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに必ず分類する。	対象外
2	(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件	経常的な利益	臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得	対象外
3	(分類3)に該当する企業における5年を超える見積可能期間において、スケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性の判断	記載なし	繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合は、回収可能性あり。	[2016年02月版]で対応済
4	(分類2)に該当する企業における、スケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱い	回収可能性なし	原則は、回収可能性なし。 ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合は回収可能性あり。	「解消時期不明」のうち、当該金額を「11期後以降」に入力することで回収可能と判断できるため、対応予定はありません。
5	(分類4)の要件に該当する企業において、将来の一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが合理的に説明できる場合の取扱い	ただし書きに該当する場合は、(例示区分3)	5年超にわたり、課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合は(分類2)。おおむね3年から5年程度の場合は(分類3)。	[2016年07月版]で対応

2. システムの改訂内容 **共通** [2016年07月版]

(1) (分類4)の要件に該当する企業において、将来の一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが合理的に説明できる場合の取扱いへの対応(上記1表の行5)

① [106. 回収可能性判断のための企業分類(グループ全体)]メニューの改訂

1) (分類4)の要件に該当するが、(分類2)又は(分類3)と取り扱う区分を追加しました。これに伴い、[例示区分4のただし書き]区分を削除しました。

[106. 回収可能性判断のための企業分類(グループ全体)]メニュー

企業分類と要件	要件等詳細(PDF)	連結納税グループ全体	各社の企業分類
分類1	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている会社	<input type="radio"/>	
分類2	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るもの安定的に生じている会社	<input type="radio"/>	
分類3	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している会社	<input checked="" type="radio"/>	
分類4	過去に重要な税務上の欠損金が生じているが、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる会社 中長期計画等を勘案して、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが企業が合理的な根拠をもって説明する場合 中長期計画等を勘案して、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが企業が合理的な根拠をもって説明する場合	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	追加
分類5	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている会社	<input type="radio"/>	

◆ 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の「例示区分4のただし書き」に該当する場合は、「分類要件4であるが分類3に該当」(下から2番目)を選択してください。

将来課税所得による回収可能性判断期間 **解説** 5年

(注) [各社の企業分類]やメニュー203の[回収可能性判断のための企業分類]においても、同様の改訂を行いました。

2) メニュー名を[回収可能性の判断区分(グループ全体)]から[回収可能性判断のための企業分類(グループ全体)]に変更しました。

(ご注意)平成28年度版システムから、「例示区分」を「分類」と表示します。

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)では、繰延税金資産の回収可能性を判断する区分が「分類」(旧:例示区分)と記載されています。これに伴い、平成28年度版システムから「例示区分」を「分類」と表示します。

② 税効果計算機能の改訂

上記①の区分を選択した場合は、それぞれ(分類2)(分類3)と同様の計算を行います。

Ⅲ 改善要望等に基づくレベルアップ

1. 事業税収入割の税額計算機能 [2017年02月版]

(1) 改訂の概要

「事業税(収入割)」と「地方法人特別税(収入割)」(以下、収入割)の**税額計算**に対応しました。当改訂により、所得割と収入割の両方がある場合の税額計算も行えます。

<制限事項>

[2017年02月版]では、「**所得割と収入割の両方を計算する場合**」等の**税効果会計の計算には対応していません(税額計算のみ対応しています)**。そのため、以下①②については制限事項とさせていただきます。

① 一時差異スケジューリング及び実効税率の入力

所得割と収入割の両方を計算する会社の場合、一時差異スケジューリングや実効税率を所得割と収入割に分けて計算する場合があります。[2017年02月版]では、一時差異スケジューリングや実効税率の入力は従来どおり、所得割と収入割に分けて入力することはできません。

② 将来減算一時差異の回収可能性の判断結果

「事業税分」の各事業年度の解消予定額は「法人税分」と同額を表示します。そのため、収入割のみを計算する会社の場合等でも、回収不能額(又は回収可能額)を表示します。収入割のみを計算する会社で、繰延税金資産・評価性引当額を計上しない場合は、「事業税分」の実効税率を0%と入力してください。

(2) システムの改訂内容 **税額・税効果**

① [102. 会社情報]メニューの改訂

[税額計算]タブに[事業税の収入割の計算]区分を追加し、収入割を計算するか否かを選択できるようにしました。

当区分で、[収入割のみ計算する]又は[収入割と所得割の両方を計算する]を選択した場合は、[事業税]RP(メニュー203)の[収入割]タブが入力可能となります。

[102. 会社情報]メニューの[税額計算]タブ

The screenshot shows the '102. 会社情報' (Company Information) menu. The 'Tax Calculation' tab is active. In the 'Tax Calculation' section, there is a dropdown menu for '事業税の収入割の計算' (Calculation of Corporate Tax Income Split). The selected option is '収入割と所得割の両方を計算する' (Calculate both income split and corporate tax). A red circle highlights this dropdown, and a red arrow points to it with the text '追加' (Add). Below this, there is a table for '繰越欠損金の控除限度' (Carryover Loss Deduction Limit).

事業年度	繰越欠損金の控除限度
当期(H29. 3期)	60%
翌期(H30. 3期)	55%
2期後(H31. 3期)	50%
3期後(H32. 3期)	50%
4期後(H33. 3期)	50%
5期後(H34. 3期)	50%
6期後(H35. 3期)以降	50%

② [104. 税額計算用の税率・法定実効税率]メニューの改訂

収入割額を計算するための税率欄を追加しました。

[104. 税額計算用の税率・法定実効税率]メニューの[税額計算に使用する税率]タブ

税目	解説	当期 (H29.3期) 分		翌期 (H30.3期) 分	
		所得区分(円)	税率	所得区分(円)	税率
法人税			23.4000%		23.4000%
復興特別法人税			-		-
地方税法			4.4000%		10.3000%
住民税(法人税割)			16.3000%		10.4000%
		<input type="checkbox"/> 軽減税率適用		<input type="checkbox"/> 軽減税率適用	
事業税(所得割)			0.8800%		3.7800%
			標(0.7000%)		標(0.0000%)
事業税(付加価値割)			1.2600%		1.2600%
事業税(資本割)			0.5250%		0.5250%
地方税法特別税(所得割)			414.2000%		0.0000%
住民税(所得割)			16.9600%		16.4600%
事業税(収入割)			0.0000%		0.0000%
			標(0.0000%)		標(0.0000%)
地方税法特別税(収入割)			0.0000%		0.0000%

(注)メニュー203の[税額計算用の税率・法定実効税率]においても、同様の改訂を行いました。

③ [財務諸表等からの転記データ]RPの改訂(メニュー203)

「事業税付加価値割・資本割」の項目名を「事業税付加価値割・資本割・収入割等」に変更しました。租税公課勘定に計上している収入割額がある場合は、当欄に収入割額を含めて入力します。

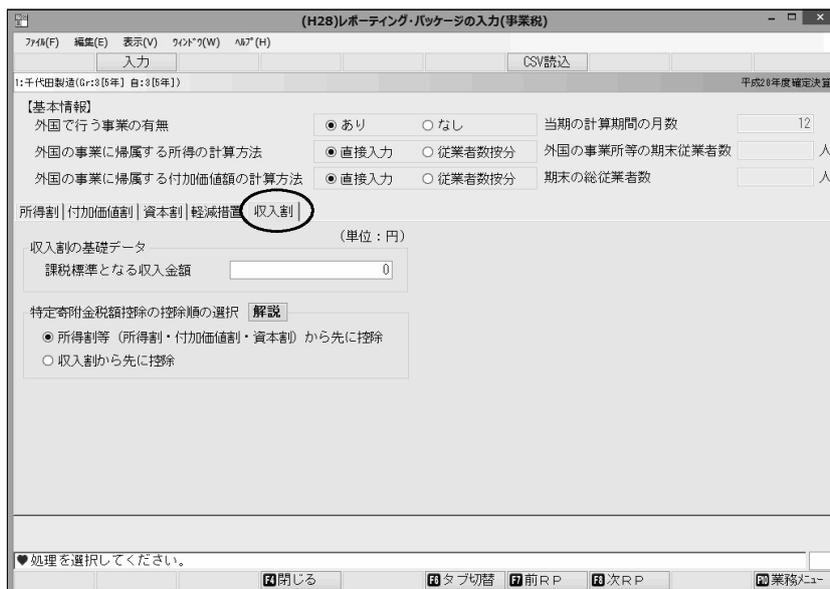
[財務諸表等からの転記データ]RPの[税引前当期純利益等]タブ

項目	金額
経常利益	1,122,069,367
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	1,122,069,367
法人税、住民税及び事業税	271,683,700
(うち、前期 当余裕額の取崩額) △	112,400
(うち、当期 当余裕額)	0
法人税等調整額	0
過年度法人税等	0
当期純利益	850,385,667

④ [事業税]RPの改訂(メニュー203)

[事業税]RPに[収入割]タブを追加して、収入割の課税標準となる収入金額を入力できるようにしました。また、特定寄附金税額控除額を「所得割・付加価値割・資本割」と「収入割」のどちらから先に控除するかを選択する区分も追加しました。なお、当タブは、上記①で収入割を計算すると設定している場合に入力できます。

[事業税] RPの[収入割]タブ

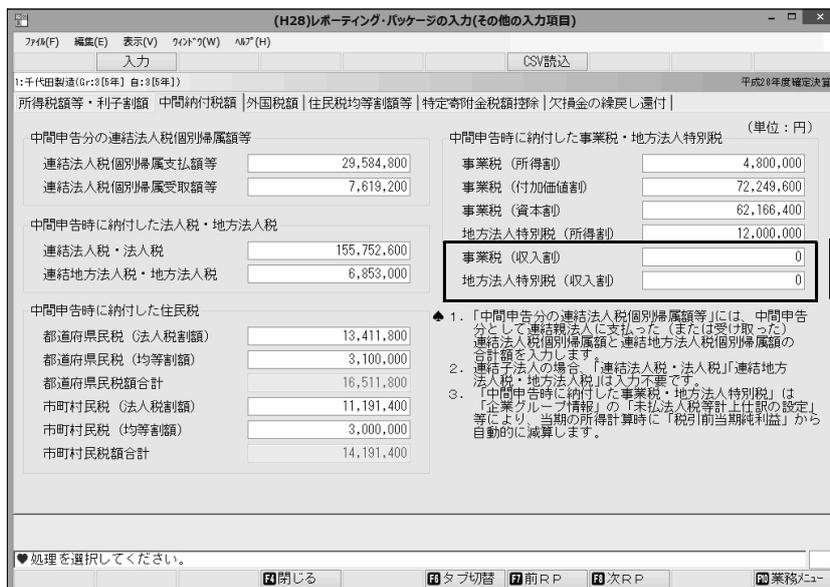


(注) eTaxEffectで収入割と所得割の両方の税額計算を行う場合は、所得割に係る課税標準額を計算するために、[所得割]タブの[非課税等所得]欄を用いて金額を調整する必要があります。

⑤ [その他の入力項目] RPの改訂(メニュー203)

[中間納付税額]タブに、中間申告分の収入割額の入力欄を追加しました。

[その他の入力項目] RPの[中間納付税額]タブ

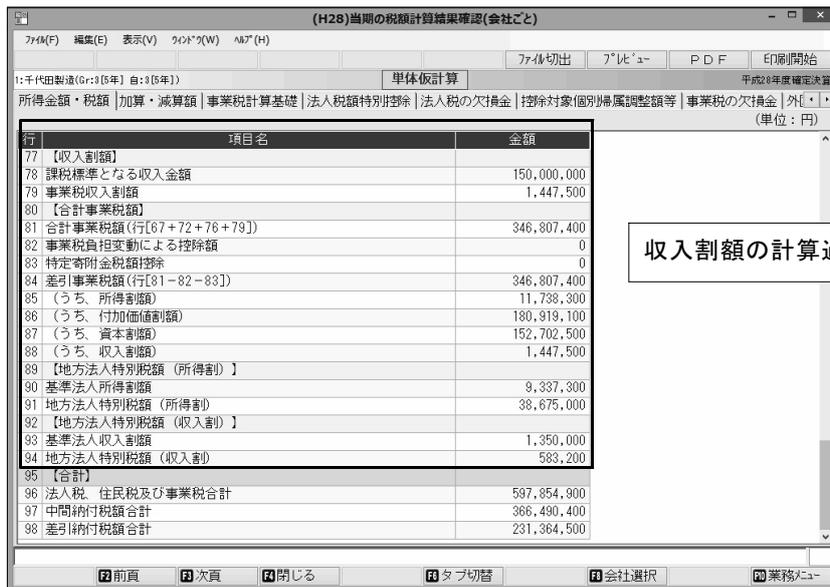


※中間申告分の収入割の振替仕訳の勘定科目は、[101. 企業グループ情報]メニューの[仕訳の設定①]タブで設定します。

⑥ [302 (402, 403). 当期の税額計算結果の確認]メニュー

上記①の設定に従って、収入割額を確認できるようにしました。

[その他の入力項目]RPの[中間納付税額]タブ

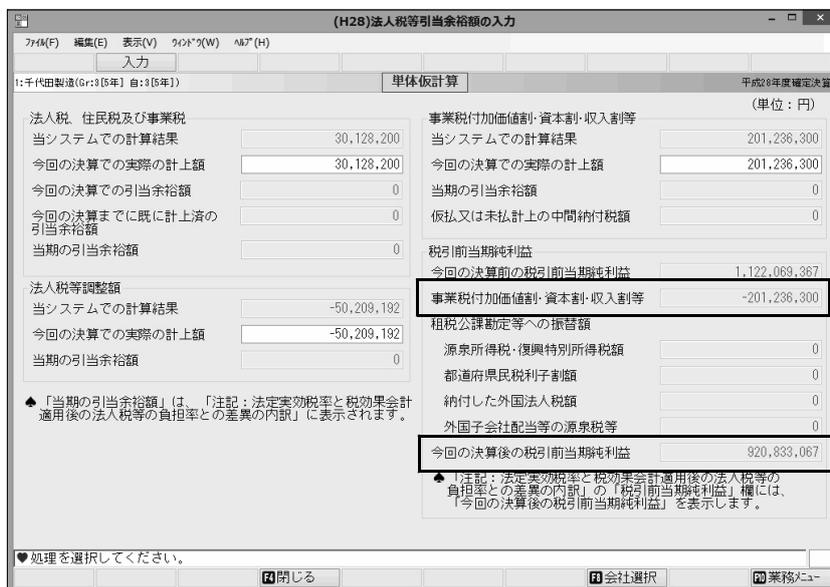


⑦ [501. 未納税額の確認]メニュー

収入割の未納税額を確認できるようにしました。

⑧ [503. 法人税等引当余裕額の入力]メニュー

今回の決算で発生した収入割額を控除した「税引前当期純利益」を確認できるようにしました。



⑨ [504. 未払法人税等・税効果会計の仕訳確認]メニュー

収入割に係る未払法人税等の仕訳を確認できるようにしました。

[504. 未払法人税等・税効果会計の仕訳確認]メニュー

(H28)未払法人税等・税効果会計の仕訳確認

1:千代田製造(G:0[5年] 自:0[5年]) 単体仮計算 平成28年度確定決算 (単位:円)

行	コード	借方勘定科目名	コード	貸方勘定科目名	金額	摘要
1		未取還付法人税等		法人税、住民税及び事業税	35,436,100	法人税還付額の未収計上
2		法人税、住民税及び事業税		未払法人税等	3,133,100	地方法人税納付額の未払計上
3		法人税、住民税及び事業税		未払法人税等	28,817,900	住民税納付額の未払計上
4		法人税、住民税及び事業税		未払法人税等	6,938,300	事業税(所得割)納付額の未払
5		法人税、住民税及び事業税		未払法人税等	26,675,000	地方法人特別税(所得割)納付
6		租税公課		未払法人税等	199,295,690	事業税(付加価値割・資本割)
7		租税公課		未払法人税等	2,030,700	事業税(収入割)等納付額の未
8		繰延税金資産(流動)		法人税等調整額	42,072,176	繰延税金資産の計上
9		繰延税金資産(固定)		法人税等調整額	8,214,495	繰延税金資産の計上
10		法人税等調整額		繰延税金負債(固定)	77,479	繰延税金負債の計上
11		その他有価証券評価差額金		繰延税金負債(固定)	122,480,000	繰延税金負債(その他有価証券)
12		繰延ヘッジ損益		繰延税金負債(流動)	15,430,000	繰延税金負債(繰延ヘッジ損益)

前頁 次頁 閉じる 会社選択 業務メニュー

2. 前年度のeConsoliTax等の申告時残高を期首残高として読み込む機能の搭載 [2017年02月版]

(1) 改訂の概要

- ① 現行のeTaxEffectでは、システムの利用形態を「当期の税額計算と税効果計算の両方を行う」と設定している場合に、前年度のeConsoliTax又はASP1000R(以下、eConsoliTax等)の申告時残高を前年度のeTaxEffectのデータに読み込むことができます。
- ② しかしながら、eTaxEffectのデータを年度更新する時期に、eConsoliTax等で前年度の計算が終了していない場合があります。この場合は、年度更新後に、前年度のeConsoliTax等の申告時残高を当年度のeTaxEffectのデータで直接入力する必要があります。そのため、以下のとおり、読込方法を追加しました。

1) 現在の方法

年度更新前に、前年度のeTaxEffectの[602. eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニューで、eConsoliTax等の申告時残高を読み込む。

2) 新たに追加する方法

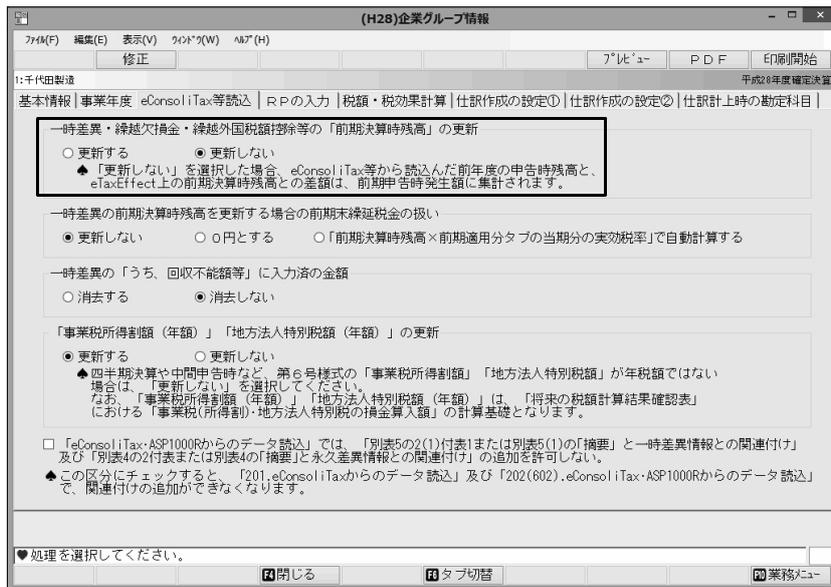
年度更新後に、当年度のeTaxEffectの[201(202). eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニューで、前年度のeConsoliTax等の申告時残高を読み込む。

(2) システムの改訂内容 **税額・税効果**

システムの利用形態が「当期の税額計算と税効果計算の両方を行う」と設定されている場合に、以下の改訂を行いました。

① [101. 企業グループ情報]メニュー

[eConsoliTax等読込]タブの[一時差異・繰越欠損金・繰越外国税額控除等の「前期決算時残高」の更新]区分の設定を「更新しない」に変更しました。



<eConsoliTax等の申告時残高をeTaxEffectの「前期決算時残高」に読み込む場合は、マスターの設定等を変更してください。>

改訂前のeTaxEffectでは、[101. 企業グループ情報]の[eConsoliTax等読込]タブの[一時差異・繰越欠損金・繰越外国税額控除等の「前期決算時残高」の更新]区分の初期値を「更新する」としていました。

しかしながら、eConsoliTax等の申告時残高をeTaxEffectの「前期決算時残高」に誤って読み込まれないように、[2017年02月版]のレベルアップ時に「更新しない」にコンバートするようにしました。

eConsoliTax等の申告時残高をeTaxEffectの「前期決算時残高」に更新する場合は、設定を変更してください。

※「当期の税額計算と税効果計算の両方を行う」と設定しているデータのみ変更します。

② [201(202). eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニュー

前年度のeConsoliTax等から切り出したデータを、eTaxEffectに読み込めるようにしました。

コード	一時差異名	内訳	前期決算時残高	前期申告時残高	当期減少額	当期増加額	当期決算時残高	(うち、回収不能額等)
(037)	譲渡損益の繰り延べ	○	0	3,200,000,000	0	0	0	0
(004)	賞与引当金繰入額否		0	3,200,000,000	0	0	0	0
(018)	繰延資産償却超過額		0	3,700,000	0	0	3,700,000	3,700,000

(注)メニュー101で、[入力した内訳の合計額を、一時差異の残高とする]と設定している場合

メニュー101の[R Pの入力]タブで、[入力した内訳の合計額を、一時差異の残高とする]と設定している場合は、合計額は読み込まれずに、[別表4の留保項目]R P(メニュー203)で合計額が参考表示されます。この場合は、参考表示された金額をもとに内訳入力してください。

[101. 企業グループ情報]メニューの[R Pの入力]タブ



[別表4の留保項目]RP(メニュー203)の内訳入力

(H28)レポーティング・パッケージの入力(別表4の留保項目)

登録

登録ボタンをクリックして、内訳入力

コード	前期決算時残高	前期申告時残高	当期減少額	当期増加額	当期決算時残高	(うち、回収不能額等)
内訳項目名	前期未繰延税金	前期申告時発生額				計算対象一時差異残高
一時差異残高	0	0	0	0	0	0

参考表示

(参考)	前期申告結果による入力・繰込額(うち、内訳の要修正額)	100,200,000	一時			
		100,200,000	となるように、内訳の金額を修正してください。			

前頁 次頁 戻る 上へ 下へ 前RP 次RP 業務メニュー

レポーティング・パッケージの入力(別表4の留保項目)

一時差異コード	002	一時差異名	一括評価分/貸倒引当金繰入限度超過額			
内訳コード	000001	内訳項目名	債権〇〇			
差異区分	将来減算一時差異	科目区分	流動	翌期解消差異	該当しない	

摘要

次期決算準備のための更新処理時に摘要をクリアする

当期末一時差異

前期決算時残高	前期申告時残高	当期減少額	当期増加額	当期決算時残高	(うち、回収不能額等)
前期未繰延税金	前期申告時発生額				計算対象一時差異残高
100,000,000	100,200,000	0	0	100,200,000	0
0	200,000				100,200,000

解消年度が長期にわたる将来減算一時差異に該当する

OK キャンセル

※参考表示された金額と内訳入力した金額の合計額が一致しない場合は、レポーティング・パッケージの確定時の整合性チェックで「警告」が表示されます。

(ご参考) データ読込時の留意点

eConsoliTax等から切り出したデータを読み込む場合の主な留意点を以下に記載します。詳細は、システム解説書の第7章「2. eConsoliTax(ASP1000R)からのデータ読込」を参照してください。

1. eConsoliTax・ASP1000Rでのデータ切り出し

(1) eConsoliTax

[601(604). 税効果会計システム(eTaxEffect)への一時差異データの切り出し]メニューで、eTaxEffectに読み込ませるためのデータを作成します。

(2) ASP1000R

[431. 税効果会計システム(eTaxEffect)への一時差異データの切り出し]メニューで、eTaxEffectに読み込ませるためのデータを作成します。

2. eTaxEffectでのデータ読込

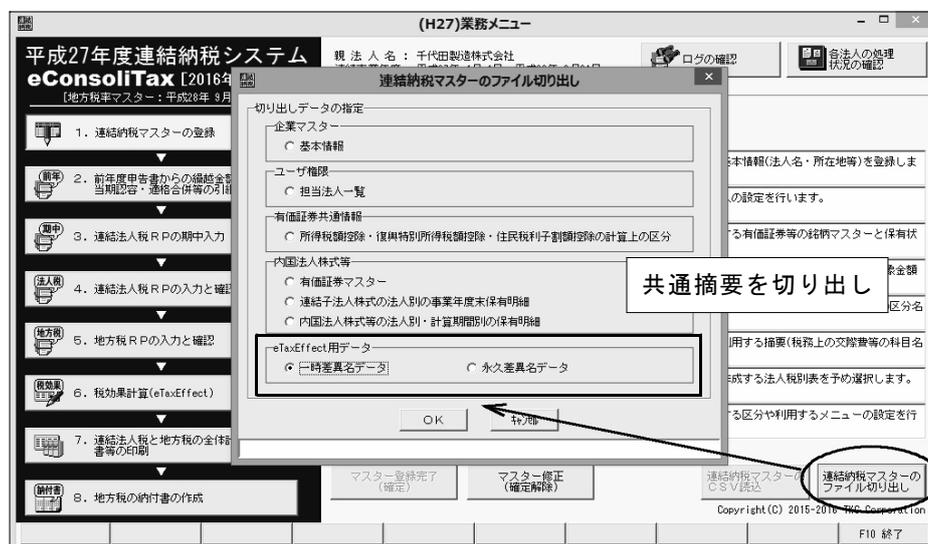
(1) 別表5の「摘要」と一時差異情報の関連付け

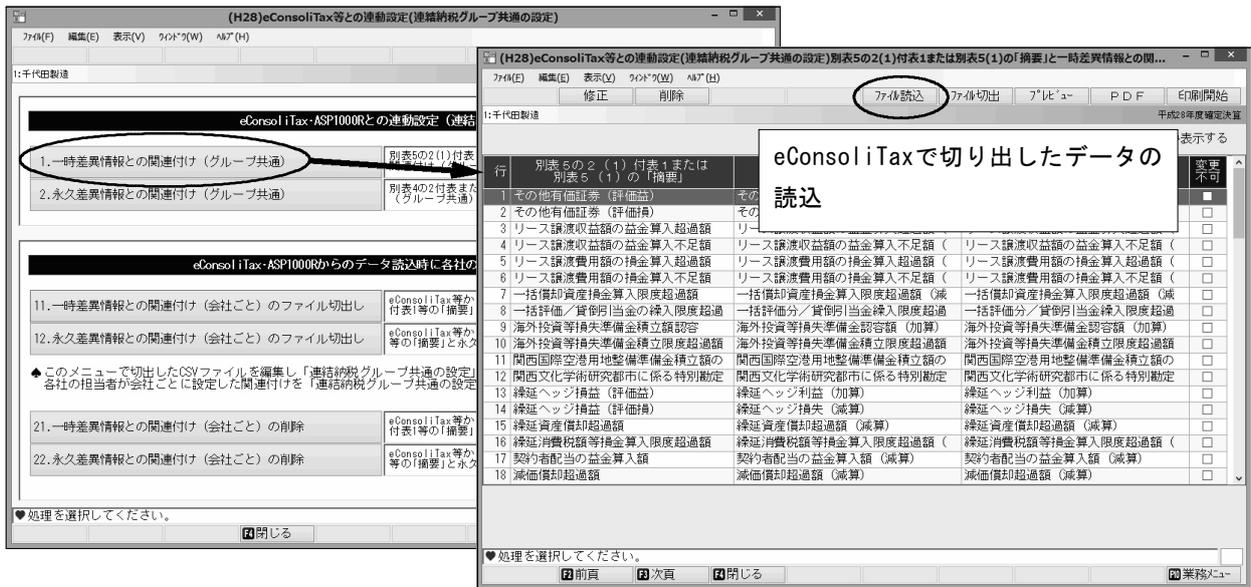
[107. eConsoliTax等との連動設定]メニューの[1. 一時差異情報との関連付け(グループ共通)]を選択して、eConsoliTax等で入力した別表5の2(1)付表1又は別表5(1)の「摘要」とeTaxEffectで登録している「一時差異情報」との関連付けを行います。



(注) eConsoliTaxで登録している「共通摘要」を利用する場合

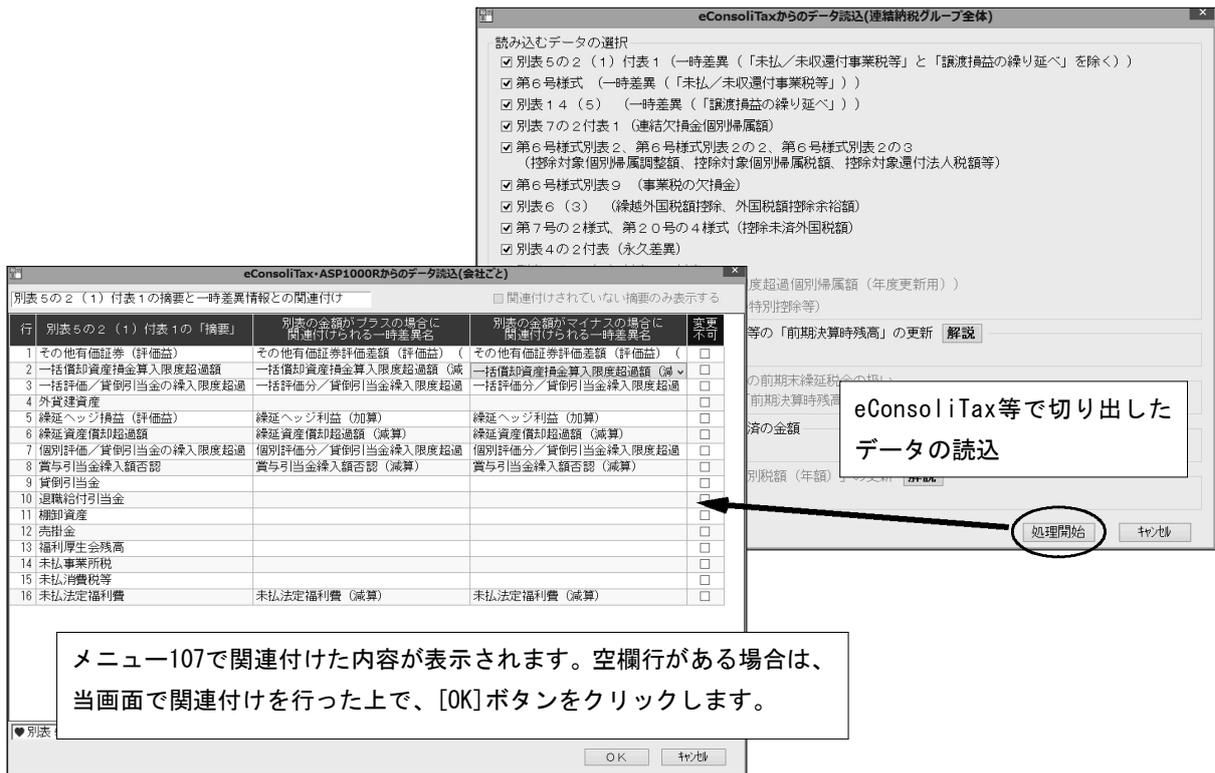
eConsoliTaxで「共通摘要」として登録している摘要名を関連付ける場合は、eConsoliTaxの業務プロセス[1. 連結納税マスターの登録]の[連結納税マスターのファイル切り出し]で切り出したデータをeTaxEffectの画面上部の[ファイル読込]ボタン(77頁)から読み込んだ上で、関連付けを行います。





(2) eConsoliTax等からの切り出しデータの読込

[201(202).eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニューで、eConsoliTax等からの切り出しデータをeTaxEffectに読み込みます。



3. 担当会社の一括登録機能の搭載 [2017年02月版]

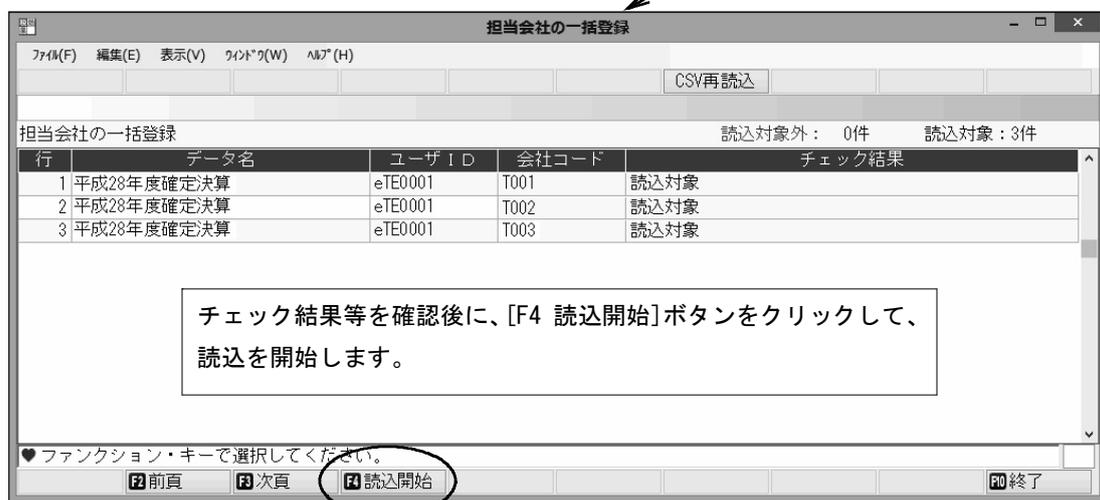
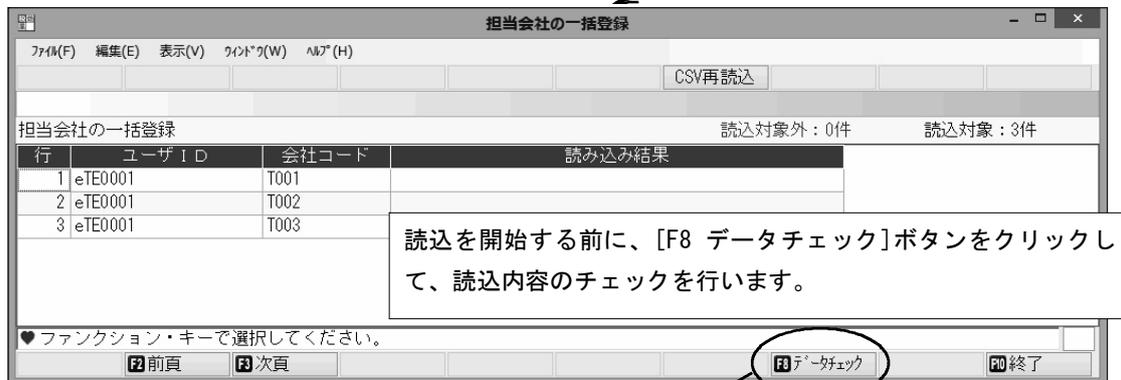
(1) 改訂の概要

現行のeTaxEffectでは、特定の会社の処理が可能なユーザの担当会社は、データごとに設定する必要がありました。[2017年02月版]では、CSVファイルを読み込むことで、過年度版を含むすべてのデータの担当会社を一括で追加・変更できるようにしました。

(2) システムの改訂内容 **共通**

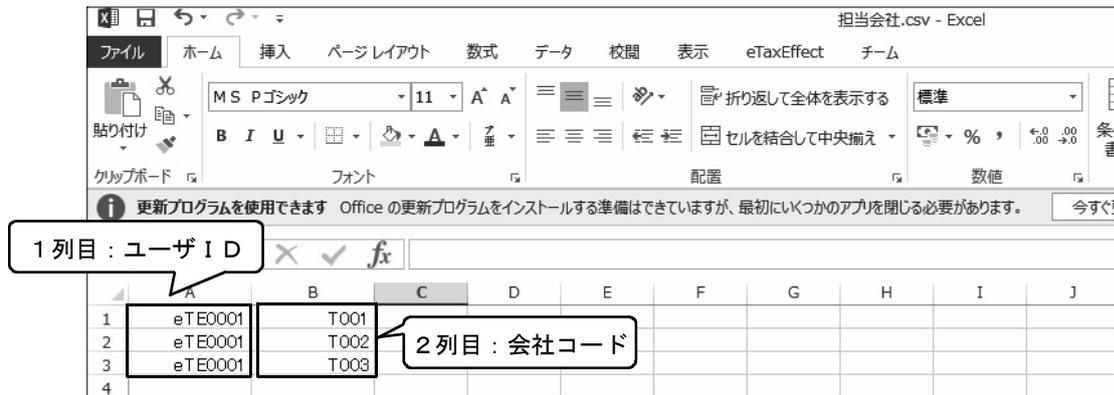
① 「担当会社の一括登録」機能の追加

システム管理において、CSVファイルを読み込むことにより、特定の会社の処理が可能なユーザの担当会社を一括で追加・変更できるようにしました。



(3) CSVファイル作成上の留意点

読込を行うCSVファイルのレイアウトは、1列目：ユーザID、2列目：担当会社の会社コードで作成してください。



(4) 読込上の留意点

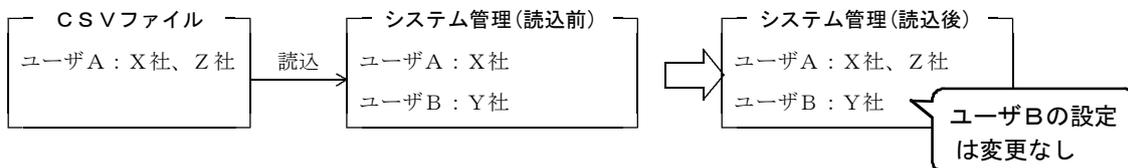
① 当機能は、システム管理の[102. ユーザ情報の登録]メニューで登録済みのユーザ(特定の会社の処理が可能なユーザ)について、担当会社を一括登録します。そのため、システム管理に登録されていないユーザIDがCSVファイルの内容に含まれている場合は、当該ユーザIDについては読込対象外となります。

また、グループ全体の処理が可能なユーザIDも読込対象外となります。

② システムに登録済の担当会社について、**ファイルの内容に洗い替えた上で読み込みます。**

(例) Aさんの担当会社を「P社、Q社」から「P社、Q社、R社」(R社追加)に変更する場合は、CSVファイルの内容を「P社、Q社、R社」としてください。CSVファイルの内容を追加する「R社」のみとすると、Aさんの担当会社は「R社」のみとなります。

③ **CSVファイルに含まれていないユーザIDの担当会社の設定は、変更・削除しません。**



④ **過年度版を含むすべてのデータ(「参照のみのデータ」も含む)が追加・変更の対象となります。**

⑤ 複数人をまとめて追加・変更できます。

⑥ 新規のユーザについて担当会社を一括登録する場合は、システム管理の[102. ユーザ情報の登録]メニューでユーザ情報を登録した上で、当機能により担当会社を一括登録してください。

(5) 平成29年度版の改訂予定

平成29年度eTaxEffect[2017年07月版]で、以下の改訂を行う予定です。

① システム管理[103. 会社情報(仮称)]の搭載

担当会社を選択できるように、「会社」を登録できるようにします。

※システム本体の[102. 会社情報]では、当画面で登録した「会社コード」から選択できるようにします。

② システム管理[104. 担当会社の選択(仮称)]の搭載

現在、システム本体に搭載している「担当会社の選択」機能を、システム管理に移管します。当画面で担当会社を追加・変更すると、すべてのデータ(「過年度のデータ」「参照のみのデータ」も含む)に登録できるようにします。

③ システム管理[102. ユーザ情報の登録]のメニュー利用権限の追加

上記①②の利用権限を追加します。

④ システム本体[ユーザ権限]ボタンの削除

上記②の機能の搭載に伴い、平成29年度からシステム本体の[ユーザ権限]ボタンを削除します。これにより、システム本体で「担当会社の選択」機能は利用できなくなります。

4. 繰延税金負債の評価性引当額を計上する機能の搭載 [2017年02月版]

(1) 改訂の概要

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」では、投資価額修正に係る税効果について、「連結納税制度の適用により、当該他の連結納税会社の実質的な税務上の帳簿価額を減額修正する部分については、将来加算一時差異と同様になり、原則として、当該減額修正される部分につき繰延税金負債を計上することとなる。ただし、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合には、繰延税金負債を認識しないものとしてすることが適当である。」とされています。

[2017年02月版]では、[別表4の留保項目(一時差異)]RP(メニュー203)で、将来加算一時差異に係る回収不能額等を入力できるようにし、繰延税金負債の評価性引当額を計算するようにしました。

(2) システムの改訂内容

① [別表4の留保項目(一時差異)]RP(メニュー203) 共通

[別表4の留保項目(一時差異)]RPに、将来加算一時差異に係る回収不能額等の入力欄を追加しました。

一時差異名	内訳	前期決算時残高	前期申告時残高	当期減少額	当期増加額	当期決算時残高	回収不能額等
(032) 其他有価証券評価		500,000,000	500,000,000	500,000,000	400,000,000	400,000,000	0
(034) 土地再評価差額(評)		0	0	0	0	0	400,000,000
(039) 投資価額修正(減額)		1,000,000	1,000,000	0	0	0	0
(041) 未収還付事業税等		308,600	0	0	0	0	0
(043) 繰延ヘッジ利益		30,000,000	30,000,000	30,000,000	50,000,000	50,000,000	0
(046) 国庫補助金等の圧縮		0	0	0	0	0	50,000,000
(047) 国庫補助金等の特別		0	0	0	0	0	0
(050) 収用換地等の圧縮積		0	0	0	0	0	0
(051) 収用換地等の特別勘		0	0	0	0	0	0
(056) 繰延税金負債		0	0	0	0	0	0

② [財務諸表等からの転記データ]RP(メニュー203) 共通

前期末の将来加算一時差異に係る評価性引当額(繰延税金負債)等の入力欄を追加しました。

[財務諸表等からの転記データ]RPの[繰延税金資産・負債等]タブの一部抜粋

繰延税金資産(流動資産)	繰延税金負債(流動負債)	繰延税金負債(固定負債)
繰延税金資産(流動資産)	繰延税金負債(流動負債)	繰延税金負債(固定負債)
1,098,692,241	0	0
(うち、其他有価証券評価差額分)		
0		
(うち、繰延ヘッジ損益分)		
0		
(うち、繰越外国税額控除額等分)		
0		
(うち、繰越税額控除限度超過額分)		
0		
繰延税金資産(投資その他の資産)		
146,629,101		
(うち、其他有価証券評価差額分)		
0		
(うち、繰延ヘッジ損益分)		
0		
(うち、繰越外国税額控除額等分)		
43,858,000		
(うち、繰越税額控除限度超過額分)		
0		
繰延税金負債(流動負債)		
0		
(うち、其他有価証券評価差額分)		
0		
(うち、繰延ヘッジ損益分)		
0		
繰延税金負債(固定負債)		
165,397,111		

[財務諸表等からの転記データ]RPの[回収不能額等]タブの一部抜粋

資本金等の額	税引前当期純利益等	繰延税金資産・負債等	回収不能額等
前期末に回収不能と判断された将来減算一時差異等			
将来減算一時差異(流動資産)(評価差額分を除く)			
法人税分	実効税率を乗じる前の金額を入力		
住民税分	14,177,446		
事業税等分	14,177,446		

解説 (単位:円)	
前期末に支払不能と判断された将来加算一時差異	
将来加算一時差異(流動負債)(評価差額分を除く)	0
将来加算一時差異(固定負債)(評価差額分を除く)	0

③ [305(407).繰延税金資産・負債等の確認]メニュー **共通**

上記①をもとに計算した「評価性引当額」を確認できるようにしました。

(H28)繰延税金資産・負債等の確認

1:千代田製造(G:1[5年]自:3[5年]) 単体仮計算 平成28年度確定決算

当期末繰延税金資産・負債 | 法人税等調整額 | (単位:円)

行	項目名	繰延税金資産 (流動資産)	繰延税金資産 (投資その他の資産)	繰延税金負債 (流動負債)	繰延税金負債 (固定負債)
1	期末繰延税金(回収可能性判断前)	1,165,260,417	1,781,772,038	15,430,000	125,668,590
2	(一時差異分)	1,139,121,702	1,781,772,038	15,430,000	125,668,590
3	(繰越欠損金分)	0	0		
4	(繰越外国税額控除等分)	26,138,715	0		
5	(繰越税額控除限度超過額分)	0	0		
6	評価性引当額	24,496,000	1,626,928,442	0	306,200
7	(一時差異分)	24,496,000	1,626,928,442	0	306,200
8	(繰越欠損金分)	0	0		
9	(繰越外国税額控除等分)	0	0		
10	(繰越税額控除限度超過額分)	0	0		
11	期末繰延税金(回収可能性判断後)	1,140,764,417	154,843,596	15,430,000	125,362,390
12	(一時差異分)	1,114,625,702	154,843,596	15,430,000	125,362,390
13	(繰越欠損金分)	0	0		
14	(繰越外国税額控除等分)	26,138,715	0		
15	(繰越税額控除限度超過額分)	0	0		

④ [502.税効果仕訳の基礎データ確認]メニュー **共通**

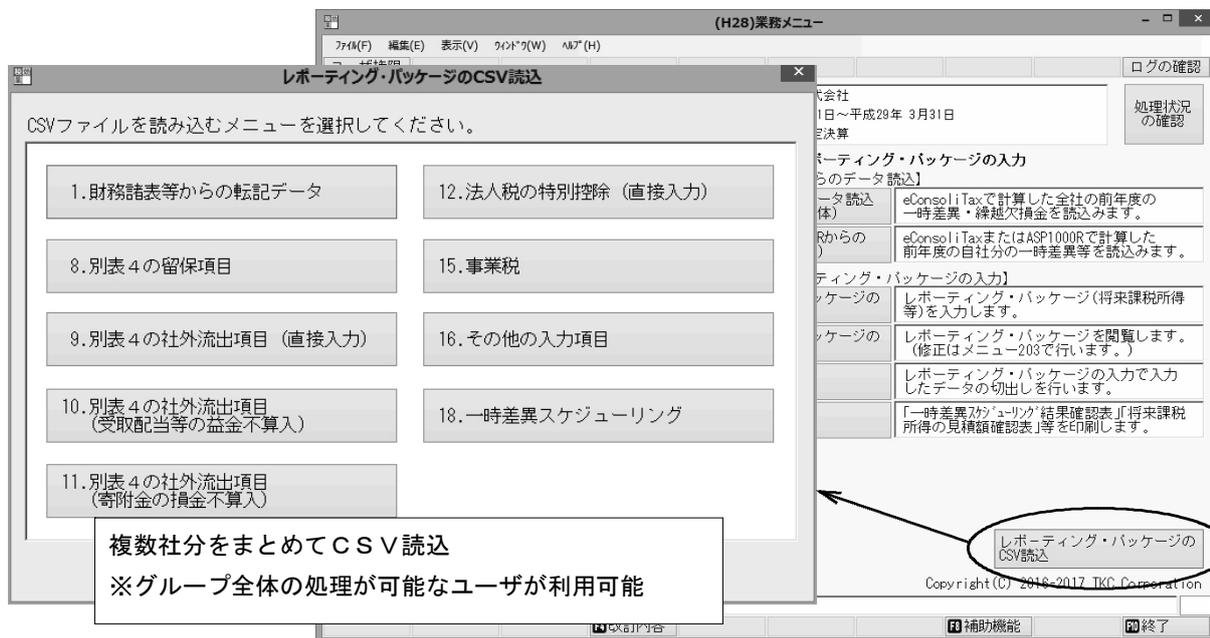
上記①をもとに計算した「評価性引当額」を確認できるようにしました。

⑤ [505.税効果会計に係る注記の確認]メニュー **共通**

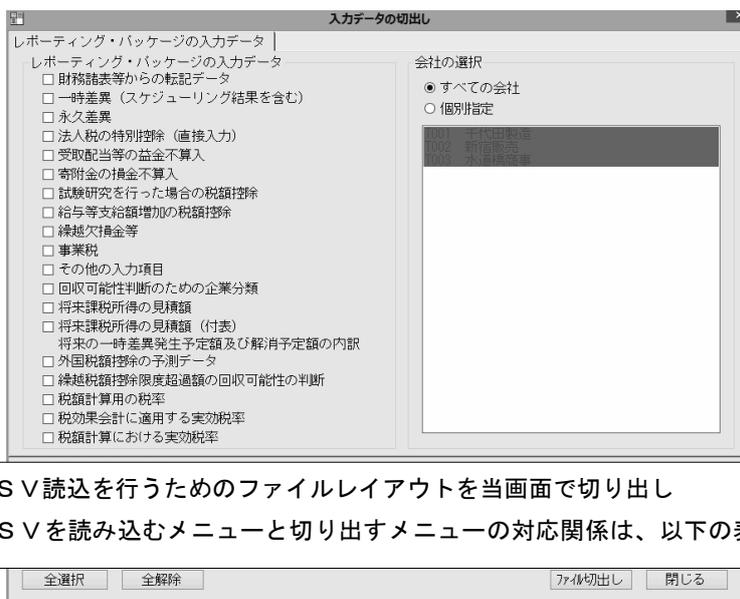
「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」に、上記①をもとに計算した「評価性引当額」を確認できるようにしました。

5. レポーティング・パッケージのCSV読み込み機能の強化 **税額・税効果** [2017年02月版]

システムの利用形態が「当期の税額計算と税効果計算の両方を行う」と設定されている場合、RPの各メニューのCSV読み込み機能は1社ずつしか利用できませんでした。[2017年02月版]では、複数社分をまとめてCSV読み込みできる機能を追加しました。



(注) CSV読み込みを行うためのファイルレイアウトは、[205. 入力データの切出し]メニューから切り出します。



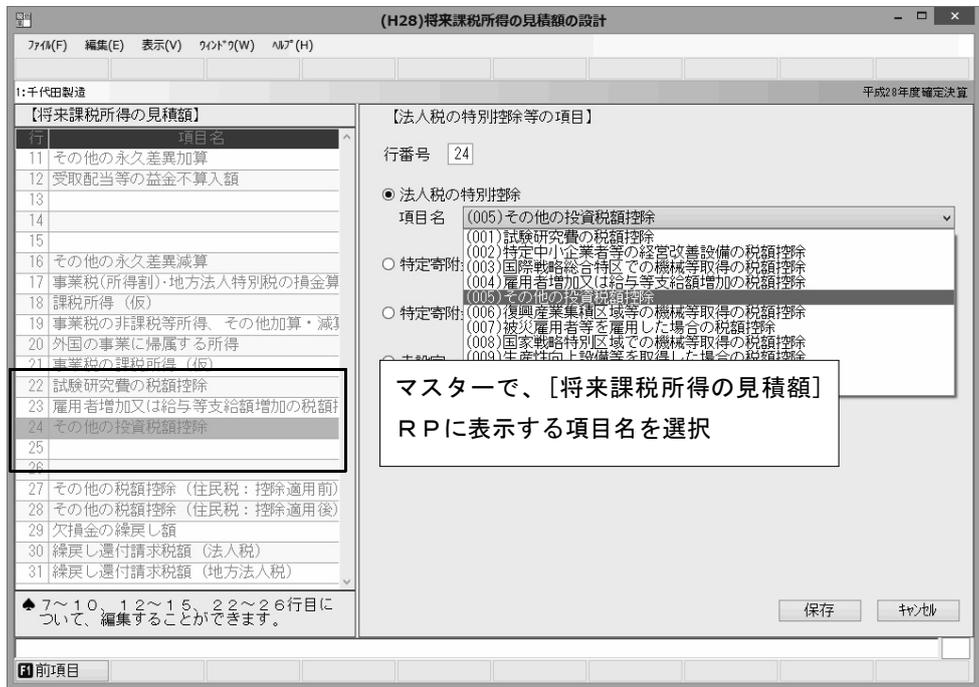
- ・ CSV読み込みを行うためのファイルレイアウトを当画面で切り出し
- ・ CSVを読み込むメニューと切り出すメニューの対応関係は、以下の表を参照

CSVファイルを読み込むメニュー	メニュー205で切り出すファイル
1. 財務諸表等からの転記データ	財務諸表等からの転記データ
8. 別表4の留保項目	一時差異(スケジューリング結果を含む)
9. 別表4の社外流出項目(直接入力)	永久差異
10. 別表4の社外流出項目(受取配当等の益金不算入)	受取配当等の益金不算入
11. 別表4の社外流出項目(寄附金の損金不算入)	寄附金の損金不算入
12. 法人税の特別控除(直接入力)	法人税の特別控除(直接入力)
15. 事業税	事業税
16. その他の入力項目	その他の入力項目
18. 一時差異スケジューリング	一時差異(スケジューリング結果を含む)、将来課税所得の見積額(付表)、将来の一時差異発生予定額及び解消予定額の内訳

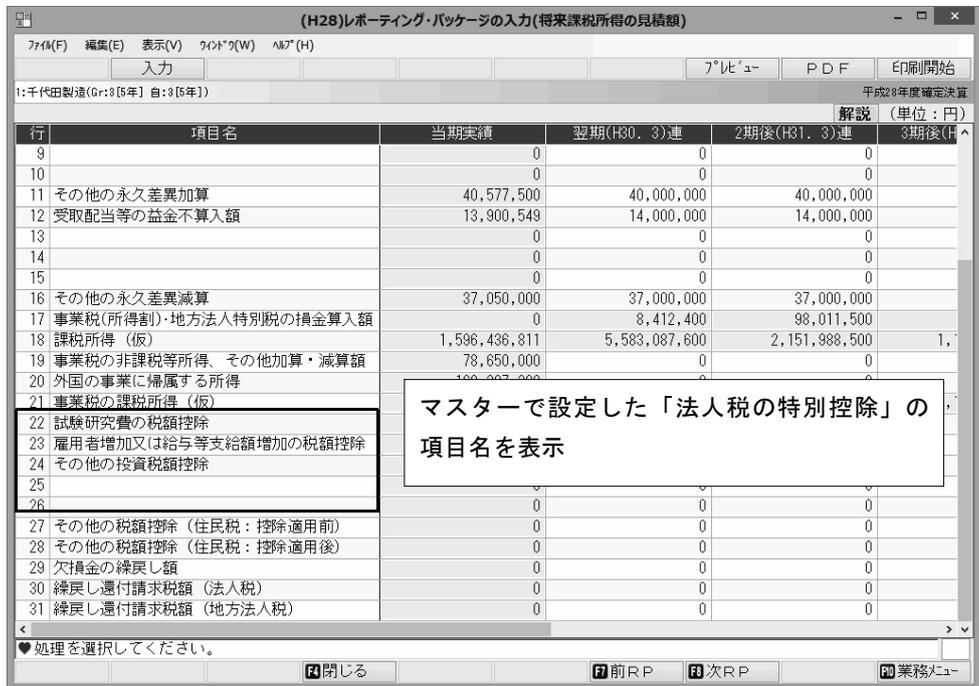
6. 「将来課税所得の見積額の設計」機能の改訂 共通 [2017年02月版]

従前は、[将来課税所得の見積額] R P (メニュー203)の「法人税の特別控除」の項目名を固定項目として表示していましたが、同R Pの「永久差異」と同じように項目名を選択(5項目まで)できるようになりました。
 ※[2017年02月版]にレベルアップした場合は、前版数で金額を入力済みの項目名を初期表示します。

[105-1. 将来課税所得の見積額の設計]メニュー



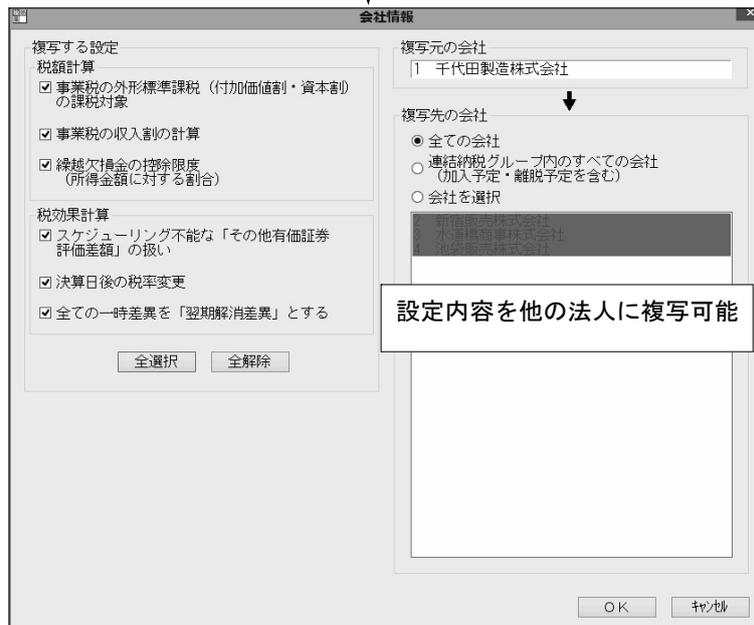
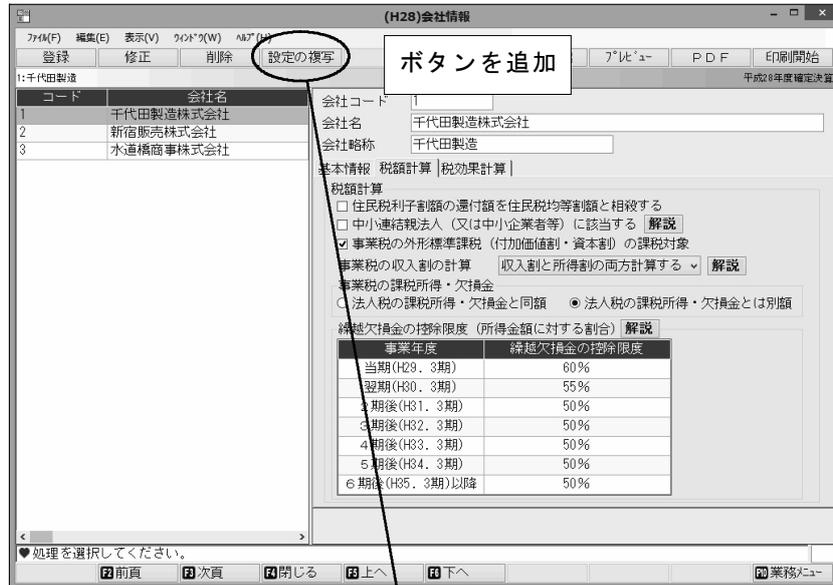
[将来課税所得の見積額] R P (メニュー203)



7. 会社情報の設定内容を他の法人に複写する機能の搭載 **共通** [2017年02月版]

[102. 会社情報]メニューで「繰越欠損金の控除限度割合」等を変更した場合に、変更した設定内容を他の法人に複写できるようにしました。

※[104. 税額計算用の税率・法定実効税率]メニューの「設定の複写」と同様の機能を搭載します。



8. 繰越税額控除限度超過額に係る「地方法人税分の繰延税金資産」の自動計算への対応 **共通**

[2017年02月版]

現行のeTaxEffectでは、繰越税額控除限度超過額に係る地方法人税の繰延税金資産を自動計算できないため、別の特別控除として直接入力する必要がありました。

[2017年02月版]では、レポーティング・パッケージで入力された繰越税額控除限度額をもとに、地方法人税分の繰延税金資産を自動計算できるようにしました。

※詳細は、平成28年6月3日(金)送付の下記メールをご確認ください。

【件名】eTaxEffectの「地方法人税分」の「繰越税額控除限度超過額」に係る繰延税金資産の入力に関するご注意

<地方法人税の繰延税金資産を自動計算する場合は、設定を変更してください>

平成28年6月3日(金)送付のメールでは、地方法人税の繰延税金資産を計上する場合は、別の特別控除として登録いただくようにご案内しました。

そのため、[2017年02月版]にレベルアップした場合は、[繰越税額控除限度超過額の回収可能性の判断] R Pの各特別控除の地方法人税の繰延税金資産は「自動計算しない」設定とします。

地方法人税の繰延税金資産を「自動計算する」場合は、以下の手順で設定を変更してください。

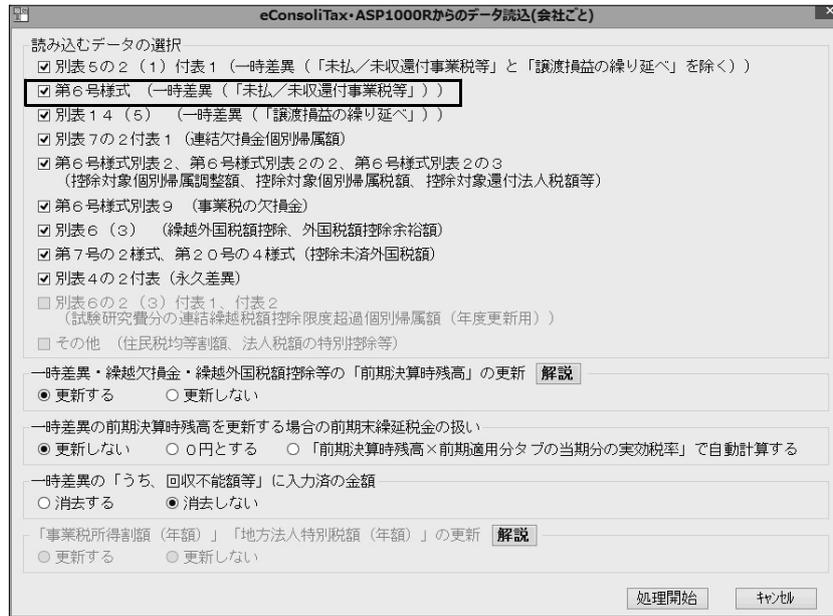
- (1) 地方法人税の繰延税金資産として登録した特別控除を削除する。
- (2) [繰越税額控除限度超過額の回収可能性の判断] R Pの[地方法人税分]区分にチェックを付ける。

コード	特別控除名	繰越限度超過額(期末)	うち、回収可能額 (上段:空欄/下段:2期後以降)	うち、回収不能額 (上段:空欄/下段:2期後以降)	地方法人税分	住民税分
(002)	特定中小企業者等の経営改善費	0	0	0	<input checked="" type="checkbox"/> 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 計上
(005)	その他の投資税額控除	0	0	0	<input checked="" type="checkbox"/> 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 計上
(006)	復興産業集積区域等の機械等取	0	0	0	<input checked="" type="checkbox"/> 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 計上
	合計	0	0	0		

◆繰越税額控除限度超過額に係る地方法人税分・住民税分の繰延税金資産を計上する場合は、「地方法人税分」「住民税分」にチェックを付けてください。

9. eConsoliTax等からのデータ読込機能の強化 共通 [2017年02月版]

[602. eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニューで、eConsoliTax等で計算した「未払事業税」又は「未収還付事業税」を読み込めるようにしました。



10. 入力データの切出し機能の改訂 共通 [2017年02月版]

[205. 入力データの切出し]メニューで切り出せる「一時差異(スケジューリング結果を含む)」に、一時差異スケジューリング結果確認表の「繰延税金」を含めるように改訂しました。

11. eConsoliTax等の事業税所得割の「特定寄附金税額控除」の連動 税効果のみ [2016年11月版]

[2017年02月版]

平成28年10月17日(月)にご案内したとおり、システムの利用形態が「税効果計算のみ行う」と設定されている場合に、[その他の入力項目]RPの[特定寄附金税額控除等(事業税所得割)]欄に誤った金額を連動していました。[2016年11月版]では、正しい金額を連動するために必要な項目をeConsoliTax等の切り出しデータに含めていなかったため、暫定的な対応として、誤った金額を連動しないように0円として読み込むように改訂しました(読み込んだ後に、正しい金額を直接入力する必要がありました。)

[2017年02月版]では、eConsoliTax等から正しい金額を読み込めるように改訂しました。

12. 「永久差異」の初期項目名の変更 共通 [2017年02月版]

平成28年9月1日付官報「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(財務省令第62号)」で、法人税申告書の様式が改正されました。これに伴い、[103-2. 永久差異情報]の初期項目名を、以下のとおり変更しました。

行	変更前	変更後
1	国際戦略総合特区での指定法人の所得の損金算入額	国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額
2	国際戦略総合特区での指定法人の所得の益金算入額	

13. 「会社情報」の「スケジュールリング不能な「その他有価証券評価差額」の扱い」区分の選択項目の名称変更 **共通** [2017年02月版]

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」にあわせて、[102. 会社情報]メニューの[スケジュールリング不能な「その他有価証券評価差額」の扱い]区分の選択項目を、以下のとおり変更しました。

変更前	変更後
原則的な方法	原則的な方法(※変更なし)
監査上妥当と認められる方法	ただし書きの方法

14. 整合性チェックの条件変更 **共通** [2017年02月版]

従前は、「未払／未収還付事業税等」を「翌期解消差異」と設定していない場合は、[108. マスターの登録(完了)]メニューの整合性チェックで警告メッセージを表示していました。

しかしながら、四半期決算等データでは、当期の未経過月に解消する等のために、「翌期解消差異」と設定していない場合があります。

上記を踏まえ、整合性チェック(「A0029」「A0032」)は、「確定決算データ」のみで表示するようにしました。

<ご参考：四半期決算等における「未払／未収還付事業税」のスケジュールリング>

「当期の未経過月」で解消するようスケジュールリングする場合は、以下の手順で行います。(システム解説書[税効果会計編]第12章2(2)参照)

- (1) [103-1. 一時差異情報]で[未払／未収還付事業税]を、翌期解消差異に[該当しない]と設定する。
- (2) グループ全体の計算(又は単体計算)を行い、「当期決算時残高」を計算する。
- (3) レポーティング・パッケージの確定を解除し、[一時差異スケジュールリング]RP(メニュー203)の[期末残高の解消予定額]タブで、当期の未経過月に解消予定額を入力する。

15. 6期後以降の将来減算一時差異の回収可能性の判断方法を選択できる機能の搭載[2016年07月版]

(1) 改訂の背景

- ① 平成27年度eTaxEffect[2016年02月版]で、「6期後以降に解消予定の将来減算一時差異」について、年度ごとに「将来減算一時差異」と「将来加算一時差異」を相殺して繰延税金資産の回収可能性を判断するように改訂しました。その結果、[2015年06月版]以前の計算結果と比較して、[2016年02月版]の計算結果の方が繰延税金資産が少なく(多く)計算される場合があります。
- ② これを踏まえ、6期後以降の「将来減算一時差異の合計額」と「将来加算一時差異の合計額」の相殺額で回収可能性を判断する方法([2015年06月版]以前の計算方法)でも、回収可能性の判断を行えるよう改訂しました。

(例) eTaxEffectの回収可能性の判断

■ 解消予定額

	翌期	…	5期後	6期後	7期後	8期後	9期後	10期後	11期後以降
将来減算一時差異	100	…	100	150	0	150	0	100	0
将来加算一時差異	50	…	80	100	100	120	130	150	0



■ 回収可能額：[2016年02月版]の計算方法

	翌期	…	5期後	6期後	7期後	8期後	9期後	10期後	11期後以降
回収可能額	50	…	80	100	0	120	0	100	0

年度ごとに回収可能性を判断する

■ 回収可能額：[2015年06月版]以前の計算方法

	翌期	…	5期後	6期後	7期後	8期後	9期後	10期後	11期後以降
回収可能額	50	…	80	400(減算一時差異の合計400<加算一時差異の合計600)					

6期後以降の「将来減算一時差異の合計額」と「将来加算一時差異の合計額」の相殺額で回収可能性を判断

選択可能

(2) システムの改訂内容 **共通**

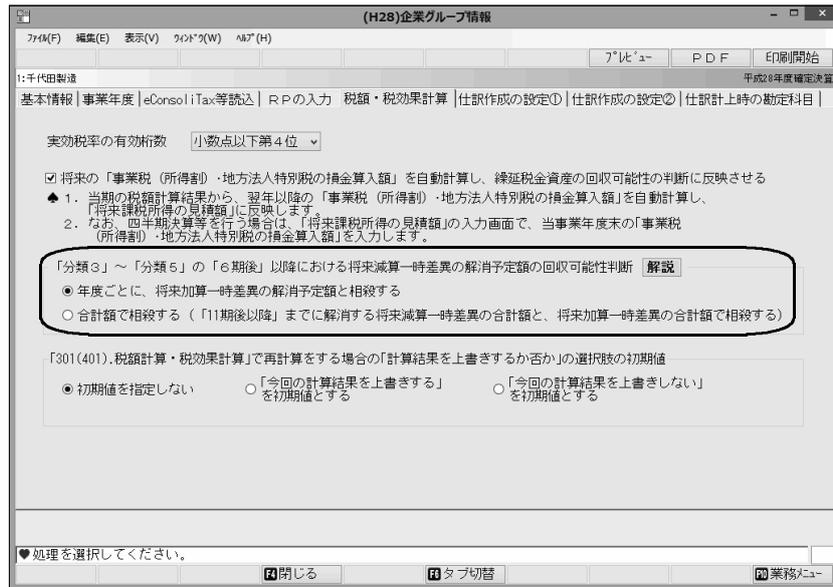
① [101. 企業グループ情報]の改訂

6期後以降の将来減算一時差異の回収可能性の判断を、以下の2つの方法から選択できるようにしました。

なお、初期値は、[年度ごとに、将来加算一時差異の解消予定額と相殺する]としました([2016年02月版]と同様)。

6期後以降の将来減算一時差異の回収可能性の判断方法	計算方法
年度ごとに、将来加算一時差異の解消予定額と相殺する	[2016年02月版]と同様
合計額で相殺する(「11期後以降」までに解消する将来減算一時差異の合計額と、将来加算一時差異の合計額で相殺する	[2015年06月版]以前と同様 (※)

[101. 企業グループ情報]メニューの[税額・税効果計算]タブ



※[合計額で相殺する]を選択した場合は、2015年06月版)以前の計算と同様とするため、「将来課税所得の入力期間(メニュー101)」「将来課税所得による回収可能性判断期間(メニュー106)」は、「5年」となります。

② 税効果計算機能の改訂

上記①の設定に基づいて、6期後以降の回収可能性を判断するようにしました。

16. 連結会計システム(eCA-DRIVER)への一時差異等の切り出し機能の搭載 **共通** [2016年07月版]

eCA-DRIVERにデータを連動するために、eTaxEffectで入力・計算した一時差異等をCSVファイルに切り出せるようにしました。当該CSVファイルは、[補助機能]から作成できます。

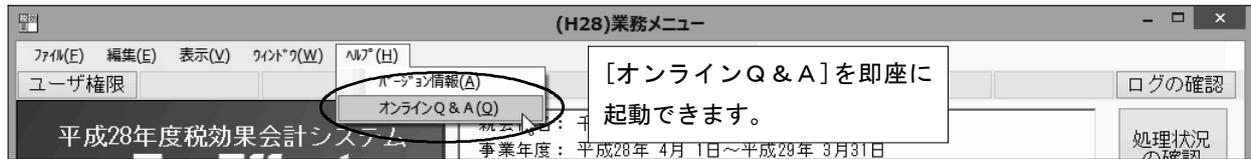
※eCA-DRIVERの「データ連携」機能によって、eCA-DRIVERのデータへ読み込めるファイル形式(CSV)で切り出します。



CSVファイルを作成する手順の詳細は、「税効果会計システム eTaxEffect (eTaxEffect・eCA-DRIVER連動解説書)」をご参照ください。当解説書は、画面上部のヘルプ>オンラインQ&A>コンサルティング・ツール一覧>その他コンサルティングツール一覧に掲載しています。

17. オンラインQ&Aの利便性向上 **共通** [2016年07月版]

オンラインQ&Aの利便性向上のため、閲覧時のアクセスコード、ユーザID及びパスワードの入力を不要としました。



18. 法人税額が0の場合における、直接入力した特別控除額の計算の見直し **共通** [2016年07月版]

計算処理において法人税額(連結法人税額)が0円となる場合には、レポーティングパッケージに特別控除額が直接入力されているときでも、特別控除額を0円として計算するように改訂しました。

19. 「注記：法定実効税率と実際の税負担率との差異」の税率差異項目の計算式の見直し

税額・税効果 [2016年07月版]

(1) 法人税、住民税、事業税の欠損金等による差異

[103-3. 法人税の特別控除]メニューの「特別控除の制度」で、「給与等支給額増加の税額控除」等の住民税の課税標準で足戻す設定の特別控除についても、「試験研究費の税額控除」と同様に、控除対象個別帰属税額の繰延税金資産の計算で、実効税率と実際の税率との差異を生じないようにしました。

20. マネジメントレポート設計ツールの関数の修正 **共通** [2016年07月版]

半角41文字以上の永久差異名がある場合でも、関数「税率差異」「税率差異_内訳」で金額を取得できるようにしました。

21. その他の修正 [2017年02月版]

(1) eConsoliTaxで作成した別表5の2(1)付表1等から、一時差異の金額を読み込む場合の別表の摘要名と一時差異名の関連付け画面の摘要に、関連付けが不要な「未払/未収還付事業税」を表示してしまいましたが、表示しないように修正しました。

(2) 当期の税額計算結果確認表(会社ごとの帳表)の右側に表示する計算式に一部誤りがありましたので修正しました。(計算処理は正しく行われています。)

(3) eTaxEffectでは、「税効果を認識しない一時差異」の「前期末繰延税金」欄に0円以外の金額を入力できないようにしています。

しかしながら、[201(202).eConsoliTax・ASP1000Rからのデータ読込]メニューで、「前期末繰延税金」を「自動計算する」としてデータを読み込む場合に限り、当該一時差異の[前期末繰延税金]欄を、「前期決算時残高×前期適用分タブの当期分の実効税率」の金額で更新していました。これを更新しないように修正しました。

※当欄の金額は画面・帳表の表示でのみ使用し、税効果計算では使用していません。そのため、税効果計算は正しく行われています。

IV 利用上のご注意

1. 「参照のみ可能とする」の区分変更について

- (1) 平成28年度eTaxEffect[2017年02月版]（以下、「新版数」といいます。）のプログラムの登録時に、平成28年度eTaxEffect[2016年11月版]以前で利用していたデータは、参照のみ可能な状態（そのままでは計算処理を行えない状態）となるようにコンバートされます。
- (2) つきましては、eTaxEffectで決算業務を行っている途中で新版数のプログラム登録を行った場合は、プログラム登録完了後、[システム管理]の[201. データ管理]で、決算業務を行っているデータの[参照のみ可能とする]のチェックを外してください。

2. 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の「当期の税額計算」は、平成28年度eTaxEffectで行ってください。

- (1) 平成27年度eTaxEffect[2016年02月版]以前では、当期の税額計算において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される上記Ⅰの計算等に対応していません。
- (2) そのため、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の当期の税額計算を行う場合は、平成28年度eTaxEffectで行ってください。

3. 平成27年度版から平成28年度eTaxEffectへの「年度更新」や「複写」を行う場合のご注意

- (1) 平成28年度eTaxEffect（以下、「新版数」）では、上記Ⅱに記載のとおり、[106. 回収可能性判断のための企業分類]メニューの入力画面を改訂しました。
- (2) 平成27年度版から新版数への「年度更新」や「複写」を行った場合は、「例示区分4のただし書き」を、「(分類4)の要件に該当するが、(分類3)と取り扱う」に変更します。
※なお、計算処理は、「例示区分4のただし書き」区分と同じ、(分類3)と同様となります。
- (3) 「年度更新」や「複写」を行った後は、[106. 回収可能性判断のための企業分類]を確認してください。

4. 連結納税システム(eConsoliTax)等で作成した連動データの読込について

平成28年度eTaxEffect[2017年02月版]では、以下のシステムで作成した連動データを読み込みできます。

行	システム名	年度(版数)
1	連結納税システム(eConsoliTax)	平成28年度([2017年02月版])以前
2	法人電子申告システム(ASP1000R)	平成28年度([2017年02月版])以前

※平成27年度以前のeTaxEffectでは、平成28年度eConsoliTax及びASP1000Rで作成した連動データは読み込めません。

V 動作環境

これまでと変更ありません。動作環境の詳細は、弊社ホームページのeTaxEffect紹介サイト(下記URL)をご確認ください。

<eTaxEffect紹介サイト>

<http://www.tkc.jp/consolidate/etaxeffect/spec/>

今後の平成28年度ASP1000Rの提供予定

次回の平成28年度ASP1000Rの提供は、平成29年4月を予定しています。

平成29年4月の主な改訂項目(予定)

(1) 国税庁提供の財務省表等の電子申告データ変換モジュールの搭載

国税庁では、e-Tax利便性向上施策の1つとして、国税庁指定のCSV形式で作成された財務諸表及び勘定科目内訳明細書を、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL又はXML)に変換する機能(変換モジュール)を、税務・会計ソフト開発業者向けに提供しています。

当「変換モジュール」をASP1000Rに組み込み、国税庁指定のCSV形式で作成された財務諸表及び勘定科目内訳明細書を読み込んで電子申告できるようにします。

(2) 電気供給業の法人事業税の分割基準の改正への対応

「平成29年度 税制改正大綱」では、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から、法人事業税の分割基準について、次の見直しを行うとされています。

- ① 電気供給業のうち、発電事業については、課税標準の4分の3を事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額により、4分の1を事務所又は事業所の固定資産の価額により、送配電事業については、課税標準の4分の3を事務所又は事業所の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量により、4分の1を事務所又は事業所の固定資産の価額により、小売電気事業については、課税標準の2分の1を事務所又は事業所の数により、2分の1に従業者の数により、それぞれ関係都道府県に分割する。
- ② 事務所若しくは事業所の固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合の発電事業又は発電所に接続する電線路を有しない場合の送配電事業については、上記①にかかわらず、課税標準を事務所又は事業所の固定資産の価額により関係都道府県に分割する。
- ③ 上記①に伴い、昭和57年度の法人事業税の分割基準の見直しの際に設けられた経過措置を廃止する。

平成29年度の税制改正法案が可決・成立した場合には、ASP1000Rの地方税申告書作成機能について、当改正に対応します。

(補足) 過年度版ASP1000Rの第四世代税理士用電子証明書への対応について

平成29年4月の改訂では、過年度版ASP1000Rについて、第四世代税理士用電子証明書による電子署名に対応する予定です。(平成28年度版は[2017年02月版]で対応済み(49頁参照))

< 巻末資料 >

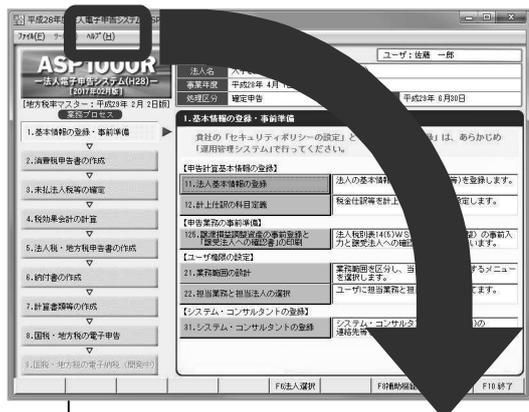
- ① 「オンラインQ&A」サービスのご紹介
- ② 中大研活動紹介リーフレット
- ③ オンデマンド配信案内
- ④ サポート体制図
- ⑤ TKC 税務・会計基礎講座
- ⑥ TKC 連結グループソリューション図
- ⑦ TKC 税効果会計システム
- ⑧ ユーザ事例 楽天株式会社 (eTaxEffect)
- ⑨ TKC 固定資産管理システム FAManager
- ⑩ ユーザ事例 株式会社イチネンホールディングス (FAManager)
- ⑪ TKC 証憑ストレージサービス TDS (Tax Document Storage)

「オンラインQ&A」をご活用ください

TKCシステム
から“かんたん”
起動

システム利用中
の“困った”を
即解決

システムQ&A
以外にも役立つ
情報満載



「オンラインQ&A」とは、TKC システムを利用中に発生する操作方法や税務情報に関する不明点を、TKC システムから“クリック一つ”で簡単にご確認いただけるサービスです。
皆さまから寄せられた「よくある質問」をカテゴリごとにQ&A 形式で掲載しており、検索も楽々。
システムを利用中に“困ったな”ということがあれば、ぜひ「オンラインQ&A」をご利用ください。

オンラインQ&A

① システムQ&A

ASP1000R
申告書作成・税効果Q&A
平成28年
☑ こちらから

ASP1000R
国税の電子申告Q&A
平成28年
☑ こちらから

ASP1000R
地方税の電子申告Q&A
平成28年
☑ こちらから

TKC
税務情報Q&A
☑ こちらから

TKCの
ホームページへ

② 税務情報Q&A

「TKCユーザーサポート案内」のバックナンバー コンサルティング・ツール一覧



① システムQ&A

これまで寄せられたご質問のなかから、問い合わせ件数の多いものをQ&A形式で掲載しています。検索機能により、システム利用上の疑問点や不明点を迅速かつ的確に解消することができます。

② 税務情報Q&A

これまでTKC 税務研究所に寄せられたご質問とその回答を、体系化して掲載しています。検索機能により、法人税だけでなく他の税目のQ&Aについても横断的に検索できます。

「オンラインQ&A」は随時更新しています

掲載内容は、法令改正やシステム改訂、お問い合わせ内容を踏まえて、随時追加・更新しています。

平成28年は、ASP1000Rが48件、eTaxEffectが36件の「システムQ&A」を新たに追加しました。

※平成28年1月～12月の追加数

平成28年に追加したASP1000R「システムQ&A」(一部抜粋)

質問内容	整理番号
第6号様式の[17]欄と「均等割額[18]」の均等割年額欄が印刷されません(東京都)。	80061
東京都特別区に所在していた事業所(本店)が、期中に他の特別区に移転した場合の入力は？	80063
平成27年度で複数の版数のDVDがある場合、最新版のみインストールすればよいですか？	80075
「必須項目の省略はできません」というエラーが表示されて、画面を閉じることができません。	80077
版数の違う複数のDVDがある場合は、最新版のみインストールすればよいですか？	80075
「必須項目の省略はできません」というエラーが表示されて、画面を閉じることができません。	80079
予定申告の際、新設された事業所の申告書(または税額)が表示されません。対処方法を教えてください。	84148
「中間申告(仮決算)」と「予定申告」の両方を行いたい。処理方法を教えてください。	80330
消費税の税率の変更方法を教えてください。	80988
第6号様式の処理事項(整理番号、事務所、区分、法人番号、申告区分)はどこで入力できますか？	81073
Windows7、VistaのパソコンにMSEE 2008 R2を登録する手順は？	81140
地方税の電子申告の際、添付ファイルの容量に上限はありますか？	81150
法人電子申告システム(ASP1000R)のアンインストール方法を教えてください。	84113
月次試算・四半期試算データを複写元として、年度更新を行えますか？	84119
「四半期試算・期末試算」のデータで、確定申告の処理は行えますか？	84121
入力済みのワーキングシートを削除するには？	84123
代表者氏名は、どこで入力するのですか？	84125
別表4では別行、5(1)では同一行に合計して表示したい。	84152
前期の修正申告税額を、当期の予定申告に複写できますか？	84138
7号様式の「法人税法の規定によって計算した法人税額・⑧」欄の金額が、自治体のものと異なる理由	84142
経理責任者の署名は省略できますか。	84127
前期の確定申告データを複写元に予定申告DBを作成したいが、複写元の一覧に表示されません。	84146
地方税の予定申告で均等割のみ申告したい。	84148
予定申告税額を直接入力できますか？	84150
「国内事務所等の住所情報」に登録済みの事務所を削除したい。どうすればよいですか？	84182
中間分として納付した法人税割額、均等割額、事業税額はどこに入力すればよいですか？	84184
別表16(8)のワーキングシート画面で、「最終年度の計算方法」が選択できません。	84186
第22号の2様式が本店所在地の市町村の分しか印刷されません。	84188
「データベース名」は、何を入力すればよいですか？	84176
第20号様式の「還付請求税額」欄に金額が印刷されないのはなぜですか。	84190
第20号様式の「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」が表示されない。	84229
「セキュリティ保護のため、アクティブコンテンツは表示されないよう、制限されています」	81538
「事業所等のある市町村の数が1つであるため、分割計算が行えません。」	84233
「分割基準の確認」処理が実行されていません。というエキスパートチェックが表示されてしまう。	84235
印刷時に「デフォルトプリンタが存在しません。」というエラーが発生する。どうしたらよいですか。	84237

貴社グループで、こんなお悩みはありませんか？



☑ 親会社のマンパワーに限りがあり、子会社の決算・申告業務へのサポートに不安がある

- 子会社経理担当者に急な異動があり、後任担当者が経理業務に不慣れなためサポートを依頼したい
- 子会社が遠隔地に所在しており、親会社からの指示やサポートが行き届かないため、現地の会計事務所にサポートして欲しい

☑ 新規に加入したグループ会社の経理業務をサポートして欲しい

- 連結納税制度を導入しているため、連結納税に対応できる会計事務所にグループ会社のサポートを任せたい
- 当社グループの経理通達を踏まえた会計指導を依頼したい。

☑ 決算早期化のため、グループ会社の税効果会計も含めた決算業務を支援して欲しい

- 上場企業の決算スケジュールに対応できることはもちろん、税効果会計・連結納税制度、金融商品取引法にも対応できる会計事務所にグループ会社のサポートを任せたい。
- 四半期決算ごと現地訪問の上で、決算対応をして欲しい

■中堅・大企業支援研究会による企業グループの課題解決の一例■

IFRSへの対応等、税務と会計の乖離が進み複雑化するほど、グループ会社自身も悩みが大きくなっています。

そのような背景もあり、親会社様からのご依頼でグループ会社の税務顧問に就任させて頂きました。

現在は期中にも訪問して、税務・会計の制度や実務に関するご質問への対応をはじめ、親会社様からの会計処理の指示についても背景や意図をご理解いただけるように分かりやすく説明しています。また、早期決算を支援すべく、適時に訪問して



税額や税効果会計の計算も実施するなど、業務を円滑に進めていただくためのニーズに幅広く対応しています。

～ご相談をいただいたお客様の声～

☑ 複数のグループ会社で決算前に担当者の異動があった。当社グループでは連結納税を採用しているため、対応可能な会計事務所探しに苦慮していたが、近隣の会社は日ごろからサポートを受けているシステム・コンサルタントにサポートを依頼。遠隔地の会社には連結納税制度にも対応可能な現地の会計事務所を紹介してもらい、親身なサポートのおかげで大きな混乱もなく決算・申告に対応することができた。

☑ 決算・申告の時だけではなく、月次訪問による当社グループの経理通達等を踏まえた会計指導のほか、税務申告や各種届出書の電子化についてもサポートがあり、期待していた以上の支援を受けることができていると感じている。



企業グループの課題解決は

TKC全国会 中堅・大企業支援研究会にご相談ください！

株式会社TKC 中堅・大企業支援研究会事務局

お問い合わせ 〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

TEL:03-3266-9055 FAX:03-3266-9168

e-MAIL: daikigyou@tkcnf.or.jp

全国で1, 200事務所を越える研究会会員が、各地でさまざまな活動を展開しています。

研究テーマ

- 1 企業会計制度
- 2 税効果会計
- 3 連結会計
- 4 連結納税
- 5 国際税務
- 6 組織再編
- 7 M&A etc

研究会の活動

- 1 法人電子申告システム(ASP1000R)や連結納税システム(eConsoliTax)、連結会計システム(eCA-DRIVER)などの大企業向けシステムのコンサルティング
平成28年6月末現在で、約2,500企業グループへのシステム・コンサルティングを実施しています。
- 2 システム・コンサルティングツールの開発・提供
専門部会(連結納税システム普及部会、連結会計システム普及部会)を中心とした、経験豊富な研究会会員がこれまでのコンサルティングのノウハウを結集し、各種支援ツールを開発・提供しています。
- 3 中堅・大企業向けの各種研修会・セミナーの企画・開催
中堅・大企業への教育研修サポートや最新情報の発信を目的として、研究会会員が講師となり、経理担当者のスキルアップ研修や各種セミナーを開催しています。(「連結納税」「連結会計」「税効果会計」「国際税務」「組織再編」等、様々な分野の研修やセミナーを開催しています)
- 4 関係省庁及び業界団体との関係強化
会計・税務の最新動向をタイムリーにキャッチするため、関係省庁や業界団体との関係強化に努めています。

研究会の状況

全国で1,200名超の研究会会員が、各地で研修活動、システム・コンサルティング活動、事例研究活動等を展開しています。

全国で1万名を超えるTKC会員は、毎月の月次巡回監査で原始帳票の確認を行うほか、ご要望に応じて四半期業績検討会を開催し、経営助言等のサポートを実施しています。また、この活動をベースに、全国1,200名超の中堅・大企業支援研究会員は2,500グループ超の中堅・大企業への支援で培ったノウハウを結集し、中堅・大企業グループに特有の課題にも対応しています。

TKC全国会

TKC全国会は、税理士及び公認会計士1万名超が組織するわが国最大級の職業会計人集団です。
昭和46(1971)年8月17日に結成以来、クライアント企業にとって一番身近で親身な相談相手として企業経営をしっかりと支えています。



TKC全国会の税理士像

TKC全国会会員は、
1)適正・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援
2)適正な税務申告と納税の推進
を実践してまいりました。

その実践を支える根幹には「巡回監査」があります。TKC全国会会員は、「巡回監査」に真摯に取り組むことで、クライアント企業の一番身近で親身な相談相手として、指導・助言を行い、その永続的繁栄を支援しています。

●詳しくはホームページをご覧ください。

[TKC全国会](#)

[検索](#)

平成29年2月吉日

ASP1000Rご利用企業
ご担当者 各位

株式会社TKC

平成28年度ASP1000R[2017年02月版]改訂内容
オンデマンド配信のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、ASP1000Rをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
下記の通り、平成28年度ASP1000R[2017年02月版]のシステム改訂内容に関するオンデマンド映像を配信いたします。平成28年度版ASP1000Rをご利用される際に、システム・コンサルタントからの説明の復習用としてご活用いただければ幸いです。

末筆になりますが、貴社の益々のご発展をお祈りいたします。

敬具

記

1. システム改訂内容のオンデマンド視聴について

- (1) 視聴料金：無料
- (2) 視聴方法

別途ユーザーサポートメールからアクセス先URL、「ユーザ名」、「パスワード」を送付いたします（平成29年3月1日(水)配信予定）

- (3) 動画配信時間：約30分
- (4) 動画配信期間：平成29年3月1日（水）10時00分
～平成30年2月28日（木）23時59分

※なお、視聴用DVDの作成・配布はお断りいたします。

上記期間を経過しますと再視聴等はできません。予めご了承ください。

2. お問い合わせ先

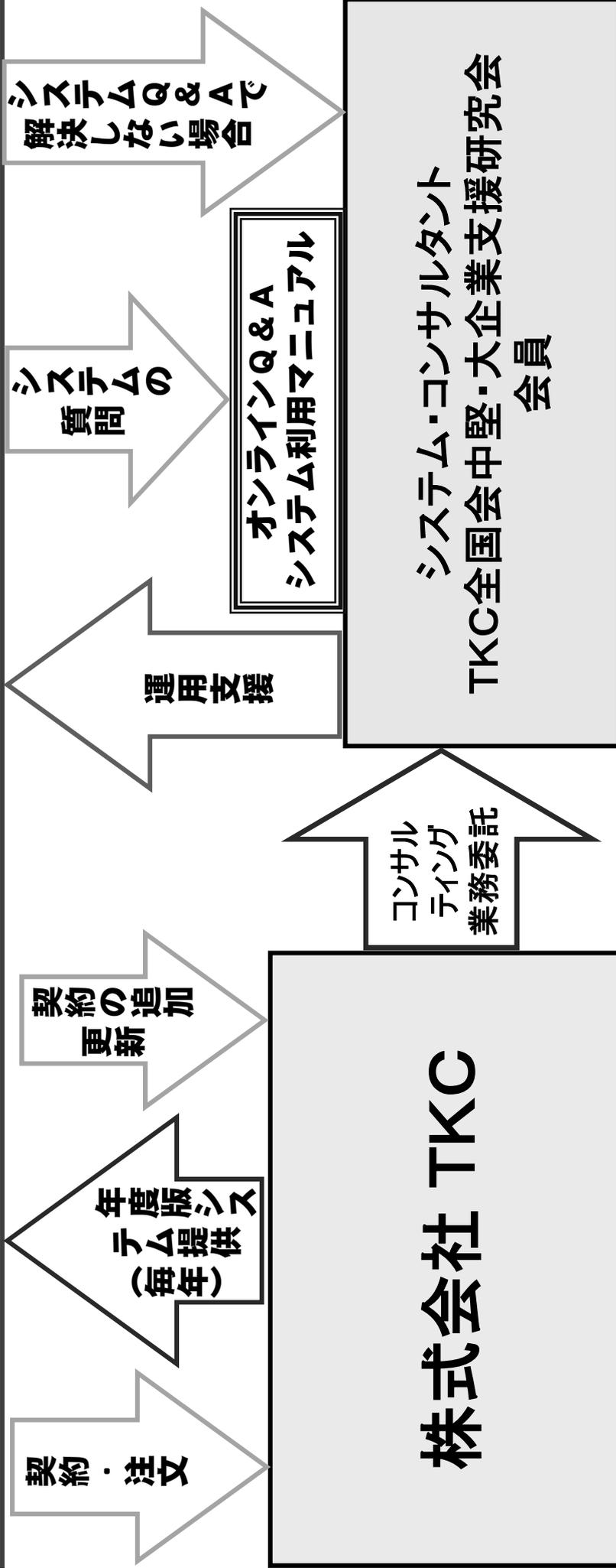
弊社営業担当者までお問い合わせください。

以上



ASP1000Rのサポート体制

貴社



株式会社 TKC

株式会社 TKC <ユーザ企業様向けヘルプデスク>

TEL : 0120-016-585 (フリーダイヤル)

月曜日～金曜日 9:00～18:00 (12:00～13:00を除きます。土曜、日曜、祝祭日、年末年始はお休みです。)

ご注意 : 税理士法に定める税理士業務を、システム・コンサルタント(税理士)に依頼する場合は、税務顧問契約が必要となります。

2016 2017
11月▶3月の
 ご案内

中堅・大企業の税務ご担当者様向け

TKC税務・会計基礎講座

中堅・大企業の税務担当者に必要な基礎知識を、制度から実務まで実践的に学習できます。



本講座の特長

- ◎ 経験豊富な税理士・公認会計士がわかりやすく解説
- ◎ ステージに合わせた「担当者の育成」を支援
- ◎ 講座と演習を繰り返すことで、頭と手を動かし、実践力を体得

連結納税制度の概要・申告書の作成実務を
 学びたい方向け

連結納税基礎講座

- 制度編** 連結納税制度の概要
- 別表編** 連結納税申告書の作成実務

税効果会計を体系的に
 学びたい方向け

税効果会計基礎講座

- 個別財務諸表編**
- 連結財務諸表編**

法人税申告書の作成の流れを
 学びたい方向け

法人税申告書演習講座

消費税の経理実務を体系的に
 学びたい方向け

消費税基礎講座

有形固定資産に関する会計・税務の実務基礎を
 体系的に学びたい方向け

固定資産基礎講座



受講者の声
(アンケートより抜粋)

休憩中など講師と雑談を交えながら相談ができ、日頃の業務の悩みも解消できた。(20代女性)

初心者にもわかりやすく、丁寧な解説でした。(30代男性)

演習問題を解くことで、理解が深まりました。(20代女性)

各講座の詳しい【日程】【定員】および【受講料】については裏面をご覧ください。

お申し込みはホームページから (<http://www.tkc.jp/>) 

連結納税基礎講座 定員：東京 25名、大阪 30名

「連結納税制度の概要」の把握から「連結納税申告書」の書き方まで、一連の連結納税の実務に必要な知識を2日間で学習できます。

- 東京【制度編】12/ 6 (火)、2/ 7 (火) ●大阪【制度編】3/16 (木)
【別表編】12/13 (火)、2/14 (火) 【別表編】3/23 (木)

■受講料 セットコース(全2日間)：55,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：25,000円+税
各講座：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

法人税申告書演習講座 定員：東京 25名、大阪 30名

法人税申告書の作成演習中心で、別表の作成実務を1日で学習できます。

- 東京 12/16 (金)、2/10 (金)、3/10 (金) ●大阪 2/15 (水)

■受講料：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

税効果会計基礎講座 個別財務諸表編 定員：東京 25名、大阪 30名 連結財務諸表編 定員：東京 25名

【個別財務諸表編】税効果会計の基礎(計算方法、繰延税金資産の回収可能性の判断、注記)を1日で学習できます。

- 東京 12/20 (火)、2/17 (金)、3/17 (金) ●大阪 12/13 (火)、3/17 (金)

■受講料：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

【連結財務諸表編】連結財務諸表の作成手続において必要となる税効果会計の基礎を問題演習も含め、1日で学習できます。

- 東京 3/23 (木)

■受講料：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

固定資産基礎講座 定員：東京 25名、大阪 30名

有形固定資産に関する会計と税務の基礎知識(取得から決算開示・申告までの一連の流れ)を1日で学習できます。

- 東京 12/21 (水)、3/21 (火) ●大阪 2/3 (金)

■受講料：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

消費税基礎講座 定員：東京 25名、大阪 30名

消費税の経理実務の基礎を問題演習も含め1日で学習できます。

- 東京 11/25 (金)、12/14 (水)、2/23 (木)、3/16 (木) ●大阪 12/6 (火)、3/28 (火)

■受講料：30,000円+税 TKCシステム利用企業特別価格：15,000円+税

*各講座受講料には、テキスト代を含みます。

●開催時間 各講座 10:00 ~ 17:00

●開催会場の詳細は、ホームページをご確認ください。



■個人情報の取り扱いについて

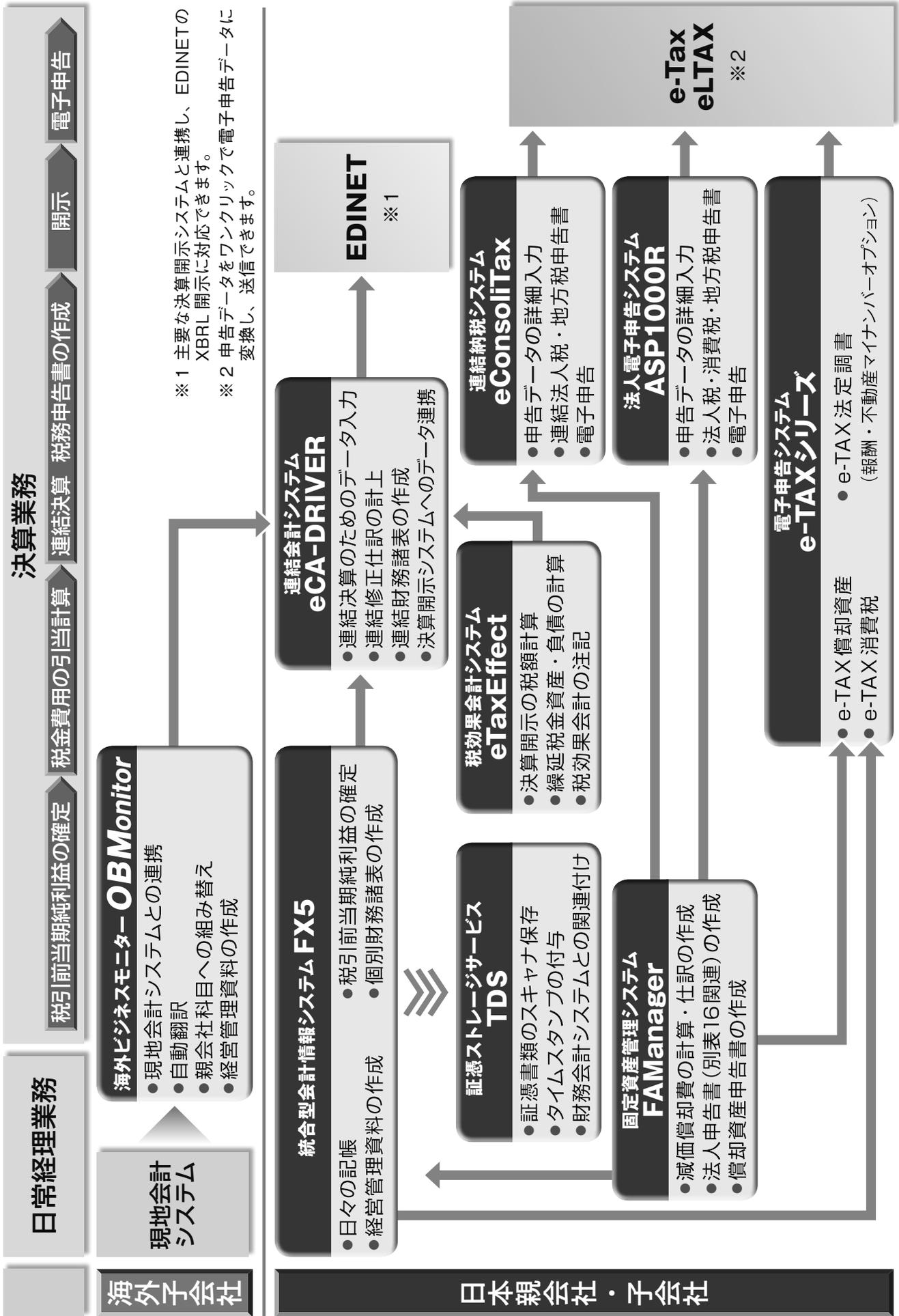
当社と同業の企業様からのお申し込みは、本講座への参加をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

お申込みいただいたお客様の個人情報は、本講座に関するご連絡および資料等のお届けのために利用いたします。また、今後開催するセミナーのご案内、TKCエクスプレス(官公庁等から発信される会計税制の改正情報を迅速にお知らせするメールマガジン)をお送りします。なお、具体的なご要望をいただいた場合には、その内容により提携または協定企業等に連絡することがあります。

*当社の個人情報保護方針は、<http://www.tkc.jp/privacypolicy/> をご覧ください。

本件に関するお問合せ先：株式会社TKC セミナー事務局 担当：奥村(おくむら)・矢野(やの)

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F ☎0120-347-249 E-mail:TKCSeminar@tkc.co.jp



※1 主要な決算開示システムと連携し、EDINETのXBRL開示に対応できます。

※2 申告データをワンクリックで電子申告データに変換し、送信できます。

「売れるネットショップ」 目指すなら楽天市場

圧倒的な
集客力



充実の
サポート



豊富な
販促ツール



楽天独自の3つのメリットがあなたの
ネットショップを成功へと導きます

詳しい内容・無料の資料請求はこちらから

楽天 出店

検索



<http://www.rakuten.co.jp/>

TEL 050-5817-1100

E-mail sales@mail.rakuten.com

楽R天
I C H I B A

税効果会計システム eTaxEffect[®]

▶最新の税法・実務指針に
完全準拠。
▶決算時の税額・税効果計算の
標準化を支援します。



項目	税効果会計システム	税効果会計システム	税効果会計システム	税効果会計システム	税効果会計システム
1. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000
2. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000
3. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000
4. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000
5. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000
6. 税効果会計システム	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000	100.000.000

システムの特長

TKCの税効果会計システム(eTaxEffect)では、複雑化する税効果計算について業務プロセスを標準化し、早期の個別財務諸表の確定と連結決算への着手を可能とします。

- ① 未払法人税等および繰延税金資産・負債の計上仕訳、税効果会計に関する注記など、決算業務に必要なデータを自動作成することができます。
- ② 単体納税制度を採用している企業だけでなく、連結納税制度を採用している企業グループでも利用いただけます。
- ③ 企業グループ各社の別表四の加算・減算項目や一時差異情報、税額・税効果計算の計算結果を親会社で一元的に管理できます。

税効果会計システム

検索

株式会社TKC

〒162-8585 東京都新宿区塩場町2-1 軽子坂MNビル5F

☎0120-860-316 (ご質問はフリーダイヤルで)

URL <http://www.tkc.jp/>

そうすると、全ての帳表が連動更新され、結果として1時間で完了というわけです。『eTaxEffect』は顧問税理士と同時操作が可能な事も早さの秘訣でした。

和木 この改善案は社内でも評価され、社内表彰制度の「楽天賞プロジェクト最優秀賞」を頂きました。

岩田 社内での認知度が上がり、他部署から協力を得やすくなるという相乗効果もありました。この受賞には思いがあつて、私達中心メンバーだけでなく、他部署の担当者も含めた14名のチームによる成果としました。「皆でチーム」と思っているのを伝えたかった。一方的に資料依頼され督促されるのでは、積極的に取り組めないと思います。頂いた資料から計算される税額をお知らせすると、より納得しても

力ではなく、組織力で解決できる

更なる税務に強い組織を目指して

谷 次の目標は人材育成ですかね。岩田 自分ができていることを他の人でも可能にすることが組織での役割だと思つたので、今年から本番だと思つています。

従来は、支払経費や決算経理、税務相談などの担当部署にばらつきがあり人材を育てることができませんでした。新しい一つの「Taxチーム」と称して、各課からのローテーションにより、上流から最終工程まで対応できる人材育成を何よりも優先して始めなければ、根本的な解決にはなりません。個人の力ではなく、組織力で解決できる

体制にする必要があります。

和木 今回のプロジェクトを踏まえて、私の中で税務のイメージが変わりました。一つずつ紐解いても例えば経理の一部として取り組めます。システムや顧問税理士さんに頼れますし、誰でも税務に関われると思つています。

谷 和木さんが言うと言得力がありますね。2人は税務を始めたばかりですが、どうですか？

飯塚 子会社出向で、総合的な経理財務業務の把握が非常に大事だと痛感し、特に税務は要になると感じています。知識を使って実際の会社運営に生かせる人材を育てて会社組織を強くしていくのであれば、社内での知識共有やOJTこそ必要ですから、これから面白くなりますね。

赤池 いきなり1人で税務担当に

はなれませんが、今までの担当業務の延長にある税務から、ナレッジの蓄積・共有に参加できる所が画期的です。実際は兼務で時間確保が大変ですが、普段の業務でも色々気付くことは増えています。

岩田 私達はビジネスの現場における税務のプロを目指し、日々の業務を行つています。税金計算・申告の面では、TKCと顧問税理士の方々の力をお借りして最新の情報・手法を取り入れ、業務の効率化、迅速化、正確性の向上に取り組んでいきます。

川島 税務は会社の重要な業務の一つです。現場における税務のプロの育成は急務です。経理部の全員が税務実務を理解できるように、ローテーションを行つていきたいと思つています。強い組織作りへの挑戦はこれからも続きます。



左から、
飯塚晃央氏
谷淳一 税務課課長
岩田香子氏
和木美香氏
川島宏司 経理部部长
赤池恵理子氏
楽天経理部

実務は初めてでした。それまでの楽天の決算税務は、顧問税理士が創業時からの申告ソフトで税金計算はしてくれるものの、税効果は対応外だったので、渡された申告書ドラフトPDFからエクセルに手入力して税効果計算やIFRS注記を非常に短期間で作成するやり方でした。

和木 そこに、よくメスを入れようと思いましたが！
岩田 まず、担当者がバラバラで全体が統括されておらず無駄もあったので、税金計算、税効果計算、IFRS注記作成そして監査人や各部署との交渉も、全てを一度は集約して最適化することにしました。しかし、さすがに私達2人だけで実務を短期間でこなすには無理がありますから、私はTKCのシス

テム『eTaxEffect』を部長に提案しました。
和木 初めてなのに、なぜTKCのシステムを知っていたのですか。
岩田 前職の監査法人で多くの企業を監査した経験から、決算税務は『eTaxEffect』とっていました。税効果をシステムで計算してくれますし。顧問税理士も、決算税務のコンサルが可能なTKC会員の法人にお願いすることにしました。
和木 導入プロセスは長かったですよ。

岩田 現状分析と計画に5割のエネルギーを使いましたね。その後期中データでのトライアルなど事前準備を行い、本番を実施。申告もTKCの『ASPI00R』を活用しました。
和木 本番はあつという間で、自分の予定を終えたら、いつの間にか全体も終わっていて驚きました。
岩田 私は税務とは料理番組のようなものだと思っていて、火をつけた後に次は何をやるのか考えてはもう遅い。とにかく事前準備可能なことを洗い出して用意しておき、本番は短時間で全品を同時完成させる。つまり逆算による仕込みが全てです。税前利益の確定から税金計算およびIFRS税効果パツ

MR設計ツールの活用で 飛躍的効率化を実現

和木 どうやって1時間で完了させたのか、具体的にお話ししないと。
岩田 マネージメントレポート(MR)設計ツールが大活躍しました。この機能は、自由に設計したエクセル帳表に『eTaxEffect』の計算結果が自動的に流れるというものです。『eTaxEffect』の数字を変えても更新ボタンで連動して帳表の数字も変わります。従来は、税前利益など変更があったら作り直しでしたが、今はボタン一つでOK。しかも、前年と今年の比較等が自由にできます。この帳表はほぼそのまま上長への説明資料にもなります。

和木 スケジュールは？
岩田 まず、一日かけて仮TB(残高試算表)の数値を『eTaxEffect』に入力します。そして次の日に確定した一次TBを基に変化した部分を更新入力し、MR設計ツールを用いた全ての成果物を完成させます。そして最終の二次TBが固まると、一次との差だけを更新します。

大手IT企業が手がけた 税務実務のイノベーション

国内最大級のインターネット・ショッピングモールから、金融業、デジタルコンテンツなど幅広く事業を展開する楽天では、その急成長に追いつくべく、税務実務に一気にイノベーションを起こすプロジェクトがスタートしていた。



eTaxEffect®

川島 当社は2017年で創業20周年を迎えます。経理部では、会社の急速な成長に伴い、既存業務を見直し、IFRSの適用、会計システムの変更、新しいビジネスモデルに見合った会計処理の検討などに取り組んできました。目まぐるしく変化する環境の中で経理・税務業務を遂行していくためには、複数の対応事項の優先順位を見極め、総合的なバランスを取ることが重要です。特に組織体制やオペレーションを変更するタイミングには非常に神経を使っています。

谷 楽天グループの特徴は1億以上の会員に70以上のサービスを提供している独特のビジネスモデル「楽天経済圏」です。その規模はサービス数の増加に伴い、年々拡大しています。楽天グループは一致団結の意識が強く、グループ内の複数の法人が連携するプロジェクトが多いため、法人単位で計算を行う税務にとっては、論点も増え、大変なところがあります。

事前準備の徹底で 問題点を洗い出す

岩田 特に組織再編時は大変です。

吸収合併や事業譲渡なども頻繁にあるので、処理が複雑化します。楽天は今や大企業と見なされていますが、まだまだ成長中なのです。こうなると税務は単なるルーチンではなくなります。引かれたルールの上を走るのではなく、自らルールを引く知識と行動力が必要です。それが顕在化したのが2年前、従来のやり方で決算税務を回すのはもはや限界だと分かりました。

和木 何があったのですか。

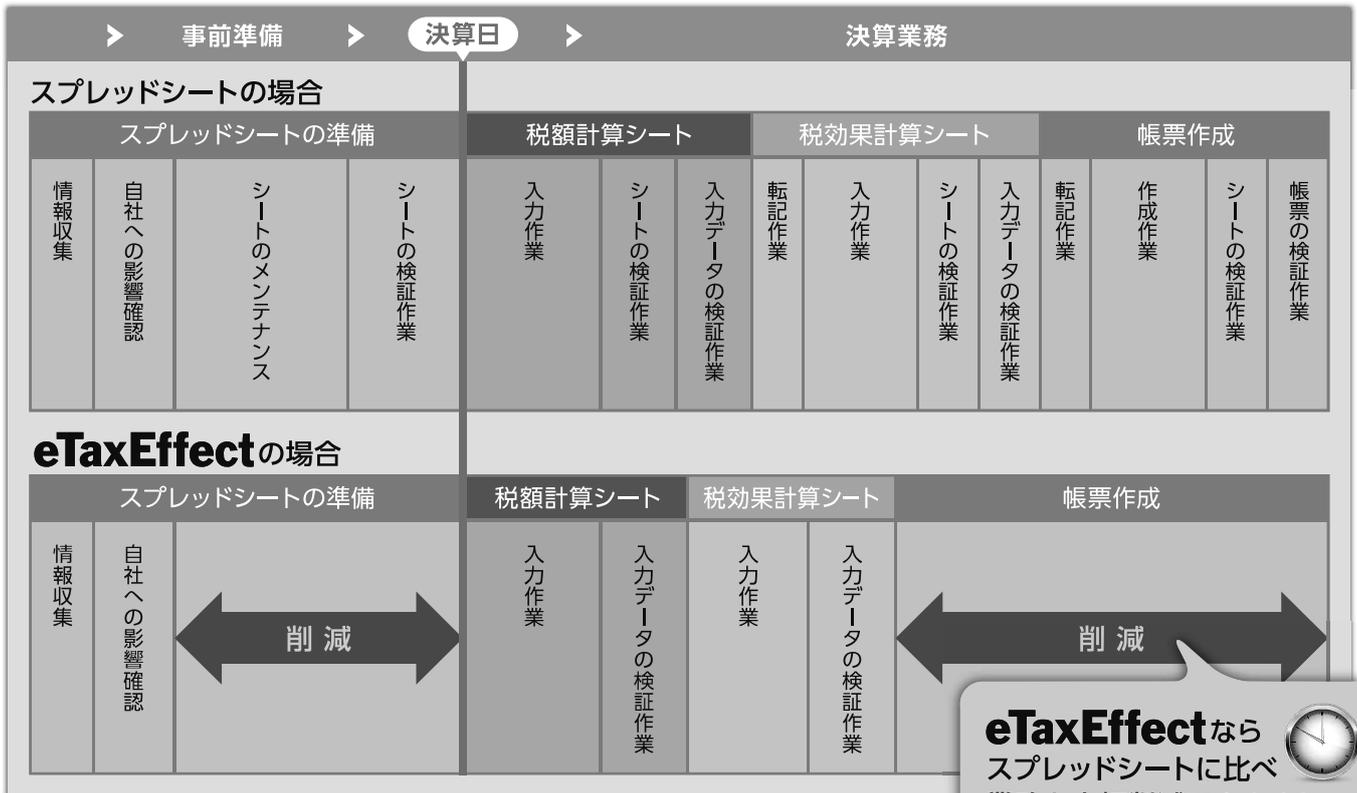
岩田 決算短信には間に合ったものの、決算税務が予定期間内に終わらなかつたのです。税務と云っても、納税が目的の申告と、開示が目的の決算税務は異なります。申告は顧問税理士に委託でき、2、3カ月かけられますが、決算税務は税金計算に加え、税効果会計やIFRS注記を、企業が主体となり8営業日程で作成します。異なる戦略が必要なのです。

和木 私は税務業務が初めてだったので、決算と申告で税金計算は2回する、税理士さんの法的業務範囲に税効果がない、など知らないことばかりでした。

岩田 私も監査法人出身ですが、

シンプルに入力・計算・結果確認できることを追及し、さらに正確性も担保し、業務の標準化を図ることができるシステムです。

【税効果会計システムを導入した場合の業務削減イメージ】



【導入効果】

Point

1 スプレッドシートのメンテナンスから解放される

課題

- スプレッドシートのメンテナンスは長年同じ担当者が実施している
- 決算までにメンテナンスが間に合わない

効果

- スプレッドシートのメンテナンス作業を削減
- 計算ロジックを担保できる
- 決算スケジュールを正確に立てやすくなる

Point

2 データの入力／チェック作業軽減できる

課題

- 税額／税効果計算の入力データが連動しないため、転記ミスが発生する
- チェックする時間が足りない

効果

- 同じ入力項目は自動転記するため、転記ミスの防止や入力工数の削減ができる
- 自動転記や注記／仕訳の自動作成機能により工数が削減でき、チェック時間を確保できる
- 監査対応の時間を充分確保できる

Point

3 担当者の引き継ぎが容易になる

課題

- スプレッドシートのメンテナンスは長年同じ担当者が実施している

効果

- スプレッドシートのメンテナンス作業を覚える必要がなくなる
- 入力方法はサポートやマニュアルを使って覚えることができる
- 業務標準化が可能となる

▶ 決算時の税額・税効果計算の標準化を追求したプロセス

The screenshot displays the 'eTaxEffect' software interface. On the left, a vertical menu lists six steps: 1. 税額計算・税効果マスターの登録, 2. 税額計算・税効果レポーティング・パッケージの入力, 3. 税額計算・税効果計算 (各社単独の計算), 4. 税額計算・税効果計算 (グループ全体での計算), 5. 仕訳データ・税効果会計に係る注記の作成, 6. 当期の決算時と申告時における差異の確認 (次年度繰越用). Three callout boxes on the left describe these steps: 'マスター情報' (Master Information) for step 1, '入力作業' (Input Work) for steps 2 and 3, and '帳表確認' (Statement Confirmation) for steps 4, 5, and 6. The main window shows a detailed view of step 4, including a table of tasks (e.g., 401. 税額計算・税効果計算 (連結納税グループの計算)) and their descriptions. The interface also shows company information like '親会社名: 千代田製造株式会社' and '事業年度: 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日'.

システムの特長

税額計算・税効果計算のプロセスを標準化・迅速化

単体決算時の税額計算・税効果計算の業務プロセスを企業グループで標準化し、早期の個別財務諸表の確定と連結決算への着手が可能となります。

単体納税および連結納税両方の税額計算・税効果計算に対応

単体納税制度を採用している企業だけでなく、将来連結納税制度を検討している企業グループもそのままご利用いただけます。

企業グループでの税額・税効果データの一元管理

企業グループ各社の別表四の加算・減算項目や一時差異情報、将来発生する税額・税効果計算の計算結果まで、親会社で一元的に管理できます。

決算業務に必要なデータを自動作成

未払法人税等および繰延税金資産・負債の計上仕訳、税率差異等の税効果会計に関する注記を自動作成できます。

帳表作成ツールによる帳表の自由設計が可能

マネジメントレポート設計ツール(オプション)を利用することで、eTaxEffectのデータを用いて企業独自のフォーマットに計算結果をスプレッドシート上に自動作成することができます。

単体納税・
連結納税
両方に対応

最新の税法・
実務指針に
完全対応!

いちねんで、いちばんの毎日を。

ICHINEN GROUP

自動車とエネルギーの分野で、 省エネと環境保全に貢献する企業を目指します。

私たちイチネングループは、事業を通じて、全てのお客様に「いちねんで、いちばんの毎日を。」ご提供し、
社会に貢献できる企業を目指しております。

現在、基盤事業である「自動車総合サービス事業（リース・自動車メンテナンス受託・燃料販売）」を中心に、
「ケミカル事業」、「パーキング事業」、「機械工具販売事業」、「合成樹脂事業」を展開しております。

また、事業領域の枠にとらわれない新規事業への参入、規模拡大を目的とした積極的なM&A、海外展開にも挑戦しております。

Automotive Integrated Service 自動車総合サービス

オートリース時代にふさわしい先進のサービスで、より付加価値の高い「自動車総合サービス」の提供に努めています。



Lease リース

自動車保有による負担を軽減するオートリースを軸とし、顧客のニーズや環境保全の視点を取り入れ、幅広いサービスを提供しています。



Maintenance 自動車メンテナンス受託

自動車の走行距離に合わせた保守整備や点検情報の集中管理、「動くメンテナンス工場・巡回サービスカー」など、きめ細やかなサービスを実施しています。また、環境に配慮した車体修理管理サービス事業をイチネンBPプラットフォームで展開しています。



Fuel 自動車燃料・産業用燃料販売

全国のサービスステーションで給油できる「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートプラスカード」を販売。イチネンならではのスケールメリットで全国統一価格を実現し、燃料代削減に貢献します。また、燃料代の一括管理により経理事務合理化もサポートします。



Chemical ケミカル

産業機械や自動車のメンテナンスに欠かせないケミカル製品を多彩にラインナップしています。また、各種ボイラーやディーゼルエンジンの省エネに貢献する添加剤など、さまざまなテクノケミカル製品もご提供しています。



Parking パーキング

土地の有効活用を目的としたパーキング「One Park」だけでなく、店舗や商業施設、病院に附帯した駐車場にも積極的に取り組み、土地オーナー様やドライバーの皆様へ安全・安心で快適なサービスをご提供しています。



株式会社 **イチネンホールディングス**

Synthetic resins 合成樹脂

お客様のニーズに合わせて、汎用樹脂や新材の中から最適な材料を提供するほか、合成樹脂製品の金型設計から製品の組立まで一貫して行っています。また、自社開発したガス濃度計等の取扱いや廃材の樹脂をリサイクルした再生材の用途開発にも取り組んでいます。



Tools & Equipments 機械工具販売

自動車関連工具・一般機械工具については、車体整備関連でのオリジナル製品の開発を促進し、本部での購買機能を高めることにより、より高い収益媒体への転換を目指します。また空調工具については、地球温暖化防止をはじめとした環境関連製品の開発・販売の強化を図るとともに、新たな海外ビジネスモデルを構築して、更なる高品質・低価格の製品の提供を推進してまいります。また、工作機械、切削工具、油圧機器、ペアリングなどの卸売販売も行い、同事業のより一層の拡大を目指して参ります。



【商号】株式会社イチネンホールディングス(ICHINEN HOLDINGS CO., LTD)
【設立年月日】1963年(昭和38年)5月7日
【本社】大阪市淀川区西中島四丁目10番6号
【代表者】代表取締役社長 黒田 雅史(くろだ まさし)
【上場】東証1部(9619)
【資本金】2,529百万円(2015年3月末現在)
【売上高】71,696百万円(2015年3月期連結実績)
【従業員数】連結777人(2015年3月末現在)

株主優待情報

枚数	優待内容
100株以上500株未満	全国共通おこめ券2Kg
500株以上2,000株未満	全国共通おこめ券5Kg
2,000株以上	全国共通おこめ券10Kg

株式会社 **イチネンホールディングス**



成も楽になったようですね。

益田 四半期ごとに『eConsoliTax』を利用して税額計算を行っているのですが、これも以前の手入力から、FAMとのデータ連携になったことで手間が半減しました。

——償却資産税の電子申告の実践による効果も大きかったとか。

益田 従来は人事総務部と情報システム部が膨大な量の申告書(約4000枚)を紙で印刷し2週間か

けてチェックした上で封入・発送を行っていました。それが、ちょうど当社の申告対象先の市町村すべて電子申告に対応したタイミングだったこともあり、延べ約700団体すべてに電子申告を行うことができました。手間や時間の削減はもちろん、発送代の節約にもなりました。

——今後はいかがでしょう。

村中 『FX5』は5社が導入済み。現在はもう7社への導入作業を進めており、今期中にはグループ全社への導入が完了する予定です。会計まわりのシステムを1社にそろえることで、まとまりをよくし、決算スピードをより速くという社内ニーズに対応していく体制をつくっていきます。また、『マネジメントレポート(MR)設計ツール』という便利な機能が『FX5』の『eCA-DRIVER』にありますので、これを使用して管理会計のための帳表が即座に作成できてすぐに分析に入れるようになりました。この機能をより生かしていきながら、経営に役立つ経営を目指したいですね。

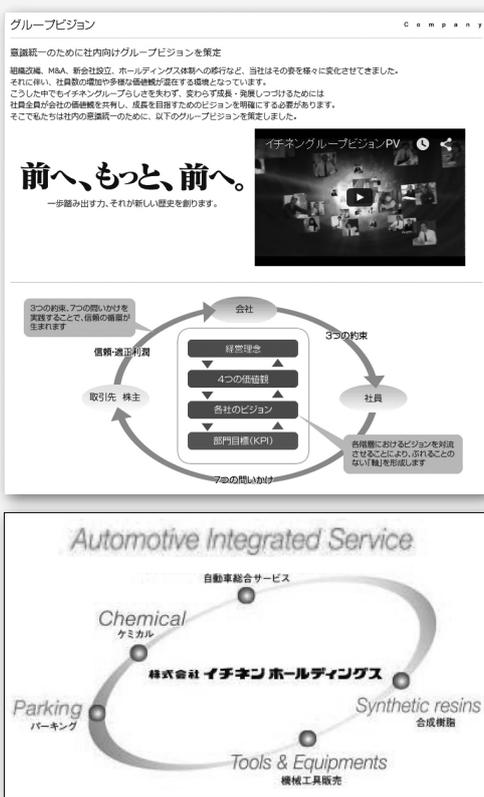
大路線を走っている。ここ数年を見てイチネン前田およびイチネンネット(機械工具)、イチネンTASCO(空調工具)、ジコー(合成樹脂)、ミットモ製作所(機械工具)をグループ会社化し、そのいづれもがシナジー効果を発揮してグループを活性化している。これは重厚長大産業のM&Aとしてはレアケースといえよう。

テレビCMをスタート

同社の強みは、自動車リース事業では、小規模法人にも柔軟に対応できる丁寧で現場密着型の営業活動。成長著しいパーキング事業では、コインパーキング『One Park』のほかに病院や官公庁、商業施設などの大型施設の駐車場にも注力し、自動車リース事業に劣

らない実績をあげつつある。昨年10月からはテレビCMをスタート。これは、機械工具、空調工具などDIY市場への進出により、一般コンシューマー向けの知名度を上げていこうという戦略である。さらに、グループ一体経営の進捗も強力に進めており、たとえば子会社の多くに名称に「イチネン」という冠をかぶせ、より一体感を創出し、知名度を高めようとしているのもその試みのひとつ。あるいは、本文中にある通り、会計・税務システムの刷新・統一も、グループ各社の親和性を高める施策である。

1963年に燃料販売事業で操業したイチネン。自動車関連事業をベースにしながらも、多角化への翼を広げ、今後も前進は続く。



◎株式会社イチネンホールディングス



益田 憲生 課長

討していたので、TKCさんの統合型会計情報システム『FX5』や連結会計システム『eCA-DRIVER』の存在も魅力的でした。というのも、会計まわりを同一メーカーで統一することで、グループの経理のつながりを強め、効率化がはかれると考えたのです。さらにいえば、TKCさんの営業マンの方々の真摯さ(しんしん)でしょうか。導入作業中はパワーが必要ですからね。フォローをいただく「人」の善しあしは大きく影響してきます。すでに、グループ会社16社のうち10社に導入。旧個別会計システムへの仕訳連携も問題なく行えましたし、順次『FX5』に入れ替えていますので、今後ますます親和性が高まると思います。

―― 導入後、仕組みがシンプルになったとか。具体的には？

益田 当グループはリース業が主業務なので自動車などのリースするためには保有する資産(以下、販売資産)を大量に保有しています。

専門的になりますが、以前は、販売システムで販売資産の「会計上」の減価償却を行うとともに、既存の固定資産管理システムで「税務上」の減価償却を行い、それらを超過不足計算システムにデータ連携して別表16(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)を作成。さらに、超過不足計算システムから固定資産管理システムに連携して償却資産データと機器リース管理システムから償却資産申告書を作成していました。

―― FAM導入後は？

村中 販売システムからの会計上の減価償却費と機器リース管理システムからの償却資産内容をFAMに連携すると、自動的に超過不足計算が行われ、別表16や償却資産申告書が作成できるようになりました。販売システムから販売資産を毎月1万5000件程度読み込んでいる会社があり、読み込み時間に30分程度を要しています。一方で、通常利用する機能においては、グループでの総資産は8万件超を登録していますが、スピードは問題なく動作しています。

約700の市町村に
ワンクリックで電子申告

―― 税額計算や法人税申告書の作

企業
トピックス

前へ、もっと、前へを力強く実践

常にチャレンジングな経営で、「前へ、もっと、前へ」とのスローガン通り、右肩上がりの前進を続けるイチネングループ(13期連続増益)。2015年3月期の売上高は717億円で前年比6%増。自動車リース・メンテナンス事業を主力にパーキング事業、ケミカル事業、空調工具事業などに順次業容を広げていき、2020年(創業90年)の目標である「売上高1000億円、営業利益100億円、自動車以外の各セグメントでグループ全体の営業利益の10%以上」へ向けて着々と歩を進めている。近年はM&Aを有効に使いながら、拡



イチネンの経理を支えるスタッフ

◎株式会社イチネンホールディングス

クラウド型固定資産システムを グループ会計・税務の共通基盤に

1963年に燃料販売事業で創業以来、自動車リース・メンテナンス事業をコアとしながら、業容を広げ続けるイチネングループ。最近では、M&Aを頻繁かつ有効に活用し、そのポテンシャルをより高めている。連結経営を実践する中で連結納税システム『eConsoliTax』に続き、このほどTKCの固定資産管理システム『FAManager』を導入。村中正執行役員と益田憲生経理課課長に話を聞いた。



株式会社イチネンホールディングス
所在地 大阪府大阪市淀川区西中島4-10-6
売上高 717億円(連結)
URL <http://www.ichinenhd.co.jp/>



村中正執行役員

——TKCの固定資産管理システム (FAManager : FAM) 導入の背景は？

村中 もともと他社の会計システムに付随する固定資産管理システムを使用していたのですが、保守切れとなり、後継機にも税制改正への対応などの面で不満がありました。それに加え、当社は近年M&Aによる拡大戦略をとっており、固定資産の増大に柔軟に対応する必要があります。そのため、新システムの導入を決断し、当時、TKCさんを含め、お付き合いのあったベンダー4社に提案をしていただいたのです。——ところが、当時、TKCにはご要望に対応するシステムがありませんでした。村中 そうなんです。TKCさんの開発予定だった新固定資産管理システムが、当社の本稼働希望時期

に間に合わない可能性があり、迷惑はかけられないとのこと、当初、提案を断られました。そのため、一時は他社のシステムに決まりかけていました。しかし、本稼働時には当社に絶対に必要な機能を搭載し、その後、順次レベルアップしていく計画の提案があり、再度検討ということになりました。加えて、社内の事情に合わせた機能の搭載を期待できた点にも心が動きました。

益田 一例をあげると、固定資産明細の登録やデータ連携と同時に、将来10カ年の減価償却費の発生費が分かる帳表が作成できるよう設計していただいたりもしました。いまでは管理会計上の資料として大いに役立っています。

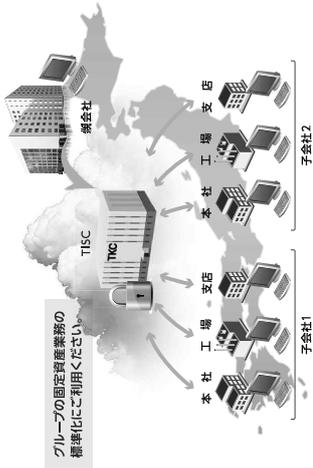
——それ以前にTKCとは連結納税システム『eConsoliTax』の導入に実績がありました。

村中 その信頼感がベースにありました。また、クラウドシステムでサーバーメンテナンスが不要となり、遠方からも入力できるのでグループ会社にもスムーズに導入ができる提案はTKCさんだけだったと思います。また、会計・税務まわりのシステムの全取り替えも検

企業グループ全体の固定資産データを一元管理し、業務を標準化

子会社にFAManagerを展開することにより、グループ各社の固定資産台帳、帳表を統一できます。統一されたアウトプットでチェック等を効率的に実施できます。親会社から子会社の固定資産台帳を確認できるので、監査法人からの質問にもタイムリーに対応できます。

※TISC:TKCインターネット・サービスセンター



出力帳表

■ 固定資産台帳関連

- ・ 固定資産台帳
- ・ 将来10か年の減価償却費
- ・ 月別減価償却実施額確認表
- ・ 固定資産増減明細表
- ・ 圧縮記録一覧表
- ・ 減損処理後の残高確認表 等々

■ 法人税申告関連

- ・ 償却資産申告書(償却課税台帳)
- ・ 種類別明細書(増加資産用)
- ・ 種類別明細書(減少資産用)
- ・ 種類別明細書(全資産用)



その他の機能

1. 内部統制機能
 - (1) ユーザー別権限の設定
 - (2) セキュリティポリシーの設定
 - (3) アクセスログ・操作ログの保存
2. 月次更新
3. 減価償却費の配賦処理
4. 減価償却方法
 - (1) 定額法
 - (2) 旧定額法
 - (3) 旧定率法
 - (4) 25%定率法
 - (5) 200%定率法
5. 期中取得資産の減価償却:月割計算
6. 税法と会計の2つの償却計算を実施可能

TKCインターネット・サービスセンター

当社のお客さまが安全かつ安心なICT環境で情報システムを安定運用し、万一の事態にも業務を維持・継続させることができるようTKCインターネット・サービスセンター(TISC)を運営しています。

その最大の特長は、災害に強い堅牢な建物や世界最高水準の情報セキュリティ対策といったインフラ面に加え、当社社員が24時間365日、サービスの稼働状況を監視するなど運用面でも万全のサービス体制をとっていることです。



TKCクラウド3つのメリット

- 1 システムの開発・提供から、自然災害等への万全な備えと最高度のデータ・セキュリティ体制を備えたデータセンターでのサービスの運用まで、TKCが“All in One”でサポートします(業界唯一)。
- 2 会計や税務のデータは、データセンターに一定期間保管され、万が一に備えた事業継続性の確保を支援します。*保管期間は、ご利用のシステムにより異なります。
- 3 グループ各社のデータを一元的に管理できるとともに、国内の子会社と迅速なデータのやりとりやリアルタイムなデータ確認が可能です。

お問い合わせ先

■営業本部 企業情報営業部

- ▶ 東京 〒162-8585 東京都新宿区陽明町2-1 鬆子坂 MNビル4F ☎03-3266-9055
- ▶ 名古屋 〒450-0002 愛知県名古屋市中区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル5F ☎052-571-1102
- ▶ 大阪 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グラントビル8F ☎06-6212-8621

株式会社TKC

ホームページ: <http://www.tkc.jp/>   

TKC 固定資産管理システム

FAManager



親会社向け情報システム

法人電子申告システム

連結情報システム

電子申告システム

FX5 | ASP1000R | eConsolidTax | e-TAX 償却資産

充実したデータ連携機能で固定資産にかかる決算・申告業務をシンプルに



年々複雑になる、固定資産に関する会計・税務の実務。
このようなご希望はございませんか？

会計・決算対応

- 固定資産管理システムから、財務会計システムへの連携をスムーズに行いたい。
 - 決算時に、子会社の固定資産台帳をタイムリーに把握したい。
 - グループ各社の固定資産台帳、帳表を統一して、決算業務を効率化したい。
- ## 税務・電子申告対応
- 税制改正に確実に対応したい。
 - 法人税別表16の作成の際に、ERP等のデータを有効活用したい。
 - 電子申告を実践して、法人税別表16、償却資産の申告に要している印刷、発送コスト等を削減したい。

その他

- 購買管理システム等から、固定資産管理システムに効率的にデータを登録したい。
- スプレッドシートによる固定資産管理から解放されたい。
- 予算策定、将来予測の際に、固定資産管理システムの情報を活用したい。

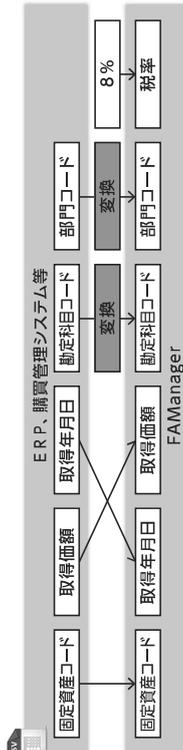
TKCcloud FAManagerの4つの特長

- 1 ERP等との柔軟な連携
- 2 会計・税務・申告システムとのスムーズな連携
- 3 シミュレーション機能で管理会計も効率化
- 4 企業グループ全体の固定資産データを一元管理し、業務を標準化



ERP等との柔軟な連携

FAManagerの一括読み込み機能を使用することにより、ERP等から出力したデータ（新規取得、除却、リース解約、市町村移動等）を活用して、効率的にFAManagerにデータを登録できます。



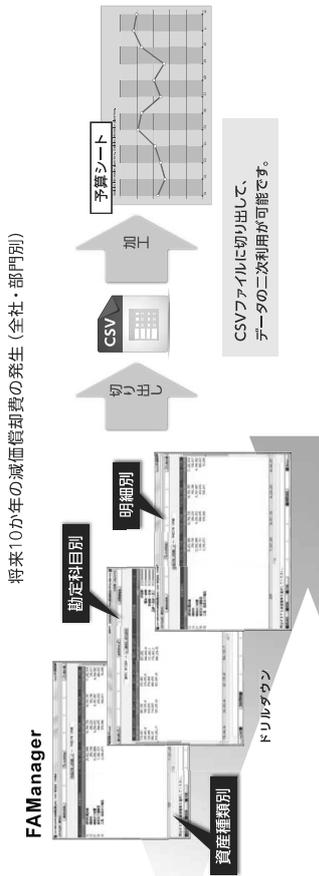
会計・税務・申告システムとのスムーズな連携

FAManagerと会計・税務・申告システムとのCSV連携により、固定資産に関する決算・申告の手続きをスムーズに実施できます。



シミュレーション機能で管理会計も効率化

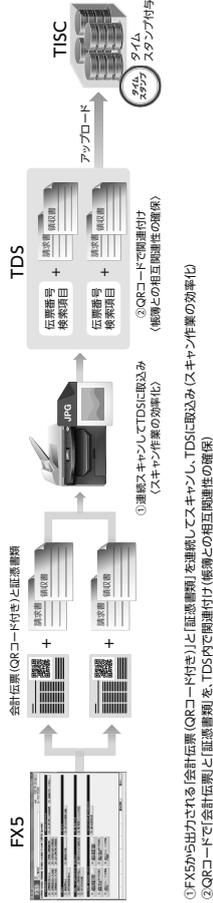
将来10か年の減価償却費の発生を、全社・部門別の2つの切り口で把握できます。それぞれの切り口で、資産種類別、勘定科目別、明細別に詳細を確認できます。これらのデータをCSVに切り出し、2次活用することで、予算や将来予測の減価償却費の把握に利用いただけます。



便利 財務会計システムとTDSとの連携

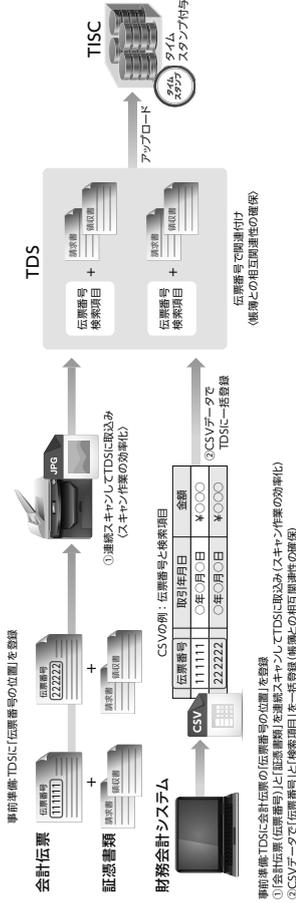
■ TKC統合型会計情報システム (FX5) とTDSとの連携 2016年12月提供

FX5との連携機能を搭載し、スキャナ保存制度の要件の一つである「帳簿との相互関連性の確保」を強力に支援します。



■ ご利用中の財務会計システムとTDSとの連携

財務会計システムを変更することなく「スキャン作業の効率化」と「帳簿との相互関連性の確保」を実現できます。



税務・会計の専門家による安心サポート



TDSの導入は、税務と会計に精通した専門家 (TKC全国会に加盟する税理士・公認会計士) がサポートします。「オペレーション研修サービス」では、スキャンしたデータの保存から検索までの運用手順を効率的に習得いただけます。また、「スキャナ保存制度研修サービス」 (任意) では、税理士・公認会計士がスキャナ保存制度と申請手続きについてご説明いたします。スキャナ保存制度の運用申請から印簿な運用まで一環してサポートいたします。

お問い合わせ

株式会社TKC 企業情報営業部

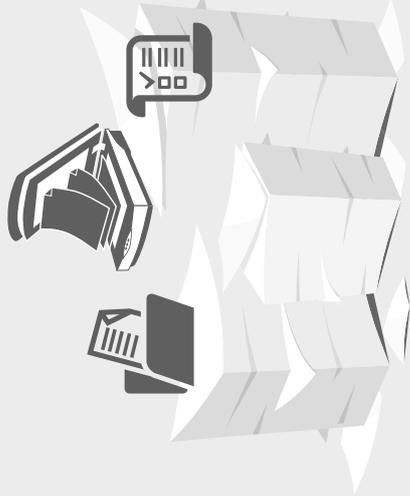
■ 東京 〒162-8585 東京都新宿区藤崎町2-1 様子坂MINEビル4階 TEL: 03-3266-9055 FAX: 03-3266-9168
 ■ 名古屋 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル5階 TEL: 052-571-1102 FAX: 052-533-6330
 ■ 大阪 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル8階 TEL: 06-6212-8621 FAX: 06-6214-2320

ホームページ: <http://www.tkc.jp/consolidate/tds> TKC TDS

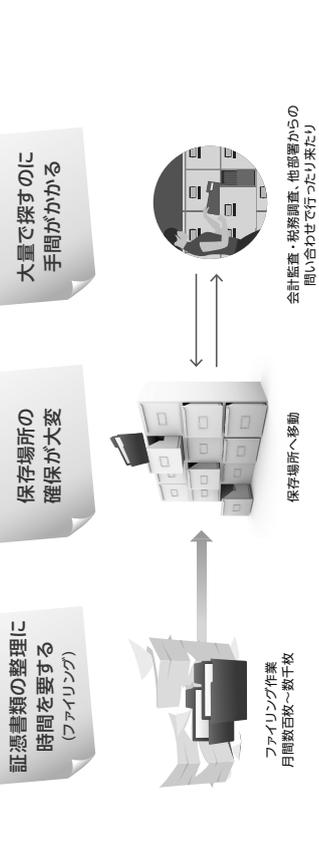


TKC証憑ストレージサービス

TDS
(Tax Document Storage)



証憑書類の整理・保存—こannonお悩みありませんか？



ご存じですか？ スキヤナ保存制度の要件緩和

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」に関する法律施行規則の一部が改正され、スキヤナ保存制度(電子帳簿保存法第4条第3項)の適用要件が緩和されました。これにより、スキヤナ保存制度が「グッツ」と活用しやすくなりました！

※スキヤナ保存制度の適用には、承認を受けようとする国税関係帳簿をスキヤナで読み取った電磁的記録による保存に代える日の3月前日までに、税務署長に対して申請を行う必要があります(電子帳簿保存法第6条第2項)。

入力方式	速やか(1週間)	業務サイクル(1か月と1週間)	通時(期限なし)
対象書類	契約書、納品書、送り状、請求書、領収書及びこれらの写し ※対象書(13万円未満の契約書、領収書及びこれらの写し)に限る規制は撤廃。	契約の申込書(定型約款のあるもの、見積書、注文書、検収書等)	契約の申込書(定型約款のあるもの、見積書、注文書、検収書等)
入力期限	3万円以上でも対象に	書類の作成または受領後1週間以内	期限なし(過去分可能)
電子署名	要→不要	要→不要	要→不要
入力者情報の保存	要	要	要
帳簿との相互関連性	要(要→一括検証)	要(要→一括検証)	不要→要(要→一括検証)
適正事務処理要件	要	要	不要
関連する帳簿の電子保存	不要	要→不要	不要
検索機能	①取引年月日その他の日付、取引金額その他主要な記録項目での検索 ②日付、金額の記録項目は、その範囲を指定した検索 ③以上の任意の記録項目を組み合わせた検索 ※一連番号等で帳簿との相互関連性を確保している場合は、当該一連番号等での検索も必要		
スキヤナ	原簿と同一体となったスキヤナ		
解像度	200dpi以上		
帳簿	フルカラー	フルカラー	フルカラー→グレースケールも可
解像度、階調の保存	要	要	要
書類サイズの保存	要	要	要→不要
関連書類の備付	マニュアル・事務処理手順		

出典：公益社団法人 日本文章情報マネジメント協会(JIJMA) 14年 平成27年度税制改正の内部説明 2015.06.09に一部加筆
[印刷版訂正] e-文書入門 平成27年度税制改正の内部説明

TDSで解決！ “本社経理部”のためのスキヤナ保存制度に対応したサービスです。

TDSは、スキヤナ保存制度の要件に対応したクラウド型のストレージサービスです。本社経理部で証憑書類をスキャンし、電子化したデータをTDSに取込みます。取込んだデータは、TKCのデータセンター(TISC)にアップロード後、タイムスタンプが付与され、保存されます。また、財務会計システムとTDSとの連携により、帳簿との相互関連性も確保されます。



安心 TDSの主な機能—スキヤナ保存制度の要件に完全対応！

JIJMA 公益社団法人 日本文章情報マネジメント協会 (JIJMA) から、電磁的スキヤナ保存システム法に基づく法的要件認証

これは、スキヤナ保存制度の要件を満足しているソフトウェアを認証するものです。

- 画像の保存に関する機能**
スキヤナ画像の付与
一連番号等のOCR読み取り
- 画像保存後の操作に関する機能**
保存した画像の閲覧
画像の差替え・削除
画像の検索項目の登録
- システム管理機能**
タイムスタンプの一括検証
解像度・階調の確認
ログ管理
- 権限設定の機能**
メニューの利用権限
証憑種類の閲覧権限

安全 強固なセキュリティ体制のTISCで保存

TISCは、情報セキュリティに関する認証「ISO/IEC 27001」及び、パブリッククラウドにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC 27018」の認証を取得した、強固なセキュリティ体制を構築するデータセンターです。

- 「スキヤナした証憑書類の画像を、税法上求められる最長11年4ヶ月間」TISCで安全にお預かりします。
- クラウドサービスであるため、設備投資やメンテナンス・監視の必要がなく、システム導入・運用時の負担を大幅に軽減できます。

TKCデータセンター TISC

平成28年度 法人電子申告システム(ASP1000R[®]) 税効果会計システム(eTaxEffect[®])
[2016年07月版]～[2017年02月版] システム改訂内容のご案内

平成29年1月23日 第1版発行

著作権者 株式会社TKC ©2016-2017

発行者 角 一幸

発行所 株式会社TKC

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F 電話03-3235-5511

不許複製

